

平成二十五年十二月定例会

平成 25 年 第 4 回

菊陽町議会 12 月定例会会議録

平成 25 年 12 月 3 日～12 月 11 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成25年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12／3	火	開会・行政報告・提案理由説明・議案審議（議案第50号）表決・請願・委員付託
12／4	水	一般質問（3人）
12／5	木	一般質問（3人）
12／6	金	一般質問（2人）
12／7	土	休会
12／8	日	休会
12／9	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12／10	火	休会（議事整理）
12／11	水	議案審議（議案第51号～諮問第1号）表決 委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成25年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	野田 恭子 (P31～)	1. 行政バスの在り方について	①行政バスの台数・車両の大きさは、現在の使用頻度に対して十分であるか ②使用頻度は適当であると考えられるか ③使用規程の使用範囲に『小中学校の児童及び生徒が校外において実施する教育文化活動、体育振興のための行動行事に参加する場合』を追加できないか
		2. 町税等の収納・徴収環境の整備について	①税率をあげるための方法のひとつとしてクレジット・コンビニ納付、ペイジーなどの利用を進めてはどうか ②時代にあった納税方法、納税し易さが住民サービスにつながるとは考えられないか
2	川俣 鐵也 (P41～)	1. 行政改革について	①部長職は当初の目標とおりに機能しているか ②適正な人員配置ができているか ③町民の期待に応えられる体制になっているか ④職員数は適正か
		2. 光の森多目的グラウンドの将来の方向について	①具体的計画はなされているか ②民間の人材、資金、頭脳を最大限に活かす考えはないのか ③町民の健康推進と活力のための施設をぜひとも造るべきではないか
		3. 総合体育館の構想について	①総合体育館の進捗状況はどうなっているか
3	梅田 清明 (P50～)	1. 災害対策について	①災害時の要援護者避難対策はどうなっているか ②防災訓練の具体的なシュミレーションはあるのか ③台風30号を想定した、災害対策、防災対策訓練はどのように考えているのか
		2. パソコンのOS（基本ソフト）について	①Windows XP更新について、町全体で何台残っているのか ②いつ更新するのか。全部なのか。予算はいくら位か
		3. 福祉について	①非婚の子育て支援について、母子家庭同様の支援はできないのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
4	小林久美子 (P67～)	1. 介護保険の要支援者の対策について	①国は、要支援者への事業を介護保険から切り離し、市町村事業に回すことを検討している。利用者から不安の声があがっているが、町の考えはどうか ②要支援者の中の訪問介護や通所介護の利用状況とその実態はどうなっているのか
		2. 待機児童の解消について	①待機児童の定義と来年度の見込み数はどうか ②待機児童解消のための取組はどうなっているのか
		3. 就学援助制度の充実について	①生活保護基準の引下げによる影響はどうなるのか ②生活援助費の中に生徒会費・PTA会費・クラブ活動費を追加し充実が図れないか
		4. 白川の河川改修について	①現在の取組と今後の治水対策について、どのように考えているのか
5	吉山 哲也 (P81～)	1. 第2期地域福祉計画について	(1)第1期菊陽町地域福祉計画との異同及びその評価根拠はどのようにあるか (2)第2期菊陽町地域福祉計画の各基本目標における優先事項はどのようなものか ①基本目標Ⅰについて ②基本目標Ⅱについて ③基本目標Ⅲについて ④基本目標Ⅳについて (3)その進捗状況は誰が、いつ、どのように評価するのか。また、評価結果について公表をするのか
		2. 医療費について	(1)本町における医療費の近年の動向について、特徴はどのようにあるか (2)レセプトデータから認識できるものはどのようなものか ①診療報酬明細書から認識できるもの ②調剤報酬明細書から認識できるもの (3)今後の取組及びその方針はどのようにあるか
6	吉本 孝寿 (P94～)	1. 教職員のメンタルヘルス（精神的な疲労、ストレス、悩み、などの軽減・緩和の予防を目的とする）の維持・改善を目的とした支援について	①教職員の精神的な疲労、ストレスに関する現状と課題をどのように考えているのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>②学校という特殊な職場であることから、どうしてもその悩みの対象が、子どものことや保護者とのこと、授業のことなどにスポットライトが当たっている。教職員も、会社などで働く社会人と同じように、職場の人間関係の悩み、また保護者や児童、生徒との関係でも悩んでいると思うが、そのような教職員に対してどのようなサポートを行ってきたのか</p> <p>③専門家等の活用を含めた相談体制の整備・充実を図る事が重要だと思うが、どのように考えるのか</p>
		<p>2. ひとり親家庭等の子どもを対象とした「地域の学習教室」の実施について</p>	<p>①熊本県では、家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障があるひとり親家庭等の子どもたちに、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室事業」が平成25年1月からスタートしている。 この事業に対する取り組みは、どのようなになっているのか</p> <p>②本事業の学習支援員を登録されている方が本町にもおられるが、活動できる場所など環境の整備・実施時期をどのように考えているのか</p>
		<p>3. スマートドライバーの推進について</p>	<p>①スマートドライバーとは、交通規制や取り締まりといった、安全運転・事故防止を半ば「強制」する従来のキャンペーンではなく、「事故を起こしたくない」というドライバーであれば普通に抱えている感情を他のドライバーへの「思いやり」へとシフトさせ、結集することで事故軽減を実現することを目的としている交通事故を減らすプロジェクトである。交通事故も多発している本町においてもスマートドライバーの推進が必要と思うが、町の考えは</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
7	甲斐 榮治 (P113～)	1. 町財政の現状及び将来について	<p>(1)一般会計における自主財源と依存財源の全国及び熊本県内市町村の構成比率の平均並びに菊陽町の構成比率（平成24年度）は【別表2】のとおりである。菊陽町は比較的自立性の高い自治体であると言えるが、最近自主財源の比率が落ちてきている。この原因は何か。この自立性を維持するためにどのような努力をしているか。またはどのような努力目標が必要と考えるか。</p> <p>(2)町財政の現状について</p> <p>①【別表1や別表3】に見るように、財政規模は拡大している。その主な原因は何か</p> <p>②財政力指数が微減している理由は何か</p> <p>③経常収支比率は財政の弾力性を判断する基準の一つであるが、標準値を超えている理由は何か。標準値に返す緊急な必要があるか。あるとすれば、どんな努力が必要か</p> <p>④財政の弾力性をはかるもう一つの基準に、公債費負担比率がある。これが15%を超えている。この原因は何か。15%以下に抑えるには何が必要か</p> <p>⑤【別表3】で言及した臨時財政対策債は、地方交付税交付金の原資不足分を補うために国が借金で支弁するもので、平成13年に創設され、同15年までの臨時措置とされたが、原資不足が解消されないために今も継続されている。菊陽町の場合、この累積額はどうなっているか。また、将来この一部もしくは全部が町の債務として残る惧れはないか</p> <p>⑥臨時財政対策債は、地方債の残高を押し上げる要因にもなっている。財政運営上、地方債残高の上限はどこまで許されると考えているか</p> <p>⑦今後の事業についても地方債の使用が想定されるが、財政の健全性は維持できるか</p> <p>(3)平成26年度の国の税制改正が町財政に及ぼす影響などについて</p> <p>①経済産業省は、法人固定資産税のうち償却資産に対する課税を減免する方針を打ち出している。これが実施されれば、町財政にどのような影響があるか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>②これは、地方自治法に規定された地方自治体の安定的な財源であり、本年9月に町長並びに全議員署名のもとにこれに反対する意見書を国に提出した。その後の経過はどうなっているか。今後どのような事態が想定できるか</p> <p>③ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されている。最近関係業界団体や文部科学省から同税の廃止を求める要望が出されている。町財政への影響はどうか。また、この問題についてどのように考え、どのように対処するか</p> <p>(4)町財政の健全性維持と将来のさらなる発展のためには何が必要と考えているか</p>

【別表1】菊陽町一般会計の年度別推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入	11,598,441,733	12,416,943,598	12,865,878,420	15,756,625,877
歳出	10,840,400,581	11,662,588,803	12,040,487,621	14,855,232,896
差引残額	758,041,152	754,354,795	825,390,799	901,392,981
翌年度繰越財源	239,768,000	228,249,000	241,628,500	319,256,015
実質収支差額	518,273,152	526,105,795	583,762,299	582,136,966

【別表2】一般会計における自主財源と依存財源の構成比率の比較

	全国市町村平均	熊本縣市町村平均	菊陽町
自主財源	47.8%	35.5%	56.2%
依存財源	52.2%	64.5%	43.8%

【別表3】菊陽町の財政状況を判断する指数

	財政力指数	経常収支比率%	公債費負担比率%	標準財政規模 千円
区分の説明	3年間の平均値であり、1に近いほど財源に余裕がある。	弾力性判断の基準。70~75%が標準である。	公債費=借金。一般財源が自由に使える状態であるかを見る指標。 15%以下がよい 15%以上黄信号 20%以上赤信号	地方公共団体で、普通の状態で収納される一般財源の規模を示す。【臨時財政対策債(後述)】を含んでい
年度				
平成20年度	0.893	88.4	16.5	7,413,188
平成21年度	0.948	88.7	16.0	7,568,358
平成22年度	0.939	83.6	14.9	7,809,520
平成23年度	0.921	84.5	15.8	7,967,798
平成24年度	0.912	82.9	16.2	8,116,364

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
8	渡邊 裕之 (P126～)	1. 生ごみのたい肥化による ゴミ減量への取組について	現在、三里木商工繁栄会で取り組んでいる、 E C Oステーション。生ごみ処理機を使っ て、たい肥にする事業を行っている。 ①事業への評価、費用対効果について ②学校給食等の残飯量、その処理費用は ③モニターを含め、ゴミを減らすために取組 むつもりはないか
		2. バイクのまち菊陽への取 組について	すぎなみフェスタに併せ、バイクフェスタき くようを開催。多くのバイクショップ、参加 した県内外のバイク愛好者に喜ばれた。 ①この結果を受けて、今後どのような支援、 取組ができるか ②熊本県が進めるくまもとライダーズベース に菊陽始点で事業を進めるよう要望すべき であるが、取組めるか ③バイク愛好者の声、アンケート結果につい て、前向きに取組む姿勢はあるか
		3. 一部組合立高等学校新設 について	①地の利を活かし、菊陽町に一部組合立の高 等学校を新設すべきと考える。可能性につ いてどう考えるか ・問題点：少子化、高校再編、県、近隣自治 体の理解 ・メリット：地域への経済効果、若者の活 気、定住促進

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成25年12月3日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（平成25年第4回菊陽町議会12月定例会）

平成25年12月3日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第50号から諮問第1号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 議案第50号 菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中 岡 敏 博 君

2番 野 田 恭 子 君

3番 吉 本 孝 寿 君

4番 吉 山 哲 也 君

5番 渡 邊 裕 之 君

6番 坂 本 秀 則 君

7番 石 原 武 義 君

8番 甲 斐 榮 治 君

10番 岩 下 和 高 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

12番 福 島 知 雄 君

13番 川 俣 鐵 也 君

14番 加 藤 眞 佐 男 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 梅 田 清 明 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 井 手 義 隆 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君

総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君

福祉生活部長 實 取 初 雄 君

産業建設部長 松 村 孝 雄 君

会計管理者兼
会計 課 長 渡 邊 幸 伸 君

総務部審議員兼
人権教育・啓発課長 堀 川 俊 幸 君

産業建設部審議員兼
商工振興課長 荒 木 一 雄 君

総 務 課 長 吉 川 義 則 君

総合政策課長 服 部 誠 也 君

財政課長 阪本浩徳君
福祉課長 宮本義雄君
介護保険課長 市原憲吾君
町民課長 酒井章彦君
農政課長 志垣敏夫君
都市計画課長 小野秀幸君
総務課長補佐兼
庶務法制係長 中島秀樹君
図書館長 山崎謙三君
生涯学習課長 堀行徳君

税務課長 阪本章三君
健康・保険課長 佐藤清孝君
環境生活課長 大山陽祐君
武蔵ヶ丘支所長 大川由紀美君
建設課長 今村敬士君
下水道課長 士野公典君
教育審議員兼
中央公民館館長 矢野陽子君
学務課長 松本洋昭君
農業委員会事務局長 堀川正信君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成25年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番渡邊裕之君、6番坂本秀則君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（8月、9月、10月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、先般全国町村議会議長全国大会が11月13日にNHKホールで開催されました。大会内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理した請願は、議席に配付の請願文書表のとおり、総務常任委員会、産業建設常任委員会に付託したので報告します。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 改めまして、おはようございます。

議員各位におかれましては、平成25年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、12月を迎え大変御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、全国町村長大会について報告します。

11月20日に東京都のNHKホールにおきまして全国町村長大会が開催されました。内容といたしまして、開催前に安倍内閣総理大臣の挨拶があり、その後、全国町村会長藤原忠彦会長の挨拶や石破幹事長をはじめ来賓の方々の祝辞が述べられ、議事に入りました。大会決議として本年は7項目が出されました。主な内容を紹介しますと、1つ、東日本大震災からの早期の復興を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。1つ、地方財政計画における歳出特別枠を堅持するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。1つ、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、自動車取得税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。1つ、TPP交渉に当たっては、国益の堅持と重要5品目聖域の確保に万全を期すこと。1つ、領土、外交問題に毅然とした姿勢で臨むことなどが全会一致で決議されたところであります。

次に、国保制度改善強化全国大会について報告します。

11月21日に日比谷公会堂において国保制度改善強化全国大会が行われ、9項目の要望事項が決議されました。主な内容としまして、1つ、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。1つ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案に示された国保制度改革の検討に当たっては、地方の理解を得た上で法制化等の措置を講じること。1つ、国の責任において国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築することなどがあります。

それでは、菊陽町内のことについて行政報告をいたします。

初めに、11月に開催された3つのイベントについてであります。

まず、11月9日に今年も姉妹都市屋久島町から岩川副町長以下12名の参加のある中ですぎなみフェスタを開催しました。

本年で26回を迎え、町のマスコットキャラクターキャロッピーが新しくなりましたので、フェスタのステージで発表いたしましたところでもあります。会場内のコーナーでは地元産の農産物や加工品の販売や試飲、各種団体の展示や体験コーナーなど、内容の充実を図ったところでもあります。初めての試みとして、吉本興業のお笑い芸人もっこすファイヤーの2人をすぎなみフェスタPR大使として任命し、出演番組等によりPRをしていただきました。また、テレビ放送の6番組でも取り上げられ、天気にも恵まれて過去最高の約6,000人の来場者がありました。今後も菊陽町の基幹産業であります農業とともに、健康、福祉、環境等の分野を含めた総合祭として町民相互の交流を深め、都市部と農村部の交流により農業の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

次に、鼻ぐり井手祭について報告します。

11月17日に南部町民センターと鼻ぐり井手公園を会場に第5回菊陽町鼻ぐり井手祭が開催され、小雨の中ではありますが、約1,100人の来場がありました。熊本大学大学院教授の山尾敏孝先生から馬場楠井手の現状と文化財登録に向けての基調講演のほか、文化財ボランティアガイド及び菊陽南小学校児童による子どもボランティアガイドが鼻ぐりの説明を行い、来場者に菊陽町に残る歴史的遺構のPRをすることができました。

次に、菊陽町スタンプラリーについてであります。

11月23日祝日にJR九州とタイアップした秋のウォーキングと菊陽町スタンプラリーを実施いたしました。この事業は、JR三里木駅をスタート・ゴールとする約8キロのコースで、町の伝統行事や特産品と触れ合い、のどかな風景の中を歩き、山内本店で温かいみそ汁や鉄砲小路公民館でのおにぎりやのっぺい汁のもてなしが大好評で、参加された方との交流も定着してきたところであります。こちらも過去最高の約600人の参加があり、菊陽町名産の商品やニンジン等の農産物の紹介を行っております。

次に、平成26年度の税制改正に伴う要望活動についてであります。

地方税に影響を及ぼす税制改正については、各地方自治体の財政運営に多大な支障を生じるため、現行制度を堅持し、導入を行わないように熊本県関係国会議員に対して強く要望をしてきたところであります。9月25日には、熊本県町村会長をはじめ、関係の深い町村長とともに本町からは大塚議長と一緒に要望活動を行い、その日は菊陽町議会議員の皆様の連名による平成26年度税制改正に関する要望書を当時の総務副大臣の坂本哲志様に議長から直接渡していただきました。その後、熊本県と熊本県市長会及び熊本県町村会長の連名により、熊本県関係国会議員に対して緊急要望も提出されております。全国の他の自治体や関係団体からも現行制度の堅持についての要望もなされ、税制調査会は結論を年末まで持ち越されることになりました。11月20日には先に報告いたしましたように全国町村長大会でも重点要望事項として採択され、国に対し町村の意見反映を強く求めています。このような状況の中、11月26日に熊本県から償却資産の課税の件は厳しい状況にあるとの情報があり、29日に再度県選出の国会議員の方に改めて本町と大津町で、このときも両町の議長にも同行いただき、制度堅持の要望を行ったところあります。

次に、菊陽町行政評価委員会について報告します。

外部の方による菊陽町行政評価委員会が9月から11月にかけて7回開催され、11月22日に行政評価結果報告書が町の方に提出をされました。概要は、平成24年度に実施したイベントの中から町が関与した10のイベントを対象に評価を実施されています。町では、この評価結果を尊重し、より効率的、効果的な行財政経営を目指してまいります。

次に、警察力強化について9月定例議会後の取組について報告いたします。

定例会後の9月25日に菊陽町、菊陽町議会及び安全・安心なまちづくりを目指す菊陽町民連絡協議会で、県知事、県議会議員、県警本部長に対しまして警察力強化の要望書を提出しております。10月2日には、菊陽町図書館ホールにおきまして安全・安心なまちづくりを目指す

町民大会を開催し、町民約650名に参加していただきました。町民大会では、菊陽町に大津警察署菊陽分署、菊陽光の森交番の新設等を求める決議が採択され、この大会の状況及び採択されました決議文書の資料を添えて県警本部に報告をしたところであります。

熊本県警察再編計画については、具体的な作業に入るとの情報も得ており、他市町からの要望も出されていることから、気を緩めることなく具体的な要望活動を継続強化してまいりたいと考えております。

次に、町内巡回バスについてであります。

本年10月1日から運行体制を大幅に見直し、新たな町内巡回バスの運行を開始しました。町のキャラクターキャロッピーを施したバス3台が町内を運行しており、定期バスとの見分けがつきやすくなりました。運行開始から2か月を経過しましたが、本年10月の乗車人員が1,261人、11月の乗車人員が1,212人で、変更前の9月の乗車人員808名と比較とすると、10月は56%、11月は50%の伸びを示しております。今後も、地域説明会などを実施し、巡回バスの利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、(仮称)光の森複合施設について報告します。

(仮称)光の森複合施設につきましては、議員各位の御参列のもと、去る11月28日に建築業務を受注された工事関係者による安全祈願祭が行われました。今後は、来年11月1日のオープンを目指して工事を進めてまいります。

次に、介護保険事業について報告いたします。

第5期介護保険事業計画に定めました2か所の地域密着型サービス施設の整備を進めています。小規模特別養護老人ホームについては、事業者を社会福祉法人清陽会に指定し、井口地区できほう苑きららとして11月から運営が開始され、定員29名と合わせてショートステイも11名が利用可能となりました。

また、認知症高齢者グループホームについては、本年7月に公募をかけて事業者を指定し、武蔵ヶ丘地区に来年8月末までに竣工する予定となっており、18名が利用可能となります。これらの施設整備に伴い、入所待機者の解消につながるものと期待しているところであります。

次に、JA菊池人参選果施設整備事業について報告します。

平成24年度の国の経済対策により進められていました人参選果場が11月5日に落成式を迎え、11月18日より稼働しております。この施設に対する国、県の補助率は合わせて90%、選果能力は以前の2倍となっており、出荷農家のコスト縮減に大きく寄与するとともに、市場における菊陽ニンジンブランドのさらなる確立が図れるものと期待しているところであります。

次に、菊陽南小学校の定住対策について報告いたします。

菊陽南小学校区への子育て支援の定住を促進するため、10月1日から菊陽町定住促進補助金制度を設け、運用を開始しました。現在までに新築1件、転入2件の申請があつております。今後についても定住促進補助金制度の関係機関等への周知をさらに進めることで南小校区の活性化を進めていきたいと考えております。

最後に、学校教育についてであります。

11月2日に開催されました第1回科学の甲子園ジュニア全国大会熊本県代表選考会で武蔵ヶ丘中学校が県立中学や市立中学を抑えて堂々3位になりました。また、11月8日に熊本県中体連駅伝大会が天草市で開催されました。男子の部に菊陽中学校が、女子の部に武蔵ヶ丘中学校が菊池郡市代表として出場し、菊陽中が15位、武蔵ヶ丘中が14位と健闘いたしました。

教職員については、本年度の熊本県教育功労優秀教職員に菊陽中部小学校の青木敦子教諭が選ばれ、11月9日に表彰が行われました。青木先生はこの中部小学校の合唱部の指導をされておる先生であります。

以上、最近の主なものについて行政報告をいたしました。今後も町民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。今後とも、議員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第50号から諮問第1号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出議案、議案第50号から諮問第1号までの15件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成25年第4回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は15件であります。内訳は、諮問1件、同意2件、議案12件について御審議をお願いするものであります。

付議事件の順に申し上げます。

議案第50号は、菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてであります。

菊池環境保全組合の共同処理する事務について、現行では関係市町である菊池市にあっては市町村の廃置分合による廃止前の泗水町の区域に限られていますが、ごみ処理施設等の設置及び管理運営並びにごみ処理基本計画に関することは平成26年4月1日から菊池市全域を含めた関係市町で行っていくため、改正するものであります。一部事務組合である菊池環境保全組合の規約を改正するためには、法令上、構成市町の議会の議決、いわゆる同文議決を経て熊本県知事の許可を得る必要があります。

議案第51号は、菊陽町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について



てであります。

内容は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。改正点は、延滞金の利率の見直しであります。

議案第52号は、菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、議案第51号同様に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。改正点も、議案第51号同様に延滞金の利率の見直しであります。

議案第53号は、菊陽町土地開発公社の解散についてであります。

内容は、土地開発公社が抱えています借入金による将来的な町財政への影響を回避し、本町の将来における計画的財政運営を図ることを目的として、第三セクター等改革推進債を活用しまして菊陽町土地開発公社を解散したいと考えております。これに伴い、公有地の拡大の推進に関する法律及び菊陽町土地開発公社定款の規定に基づき、菊陽町土地開発公社の解散について議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は、第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてであります。

菊陽町土地開発公社の解散に伴い、本町がその元金または利子の支払いを保証している同公社の借入金の償還に要する経費に充てるための地方債について熊本県知事に許可を申請するため、地方財政法第33条の5の7第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第55号は、平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に7億9,881万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億5,208万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、県支出金を835万2,000円、諸収入を1,277万2,000円、町債を8億900万円それぞれ増額し、国庫支出金を3,246万円減額するものであります。

一方、歳出の主なものは、総務費を2,207万円、民生費を2,167万6,000円、諸支出金を8億1,000万円それぞれ増額し、土木費を716万4,000円、災害復旧費を5,126万円それぞれ減額するものであります。

議案第56号は、平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5,121万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8,740万2,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、療養給付費等交付金を5,119万2,000円増額し、歳出の主なものは保険給付費を4,973万1,000円増額するものであります。

議案第57号は、平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、収益的支出の予定額において事業費用を241万4,000円増額し、11億4,626万9,000円と定めるものであります。また、資本的収入につきましては、収入財源の変更を行うものであ

ります。

議案第58号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が受贈しました光団地地区の開発道路及び新山地区の開発道路を新たに町道として認定するものであります。

議案第59号は、町道路線の廃止についてであります。

内容は、株式会社イズミの開発計画により、町道の付替工事が必要となりましたので、あらかじめ現存します町道の廃止認定を行うものであります。株式会社イズミの開発計画は町民の利益につながると判断し、同意したものであります。

議案第60号は、合志市道路線の廃止に係る承諾についてであります。

このたび合志市におかれましては、道路台帳の再構築が行われることになりました。このため、地方自治法第244条の3第3項の規定により認定承諾されております菊陽町区域内の合志市道12路線についてあらかじめ廃止の承諾を行うものであります。

議案第61号は、合志市道路線の認定に係る承諾についてであります。

議案第60号で一旦合志市道路線の廃止承諾が行われまして、議案第61号において合志市道12路線を改めて認定の承諾を行うものであります。

同意第2号は、固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについてであります。

現在の固定資産評価委員の五野正明様から本年12月31日をもって辞任の届け出がありましたので、後任として菊陽町大字原水1063番地3にお住まいの服部貞夫様を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第3号は、固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについてであります。

固定資産評価審査委員会委員の任期は3年となっており、3名の委員のうちお二人が平成25年12月18日をもって任期満了となります。現在の委員であります吉岡光憲様と西塔正弘様を引き続き委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。このたび人権擁護委員のうち3名が平成26年3月31日で任期満了となります。人権擁護委員の候補者として、菊陽町大字久保田2736番地1にお住まいの片山修一様を5期目の再任に、菊陽町大字津久礼2353番地4にお住まいの鬼塚成子様及び菊陽町大字津久礼1908番地にお住まいの富永悦子様を新任として推薦するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明申し上げますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第50号 菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第50号菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題とします。

環境生活課長、説明を求めます。

○環境生活課長（大山陽祐君） 改めまして、おはようございます。

議案第50号菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について組合事務を所管します環境生活課から御説明申し上げます。

今回の規約改正の主な内容は、菊池市の全域加入とこれに伴う組合負担金、新環境工場建設負担金の整合を図るものでありまして、組合構成市町議会でのいわゆる同文議決と呼ばれるものであります。本議案と同一の議案が菊池市においては先月29日に、合志市においては昨日議決済みでありまして、大津町は9日の日に議決される予定です。4市町議会での議決後は、市町長4名の連名で熊本県知事宛てに規約改正の許可申請を行いまして、その許可をもって規約改正に係る法令上の手続は完了いたします。

まず、改正規約について理解しやすくするために括弧書き等を適宜省略しまして朗読させていただきます。

それでは、朗読いたします。

菊池環境保全組合規約の一部を変更する規約。菊池環境保全組合規約の一部を次のように変更する。

第2条中「もつて」を「もって」に改める。

第3条第1項中「菊池市にあつては市町村の廃置分合による廃止前の泗水町の区域に限る」を削り、「ごみの処理処分に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

1、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項のごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場の設置並びに管理運営に関すること。

2、ごみ処理基本計画に関すること。第3条第2項中「ごみ処理施設」の次に「等」を加え、「設置、管理」を「設置及び管理運営」に改める。

第9条第3項、第10条第2項及び第13条第1項中「もつて」を「もって」に改める。

第13条第2項ただし書きを削る。

次のページをお願いします。

別表を次のように改める。

別表、左の枠を縦に見ます。施設の建設に要する負担金、施設の管理運営に要する負担金、施設の解体に要する負担金、負担割合の詳細については記載のとおりです。基本的に均等割10%、利用割90%となっております。

注意書きとしまして、訳注といたしまして1、利用割とは関係市町の年間のごみ搬入実績に応じた割合を言う。ただし、ごみ搬入量実績が確定するまでは環境省が実施する一般廃棄物処

理実態調査の前々年度のごみ搬入量を用いる。

ここで、この注意書きの1、ただし書き、ごみ搬入量実績が確定するまでとは別表の一番上の欄、上欄の施設の建設に要する負担金、いわゆる新環境工場の建設負担金についてのみ適用されるものでございます。

2については記載のとおりです。

附則、この規約は平成26年4月1日から施行する。

提案理由といたしまして、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるということでございます。

次の次のページをお開きください。

新旧対照表でございますけれども、この表は左欄が改正前、右欄が改正後の条文を示しております。今回の主な改正箇所は冒頭に申し上げましたように第3条組合の共同処理する事務の対象を菊池市全域とすることと、第13条第2項の負担割合、新環境工場の建設負担金の追加についてであります。

改正前の第3条では、組合の共同処理する事務として菊池市の一部、合併前の旧泗水町の区域のみを対象としていましたが、新規約では旧菊池市、旧七城町、旧旭志村を含めた菊池市全域としたところです。

また、飛びまして、改正前第13条の2項及び別表では、構成市町の負担金の割合を定めていますが、改正後は施設、これは新環境工場の建設に要する負担金の項目を追加し、施設の建設、管理運営、解体の3項目を別表で分かりやすく整理しております。

その他の改正部分は、語句の使い方と法令上の所要の整理等を行ったところです。

議案の説明は以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第50号について質問をいたします。

この条文そのものとかではありませんが、よく町民の方からこのごみ処理関係についてはいろんな質問が寄せられております。その中で一番大きな疑問は、今後一体これがどうなるのかと、一応菊池市全域を含めるという点については、ほぼこれは全協でも説明がありましたし、そのような方向であるということぐらいは説明できますが、他の問題についてはちょっと微妙な問題があつてなかなかできませんけれども、今後この住民に対する説明会等ですね。これをする予定があるのかないのかですね。これは当然環境保全組合でやるのか、あるいは菊陽町としてやるのかですね。いろんな形があるかと思いますが、その辺について今後のあらかたのことが分かれば知らせていただきたい。特に、機種選定の問題とか、それからごみ処理場のその

設置場所とかについて常に問い合わせがありますので、その辺も可能な限り説明できればお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） では、御質問が多岐にわたりますけれども、まず今後このごみ処理行政、基本的には菊池環境保全組合という一部組合、これはもうごみ役場という形で捉えていただいても構わないと思うんですけれども、そちらの方で広報すべきものなんですけれども市町村の立場で構成市町の立場でお答えできる分だけお答えしたいと思います。

まず、お答えの内容が用地並びに今後の環境工場の建設のスケジュール、あるいはそれに関する近隣住民の皆さん方、それとこれまでは泗水町だけだったものですから処理区域14万人、これに今度全域入りますと18万人ぐらいになるかと思っておりますけれども、これに関する例えば用地選定、機種、あるいは今後のスケジュール等についてのお問い合わせがあるかと思っております。これは基本的には当然組合の事務事業なものですから、組合の方が例えば機種、用地選定につきましては過去5回にわたって全世帯に広報を使ってこれまでの経過を報告しておりますし、また今後も引き続きやっていかなくちゃいけないのかな、プラス組合広報というのも年に4回出しております、そちらの方で出しておりますし、先月は臨時号という形で出ております。

具体的な現在の状況、それから今後のスケジュールなんですけれども、用地につきましては今年の3月に御承知のとおり新聞報道等もございましたけれども、合志市の一番北部の菊池市の桜山団地近辺というところで一応最終決定とまで言えるかどうかは微妙なんですけれども、基本的にその具体的な建設ができるか否かの詳細な調査を再度やって、実質的にはあちらで建設をやっていきたいと。それに関しまして、近隣住民と申しましたのは、この近隣のエリアが難しいところなんですけれども、少なくともその一番近いところと申しますのは桜山団地、9町内、それから陽光台、それから永地区、これは全部菊池市でございます。二子地区とか、上庄地区とか、1キロ前後離れているところを一応広いエリアで近隣という捉え方をしまして、組合の方で今もう五、六回に分けて地区ごとという区切りで説明会がなされているところであります。今後、引き続き必要に応じて説明会はなされているというところでございます。

それから、結果としまして十七、八万人の処理区域全部につきましては組合の方から組合の定期的な広報、あるいは新環境工場に関する広報がなされると思っておりますけれども、新環境工場は平成33年の稼働、供用開始で進めておりまして、今回もこの初日にこの御議決をいただいたんですけれども、この議決をいただかないと、循環型社会形成交付金という国の補助金、環境工場そのものは機種が決まっていまいませんけれども、この焼却熔融施設に100億円ぐらい近くかかるんじゃないのかなと。それから、その処分場、あるいはその用地取得あたりも含めまして、この用地とか調査とか環境アセスメント、これも1億円以上かかるような4年間、5年間で要するものなんですけれども、これについても来年4月から具体的に基本設計とか調査とか環境影響評価の手続に入っていくものですから、これに対する国の補助金、交付金とい

うのが一応3分の1いただけるためには国、県への交付金の申請、地域計画というのをさなくちゃいけないんですけども、これがもう12月末から1月に迫っているもんですから、急いでお願いしたところなんです。そういうふうに、まずそういう行政上の手続から用地交渉、補償交渉ですね。もろもろ説明会も含めて33年には供用開始できたらと。33年から菊池市の全域がごみが処分されていく。

機種につきましては、去年の12月に機種検討委員会の最終答申が出まして、もともとその現行のストーカという、その燃やすやつ、それからその溶融と申しましてごみを特殊に溶かしていくと。焼却残渣なり燃えかすが少ないというやつがあるんですけども、もともとずっと燃やすストーカ方式ですね。というやつが全国の主流だったんですけども、新しい溶融技術というのが発達したんですけども、これもそのままだで上がった数から余り経験がたっていないもんですから、この溶融炉を型が幾つかあるんですけども、これにつきましては今、日進月歩でこれまでの事故とか、そういうのがなくなっているもんですから、検討委員会の結果としましてはぎりぎりのところまで、その直近で安全性とか、あるいはその費用ですね。運営方式等を含めて判断したいというところで、それについてはちょっと組合の方からその先の詳細な話はまだ聞いておりませんが、今後検討されていくというところでございます。これぐらいでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 課長、そういうのを町民に説明するかどうかを質問されたと思いますので、その分だけ答えてください。

○環境生活課長（大山陽祐君） 先ほど申しあげましたように町民に対する説明と申しますのは、これは処理区域住民の立場としまして町の方で独自に広報する予定はございません。あくまでも組合の事務としまして組合の方で直接広報等で説明されていくものというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 確認です。こういうこのごみ処理工場等については非常に微妙な問題がたくさんあるかと思いますが、結局町民に対する説明については組合が行う、組合が広報を通じて行う、集会とか説明会とか、そういったことは考えていないと、こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） 組合事務局じゃないもんですから、直接私の立場でお答えできるものじゃないもんですから、この場ではちょっとお答えのしようがないかと思っております。ただ、説明責任というのが当然あるかと思っておりますので、負担金を出します構成市町としましてはそういう説明責任、アカウンタビリティという時代でございますので、しっかりと広報す

るような形で意見は述べていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 一部事務組合のことですので、なかなか課長さんからは答えづらいと思いますが、一番関心のある、その問題でもありますので、町長、もしこの問題で町長が今の時点で答えられることがあればお知らせいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 説明といいますと一番重要なのはやはりこの施設ができる周辺の方々が反対運動等も起きるかもしれませんけども、そういうところにきちんとした説明が必要だということで、現時点では説明とともに近隣の方々を新しく清掃工場をつくっておるようなところにバスの方で見ていただいて、実際に今の現状の施設がもう大変以前の施設とは違って、今新しい施設は本当にもういろいろ心配するような点はないんですけども、そういうのを確認してもらうためにもそういうところを行っているところであります。

そして、その進捗状況につきましては、環境保全組合の広報で対象が17万から8万人ぐらいになるということでもありますので、そういう広報を使いながら、必要に応じて特に求められれば出かけていくことも考えられますけれども、本町の場合でも特に関心の深い方々は環境保全組合の方に行かれればきちんとそういう説明もできますし、今のところ菊陽町を対象にした説明会、そういうところまではよその合志市と菊池市については当然そういう近隣の方々に説明をしているところでありますけれども、必要があれば開催することも可能かと思っておりますけれども、一番大事なのはやはり周辺の中で位置を決定しながら用地交渉、いろんな面であるかと思っておりますけれども、そういうふうなところが非常に事務対応等も必要になるということで、そちらの方を優先させたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私は組合議会の議員でその場でそういう立場で質問するのは何ですが、去る11月29日に菊池市の臨時議会を傍聴しまして、そのときちょっと気になる点がありましたので質問いたします。

菊池市が全域加入に際し提出されました確約書ですね。その件について菊池市の議員から市長に質問がありまして、答弁は環境生活部長がなされました、担当の部長がですね。その効力が平成33年の稼働時までが効力というような捉えられるような答弁がありました。その33年稼働後ですね。これが一番大事なところでありまして、稼働後にこの確約書が法的効力を有するのかわからないのか、それが一番大事なところで、私も組合議員でもしも稼働時、稼働後は広域に移行するような計画もあるということで、この確約書が33年の稼働後にもちゃんとした法的効力を発するのかわからないのか、確認ですが、答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） 私も役場に入ってもう三十数年、基本的には一種の法律のプロだと思っております。また、この確約書の内容を詰めたときにも、実は組合の顧問弁護士等とも議論していますし、この内容を見ましてもどこにも効力の期限は書いてございません。また、問題になりますのは、全域加入がした後にはいろいろなその受託事務、委託事務あたりについて要望等があっても、それは全て菊池市さんが責任を持って解決しますよというためのやつでございますので、逆にその菊池市さんが議会という場で部長さんのお立場で、執行部の立場でそういう御発言をされたのであれば、今後その発言の趣旨、その事実を確認しまして、発言の趣旨あたりも課長会議あたりで、あるいは町長、組合長の方からもお尋ねしていかななくてはいけない問題なのかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時52分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成25年12月4日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成25年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成25年12月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 中岡敏博君 | 2番 | 野田恭子君 |
| 3番 | 吉本孝寿君 | 4番 | 吉山哲也君 |
| 5番 | 渡邊裕之君 | 6番 | 坂本秀則君 |
| 7番 | 石原武義君 | 8番 | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君 | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君 | 13番 | 川俣鐵也君 |
| 14番 | 加藤眞佐男君 | 15番 | 上田茂政君 |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 梅田清明君 |
| 18番 | 大塚昇君 | | |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 廣野豊徳君 |
| 書記 | 山野光子君 |
| 書記 | 増永純一君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-------|---------------------|--------|
| 町長 | 後藤三雄君 | 副町長 | 井手義隆君 |
| 教育長 | 赤峰洋次君 | 教育次長 | 鶴田義晃君 |
| 総務部長 | 吉野邦宏君 | 福祉生活部長 | 實取初雄君 |
| 産業建設部長 | 松村孝雄君 | 会計管理者兼
会計課長 | 渡邊幸伸君 |
| 総務部審議員兼
人権教育・啓発課長 | 堀川俊幸君 | 産業建設部審議員兼
商工振興課長 | 荒木一雄君 |
| 総務課長 | 吉川義則君 | 総合政策課長 | 服部誠也君 |
| 財政課長 | 阪本浩徳君 | 税務課長 | 阪本章三君 |
| 福祉課長 | 宮本義雄君 | 健康・保険課長 | 佐藤清孝君 |
| 介護保険課長 | 市原憲吾君 | 環境生活課長 | 大山陽祐君 |
| 町民課長 | 酒井章彦君 | 武蔵ヶ丘支所長 | 大川由紀美君 |
| 農政課長 | 志垣敏夫君 | 建設課長 | 今村敬士君 |
| 都市計画課長 | 小野秀幸君 | 下水道課長 | 士野公典君 |

兼佐補長
兼係長
兼
兼
兼

中島秀樹君
山崎謙三君
堀行徳君

兼
兼
兼
兼
兼

矢野陽子君
松本洋昭君
堀川正信君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げます。

通告されている内容については、時間配分を十分考慮し、全てが時間内に終了されるようお願いいたします。また、前段についても、極力簡潔にお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 皆様おはようございます。

議席番号2番、菊陽政策研究会、野田でございます。

議長から前段は簡潔にということですが、私いつも短過ぎるという言葉をいただいておりますが、私結論から言うのが非常に好きといいますか、分かりやすく時間をかけるのが余り好きではございませんので、今回も簡潔に参りたいと思います。

先月の11月5日から7日、議員研修としまして沖縄の石垣市、与那国町に行ってまいりました。研修報告は別途議長の方へ提出しておりますが、今回の一般質問にはその研修してきた中より1つ取り上げさせていただきました。その内容は、2番の方の町税等の収納、徴収環境の整備についてということです。通告に従いまして、続きは質問席の方よりいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それでは、早速一般質問の方を始めさせていただきます。

質問事項1番、行政バスのあり方についてです。

今現在、町の行政バス、あるかと思えますけれども、まずは行政バスの台数、車両の大きさ、現在の使用頻度に対してお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

野田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、行政バスの台数、車両の大きさ、現在の使用頻度ということでお尋ねでございますけれども、行政バスは町が行政目的達成のため、自らが主体的に使用するものでありまして、調査、研修などに現在使用しております。現在、町所有の行政バスは2台でございます。29人乗りバス、これは平成2年登録ですけれども、これ1台、57人乗りバス、平成8年登録が1台で、29人乗りと57人を1台ずつ所有しております。この2台の行政バスについては九州運輸局熊本

陸運支局に自家用バスの使用申請を行った上で適正な運行を行っております。平成24年度の行政バスの利用状況は、29人乗りバスが40回の752人、57人乗りバスが59回の2,264人の利用があり、平成25年度においても大体同様の利用状況となっております。このような中からして2台のバスで現在十分対応できていると思っております。

参考までに近隣自治体の行政バスの保有状況を申し上げます。大津町が40人乗りのバスを1台、合志市が40人乗りバスを2台、益城町が29人乗りバスを1台保有となっております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 差し支えなければ、その29人乗り40回、57人乗り59回の使用内容といえますか、こういった形で使われたかというのが分かれば教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 57人乗りバスが、例えばさくら保育園の行事に伴う園外活動にさくら園の園児を連れていっております。それと、主なものでよろしゅうございますか。

（2番野田恭子君「はい」の声あり）

菊池郡市の小学校の特別支援学級の合同キャンプとか、それとか民生委員、児童委員さんの委員会の先進地研修、鉄砲小路営農生産組合の研修、それと屋久島交流会に婦人会、それから子ども会などを連れていっております。それと、公民館大会、九州地区の公民館大会がありますけれども、そういうふうなものに行政バスを利用させていただいております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すいません。ちょっと話戻りますが、自家用バスでの登録ということはナンバーは白プレートで間違いございませんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） はい、白ナンバーでございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 先ほどの使用内容なんですけれども、町の管理及び使用規程の中のその保育園の遠足に使われたということだったんですけれども、これはその使用規程第3条のどれに当てはまるかというのをお尋ねしてもよろしいでしょうか。ちなみに第3条をちょっと読み上げますけれども、バスの使用の範囲ですね。バスの使用範囲は行政の活動並びに啓発活動の推進に限るものとする。ただし、次の各号に上げる場合はこの限りでないというところで、1番、町が主催する調査、研修、スポーツ、各種大会行事、2番、町が各種団体と共催する調査、研修、スポーツ、各種大会行事、3番、その他特に町長が必要と認めた場合。先ほどのさくら園の遠足はこのどれに当てはまるか、お尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほどはさくら園の遠足じゃございませんで園外行事ということで遠

足ではございません。これにつきましては、1号の町が主催する各種大会、行事ということで、そちらの方に該当するかと考えております。遠足ではございません。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 失礼いたしました。園外行事ですね。これは1番の町が主催する調査、研修、スポーツ、各種大会行事、各種大会行事の方に当てはまるということですね。はい、分かりました。

では、質問の2番、使用頻度は適当であると考えられるかという質問に対して先ほど先に課長の方から適当であると、十分だろうというところでお返事をいただいておりますが、年間日にち、曜日的には何曜日が多いとか、そういったところが分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほど使用頻度につきましては2台のバスで今の行政バスの利用は十分というようなお答えだったかと思っております。今回のやつは使用頻度ということで回数的なものじゃないかと思っておりますので、一応先ほども申しましたとおり2台の行政バスで平成24年度1年間で99回の3,016人の利用がっております。年間平均しまして週2回の運行、ばらつきがございまして、多い月は週4ないし5回の運行となっており、使用頻度としては十分ではないかと思っております。何曜日が多いかといいますと、一応何曜日は曜日的にはばらばらでございすけれども、月曜日から日曜日まで利用されているというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 2台で十分というお返事をいただきましたが、まだ余裕はあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） これ熊本の陸運支局に登録、使用申請をお願いしているときに週大体二、三回の運行ということで陸運支局に申請をいたしております。それで大体許可を得ておりますけれども、大体それに見合う程度の使用回数じゃないかというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、私の言いたいところ、3番に行きます。

使用規程の使用範囲の中に、先ほど保育園の園外行事では使われているとありましたが、小・中学校の児童及び生徒が郊外において実施する教育文化活動、体育振興のための行動行事に参加する場合を追加できないか。これが一番言いたかったこととございます。なぜここに言ったかといいますと、先日昨日の町長の行政報告にもございましたけれども、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校ともに11月にありました駅伝大会で天草の方に参加しに行っております。この際、学校の方でバスの手配をされておりました。費用につきましては学務課の方から出ているということで伺っておりましたけれども、この10月、11月、秋のバスが一番品薄の時期に菊池郡市大会で結果がよかったから、じゃあ県大会に行きましょと、日にちがない中、バスの手

配がとても大変だったと聞いております。その中で、ここで行政バスが使えたら子どもたちも安心して手配をされる事務の先生方もばたばたして慌ててそのバスを探さなくても済んだんではないかなという思いから、この小・中学校の児童及び生徒がというところから出させていただきました。これについて、まずはお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 菊陽町の行政バスの管理運営の使用規程につきましては、さっき野田議員の方からおっしゃられましたけれども、これはうちの要綱によりますと第3条で定めております。先ほど申されましたとおり、バスの使用範囲は行政活動並びに啓発活動の推進に限るものとするとしておりますけれども、ただし次の場合にこの限りでないということで、先ほど3つおっしゃられました。町が主催する調査、研修、スポーツ、各種大会行事、それと2つ目が町が各種団体と共催する調査、研修、スポーツ、各種大会行事、3つ目がその他特に町長が必要と認めたものということになっております。御質問の小・中学校の児童及び生徒の校外活動については、現在は小学校の特別支援学級の合同キャンプとか、小学校のいきいきスクールバス事業とか、それと各小・中学校が施設を見学します。例えば環境施設の見学、それとか誘致企業、ソニーとか富士フイルム、そちらの方の見学などの使用に認めておるところでございます。先ほど申しましたとおり、本町の行政バスは九州運輸局熊本陸運支局に自家用バスの使用申請を行った上で適正な運行を行っております。一応熊本県内の自治体においては、役場のマイクロバスがあいているからといって学校の部活動や各種団体の行楽に貸し出すなど、目的外使用が行われております。これにつきましては、目的外使用は違法であるということで熊本陸運支局や熊本行政監察事務所から改善が求められております。これらは道路運送法に違反する白バス運行に当たるものであり、車検などの際に厳しく指導されております。先ほど野田議員の質問がありましたけれども、菊陽町の場合は自家用バスということで白ナンバーのバスになっております。通常、そういう有料的なものは青ナンバーのバスになっておりますので、このことから学校の部活動の使用は適切でないというふうなところで考えております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 今、伺いました白バス運行、これは白バス運行というのは費用を取ったら白バス運行になるんですね。これ無償でいくわけにはいかないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 一応有償であるなしに限らずそういう行為を行ってはならないというふうなところで陸運支局の方からは誓約書等をとられるように使用申請のときになっております。だから、有償無償に限らず無理だ、だめですよというふうな通知もあっております。これにつきましては、もう平成8年だったかと思っておりますけれども、熊日新聞の方にも部活動での使用は適切でないということで新聞掲載にもあつたかと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 有償無償に限らず部活動はだめということなのですが、私がこれを考えたきっかけの駅伝大会ですね。町を代表して武蔵ヶ丘中学校、菊陽中学校が行ったわけですよね。それがちょっと部活動とおっしゃれば部活動なのかもしれませんが大きな大会です。例えばその菊池郡市の大会にバスを出してくれと言っているわけではないんですよ。遠くまで行くんですよ、菊陽町をしょって。それが部活動という区切りになるのか、それとも町を代表して行くという区切りになるのか、私としてはこの使用規程の3条の3項、町長が必要と認めた場合に入れていただきたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは今総務課長が答弁したとおりの内容で御理解いただきたいと思うんですけども、その部活動っていいですか、その町の代表ということで行った者については教育委員会の方で対応しておるということで、野田議員の話によれば教育委員会の方できちんとバスですか、その車を借り上げて行っておるといふうなことじゃないかと思うんですけども、そういうことで非常に陸運支局の方から許可申請するときに持つとるからあいとるからということを使うとその辺がやはり指摘というか、改善を求められるということになりますので、微妙なところでありますけれども使い分けをしているというふうな状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 今、町長が教育委員会ということでおっしゃいましたので、教育長としては金額の補填、費用の補填はされているのは存じておりますが、いかがでしょうか。行政バスが使えたら便利だなと思われませんかでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 便利とは思いますが、1つそういったものを認めていくとほかのやつにも認めていくという状況になりますし、全国大会とか九州大会とか県中体連もそうですが、全てそういった費用については教育委員会の方で一応組んでますので、バスの手配等確におっしゃるように大変だと思いますが、私も長年やってきましたがそれはしなければならぬことですから、子どもはやっぱり連れていかなければなりませんので、1つ何か認めていくとあれもこれもっていった形になるんで好ましくないんじゃないかなと思います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 道路運送法がいつだったですか、の第80条が最近改正になったのは御存じでしょうか。コミュニティバス、うちの町も巡回バス回っておりますよね、キャロッピー号。あれを走らせるために第80条が少し改正になっておるといふのをちょっと調べました。私が調べたところ、富山県の南砺市というところで南砺市スクールバスの使用（通学以外の運行）に関する内規というものがつくられております。これが平成24年4月5日です。その改正第80条が改正された後にこれをつくられたんではないかと、申し訳ないです、これはちょっと直接確

認はしておりませんので先ほど課長がおっしゃった違法であるのかもしれませんが、この中には部活動の大会に出場する公式戦を対象としてバスの使用を認めるというふうにございます。その後、道路運送法は改正されてないか、平成8年の時点で違法ということだったかもしれませんが、その後法が改正されてバスを使えるようになっているのではないかなと私思っておるところでございます。この辺についていかがでございますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 一応その道路の80条につきましては、先ほど言われましたとおりコミュニティバス関係の関係で改正されたかと思っております。先ほど申されました富山のやつについてはあくまでもスクールバスということで町の行政バスとは一旦少しは違うんじゃないかなというふうに考えております。スクールバスを持っているような県内の自治体、例えば隣の大津町さんがございますけれども、大津町さんにおいても今でもスクールバスはスクールバスということでそういう部活動関係の運用には使っていないというようなお話は聞いておりますので、それができるようになったかというところとどうかなというふうなところで考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、できるかできないかはやはりスクールバスとしての登録をしないと運用ができないという回答ということよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） スクールバスの陸運支局にスクールバスの運用申請を行っているかと思えますけれども、その運用申請の中身がちょっと承知しておりませんので、そこまではちょっと私の方からは言えないような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、せっかく巡回バスがいい感じで回っておりますので、あわせてもう一度調べていただければなと思っております。先ほど教育長がおっしゃいました、1つ認めると確かに雪崩的にじゃあこれもこれもということをおっしゃるのはよく分かるんですが、なので春先にある大きな中体連であちこち行く分には多少はそのやはり保護者としても学校としてもやらなければいけないと思うんですが、やはり町をしょって出るちょっと遠方に行く場合、先日私もPTAで人吉に行きましたけれども、バスを見てああそこが来ているって分かるのと、北の方、山鹿かあちらの方はなぜかしら久留米のバスでいらっしゃってました。何で県外のバスがって思った部分もございましたので、町をPRする部分としてもせめてちょっと例外を認めていただけないかと思うんですけれども、再度町長にお尋ねします。いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 例外を認めるともう今議員も言われましたようにいろんなところから使えないかというのあっていますけれども、そういう雪崩的になったらもう対応もできなくなるっ

ていうのと、もともとの許可申請、許可をとった上でやっとなるからその許可の内容を逸脱するという事はやはり自治体でありますのでそういうことはできないのできちんと守らなければなりませんけども、さっき言われたように使っておるところがあるというふうなところで道路運送法が変わって、その辺はきちっと精査させたいと思いますけれども、ただこの行政バスの方もこの運転手あたりもほかの業務の方と兼務させたところをお願いしとる分がありますので、その頻度を高めていけばもうその専用でまたそのバスの運転手を置かんといかんというのいろんなところもありますので、どの辺までするか。3番のその他特に必要と認めた場合というのがありますけども、その辺のところはもう少し精査させたいとは思っています。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） そういったファジーな部分でこの3番、町長が必要と認めた場合が入れているかと思っておりますので、よければ前向きに御検討いただきたいと思っております。

2番の質問に参ります。

町税等の収納、徴収環境の整備について。①番、税率を上げるための方法の一つとしてクレジット、コンビニ納付、ペイジーなどの利用を進めてはどうかと上げてございます。この中でよく一般質問に片仮名を出すなどと言われますがペイジー、お分かりにならない方、いらっしゃるのかどうか。これやっぱり片仮名、外来語じゃないですけども、ペイ、イージーですね。払うのが簡単というやつの略語のようなものでございます。これについて、まずは質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） おはようございます。

①の税率を上げるための一つとしてクレジット、コンビニ納付、ペイジーなどの利用を進めてはどうかについてお答えいたします。

税関係の業務の中でも徴収率の向上につきましては、自治体にとりまして大変重要な課題であるということから、多様な納税納付環境の整備ということで納税者の利便性を図り、効率的な納税確保につなげるため、全国の自治体で取り入れられている制度として御質問にありますコンビニ、ペイジー及びクレジットカード納付があります。平成15年に地方自治法施行令の改正が行われて、地方税の収納委託を私人に委託することが可能となりました。これを受けて、平成16年4月に東京都が全国で初めて地方税に係るコンビニ納付をスタートさせました。コンビニ納付については、県内では熊本県をはじめ6つの市町村で導入されています。また、ペイジーによる納付等クレジットカード納付は全国的には導入されている団体が幾つかありますが、まだ県内ではどこでも導入されていないという状況です。

次に、ペイジーとクレジットカード納付について議員の方からもありましたけれども、簡単に説明をいたしたいと思っております。

まず、ペイジーによる納付は、ペイ、イージーということで説明がありましたけれども、税金や公共料金各種料金などの支払いをパソコンや携帯電話、あるいはATMから支払うことが

できるサービスのことで、また、クレジットカード納付は地方自治法の改正によりまして平成19年4月からできるようになり、その名のとおりクレジットカードを使って税金を支払う方法で、自治体のホームページから入って支払う方法など幾つか方法があります。現在、本町での納付方法として給料や年金から天引きされる特別徴収と、直接役場や金融機関で納付する普通徴収がありますが、今回御質問のコンビニ納付などにつきましては普通徴収になります。この普通徴収の納税者の方に対して現在本町では口座振替を進めているところであります。口座振替は役場や金融機関に出向く必要もなく、預金口座から自動的に納付ができ、便利で確実な納付方法ですので、まずはこの方法を第一に進めていかなければならないと考えております。

それから、社会状況の変化に伴い、納税方法の多様化に対応するため、ペイジーやクレジットカードによる納付方法もありますが、まずはコンビニ納付の導入について他市町村の状況等を参考にしながら調査研究、検討を行っているところです。御承知のとおり、コンビニは24時間営業ですので、いつでも納税ができるという点で利便性が向上します。また、仕事の都合で納付する時間がないなどの滞納理由がなくなります。徴収率については、導入団体の事例などからは納付期限内の納付は確実に増えるものの、最終的な徴収率の向上は期待できない状況のようです。また、電算システムの改修等に伴う投資費用がかかることや、税金を払うときの取扱手数料が金融機関は現在1件当たり10円、消費税別で10円ですけれども、コンビニでは基本料金に加えて1件当たり税別55円程度かかりますので、導入後はこの分の経費が増えるということになります。このほか、納付期限が過ぎた納付書では納付ができないことや、1件の取扱額が取扱限度額ですけれども、これが30万円までといったような制限もあります。このようにコンビニ納付のメリット、デメリットがあり、新たな費用負担が発生することや、現在の納付方法が不便でもないと考えておりますので、現行の制度について御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 確かにコンビニは24時間やっております。ただコンビニまで行かなければなりません。先日、石垣市で研修してまいりました。ちゃんと資料をつくっていただいたんですけども、こちらの職員さんのお話、こちらもやはり順を追ってコンビニ納付、クレジット納付とばらばらでやられたそうなんです、聞いたところ一遍にやった方が費用はかかりませんよとぶっちゃけたお話をいただきました。今クレジット、ペイジー、県内ではまだペイジーはないとかというお話なんです、どうせやるなら一度にやった方がお金がかからないという、もう本当現場の声を聞いてまいりましたので、まずはコンビニ、それからクレジット、そしてペイジーということではなく、どうせ改正するなら一遍にやられたらどうかなという思いがあります。それと、コンビニ払い30万円までと課長おっしゃいましたが、クレジット、ペイジーはもっと行けたんじゃないかなと思うんですが、すいません、具体的な金額はちょっと調べておりませんので、後でまた調べてお伝えしたいと思います。

それで、やるなら一度にどうぞとやった方がいいという意見を言いながら、2番のこの時代に合った納税方法、納税しやすさが住民サービスにつながるとは考えられないかに行きたいと思うんですが、確かに本町は税率率はいい方ですので、今のその方法でもいいんじゃないかとおっしゃるのは分かるんですけども、住民サービスという点に視点を置いたところ、先日ちょっと知り合いの方と話したんですけども、忘れてたっていうとき、もしくは口座にお金がないときもあるんですよ。そうすると、引き落としができませんと通知が来ます。そして、結局払いに行かなければいけないということもありますので、そういった場合、クレジット、ペイジーだと24時間自宅にいながらペイジーなどは携帯からもできますので、いつでもどこでもになるわけですよ。その点についてどのようにお考えになるか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 2番の時代に合った納付、納税方法、納税しやすさが住民サービスにつながるとは考えられないかについてお答えいたします。

法令の整備とあわせて、インターネットや電子マネーなどの情報通信技術の発達に伴いまして、コンビニ納付のほかにも①の御質問にありましたように納税もペイジーやクレジットカード納付ができるようになりましたが、ペイジーによる納付は取扱手数料のこと、導入時のシステム改修費用等に伴う経費がかかること、認知度が低くて利用者拡大が見込めないなどの理由で全国の自治体でも導入が余り進んでいないというふうな状況です。また、クレジットカード納付につきましては高額な取扱手数料の負担をどうするか、費用対効果、初期導入費用やランニングコスト、カードポイントの取扱い、納税証明書発行までにタイムラグが生じる、車検用納税証明書を別途送付する事務及びその費用が発生するなどの理由で、ペイジーによる納付と同様に全国の自治体でも導入が余り進んでいないという状況です。

納税の利便性という点では、これらの納付手段は議員さんがおっしゃられるように導入すればインターネットなどの利用者からは大変便利でサービスの向上につながるは思っておりますけれども、ただいま申しましたとおり現状では課題等も多いようですので、これにつきましては他の自治体の状況等を見ながら研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、研究されるということでしたので、少し石垣での教えてもらった内容をお伝えしたいと思うんですが、まずその手数料ですね。これは方法がいろいろございまして、例えば町が負担しなければいけない場合もございしますが、納税者が負担という方法もあります。それはあくまで納税される方が手数料かかるけれどもこっちで払おうとか、それが嫌だからじゃあこの方法にしようとな税者が選べるような環境がつかれるんですね。その時点でそういった方っていうのは払われるという前提なんですけれども、どこから言いましょうかね、導入に関する経費。これは課長に後でお渡しします。例えばシステム導入費としまして、すいません。後ほど課長にお渡しします。

先進地の石垣の方で教えていただきましたので、もし研究されるのであればこちらの方へ行かれたらどうかというところで、愛知県の知立市というところと、埼玉県の北本市、千葉県の市川市、こちらは導入されるのであればぜひとも勉強に行かれた方がいいということで教えていただきましたので参考にさせていただければと思います。

それと、私がなぜクレジット払いを勧めるかといいますと、今ふるさと納税、本町でも一生懸命やっておりますけれども、インターネットにふるさとチョイスというふるさと納税ポータルサイトというのができ上がっております。こちら株式会社トラストバンクさんというところがやってらっしゃるんですが、今本町もふるさと納税いただいた方には菊陽町の歴史の本と、あとニンジン焼酎を送られていると思うんですが、よその町はいろいろと特産品を1万円以上の方にはこれとか、それ以上の方にはほかの選べる特産品とか、いろいろと工夫されてふるさと納税をやってもらおうというところで頑張っていると思います。本町は通常の町民税などの税率はいいかと思いますが、こういったところを使われて、さらに税金が入ってくればこんないいことはないのではないかと思うんですが、やはりこれ一生懸命やられているところというのはクレジットで納税ができるようになっております。本町の場合のふるさと納税は寄附申出書、こういった紙を御存じかと思うんですが、出して払込取扱票、もしくは納付書、口座振替、現金書留、びっくりしましたですね。現金書留でわざわざふるさと納税する方っていらっしゃるのかなと、もう正直今どき便利な世の中でよほどの方でない限り現金書留で送ろうとか、口座振替はないことはないと思うんですが、クレジットカードが使えればあそこの特産品が欲しいから1万円、ちょっとふるさと納税しようかなというところで結構される方がいらっしゃるのではないかと思います。もしお分かりになればふるさと納税、今のところ平成25年度幾らか入っているのか、教えてください。

○議長（大塚 昇君） 野田議員……

（2番野田恭子君「違いますか」の声あり）

通告にあっておりませんので、この次にしてください。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すいません。ちょっとじゃあ横にそれてしまったようですが、税率を上げるということで環境整備ですね。やはりクレジットであればこういったふるさと納税というところで税率上がるというのが期待できると思いますので、ぜひこの機会にクレジット、ペイジー、コンビニ納付だけでなく一遍にやっていただきたいと思っております。これ町のPRにもなっていくかと思っておりますので、前向きに検討していただければと思っております。

では、課長、やり方については後ほどお伝えしたいと思いますので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前10時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） おはようございます。

今年ももう残り少なくなりました。毎年1年を振り返ってみて、今年は本当に自分にとってどういう年だったかという反省の時期を迎えまして、自分なりにいろいろよかったこと悪かったこと、整理をしていっております。

今回、質問しますが、先ほど若手の野田議員から少し話が出ましたが、11月の初旬に視察研修ということで石垣、与那国島に行かせていただきました。研修内容はともかくとして、その中で2つ感じたことがあります。1つ目は、赤ちゃんを含めて若い人がいない自治体は元気がないと、やっぱり過疎の町は元気がないというのが1点。2番目は、職員がどんなに住民、町民のために一生懸命やろうと思っても、その自治体に力がなければ何もできないと、この2つですね。非常に今菊陽町の議員として全国各地いろいろ視察研修をさせていただきますけど、大体国内の自治体は余り自分たちが勉強しなくてはならないという参考になるような自治体は少のうございました。しかし、今回の島嶼部の研修に行きまして、この2つを肌でしみじみと感じてまいりました。それから比べればこの菊陽町がいかにも可能性を秘めて魅力のある町かと再認識する大きなきっかけになりました。それをもとに今回は一般質問をさせていただきたいと思えます。若手議員が私たちもう年寄りも現代のそのIT技術にたけておりませんので、いろんな違った角度から積極的に一般質問をされる姿がこのごろ多くなりました。非常にやっぱり次代を担う若手議員のその今後の活躍をしっかり応援しながら私も頑張っていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今月号の広報きくように今回の一般質問をする関連記事が載っております。菊陽町の給与、定員管理などを公表しますという記事ですね。1番目の質問事項の行政改革について、これは行財政改革ということはずっとこの町もやってきました。その中でこの行政改革ということに主題を置いて質問をしたいと思えます。

菊陽町は、今日資料をいただきましたが、平成25年11月30日現在、人口が3万9,185名、世帯数1万5,266、職員数220という体制で行政執行をされております。その中で市町村段階としては1番にその部長職と、今、後藤町長おられますけど後藤町長が最初の部長職だと思えます。もう今から10年近く前になると思えますけどですね。部長職を導入するときのきっかけがやっぱりこれだけの縦割り社会の中で部長職を置くことによってそれぞれの課の総合調整機能を果たすために部長職が必要であるということで採用されたと思っております。今、菊陽町には、このきくよう、広報にもあるとおり部長級職が8人おられます。その中でここに出てこ

られとる部長というそれぞれの部門の総務部長、福祉部長、産業建設部長、質問に入る前に、まず総務部長から部長職の今の部長職としての意気込みをどういうことで自分はこうやってきちっと部長職をやつとると、それぞれ総務部長、福祉部長、建設部長に一言お聞きしたいと。それから、質問に入りたいと思いますんで、総務部長、よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） ただいまの質問については町長に質問される分だろうと思いますので、部長が自分の考え、ここに申し上げる必要はないと思います。

（13番川俣鐵也君「すみません。では、後藤町長、よければ一応内々で3人の部長にはお話をしておりますので、ちょっと指名をしていただけませんか」の声あり）

（「議長、それは自分で考えなりたい。言わせんでいい。言わせんでいい。そういうところは自分で」の声あり）

ただいま言いましたように、まだ指名していません。

（13番川俣鐵也君「じゃあ、町長にですわ」の声あり）

川俣さん、ちょっと指名していません。今のはこの1番の質問は目標どおり機能しているかということですよ。それについて、ここの部長にあなたの今の考えはどうかというのはちょっと質問が合っていないと思いますので、次に質問を変えていただきたいと思います。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） じゃあ、後藤町長にお尋ねします。今の件で部長職として十分機能していると思うかということをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、部長職は当初の目標どおり機能しているかということの御質問にお答えしたいと思います。

川俣議員の方から言われましたように平成18年4月からこの部長制を取り入れているところであります。これはもう行政運営の向上と大変本町行政事情多様化しておりますが、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に対応するためには1つの課では対応できない。横断的に課と課の連携調整が必要となってきたため町部局に部を設置するとともに課等の見直しを行っているところであります。その中で部長は行政運営の幹部として町政の基本的施策及び重要方針の審議決定に参画し、所管業務の円滑な運用に努めておるような状況であります。具体的に言いますと、毎週月曜日に部長以上の会議を開いておりますけども、各部の課題を協議するなど、各部門間の連絡調整を行っております。その後、各部門において連絡調整会議を行い、部内の情報共有を図るとともに組織分掌、予算などの業務を統括し、部内の適正な運用に努めていると見ております。また、各部長は部内の各課、係の業務の忙しいとき、忙しいときではないということはないんですけども、繁閑に応じて各課の職員の応援体制をとり、業務量のいわゆる平準化を図るなど事務遂行の調整を行っているところであります。このことから、部長職というのはもうちょうど8年目ぐらいになりますけども、定着化してきたなというふうに見ている

ところであります。まとめて言いますと、所管の課等を束ねる役割を十分に果たしてきているというふうなふうに見ているところであります。さらに、そういった中で部長としてのリーダーシップを発揮して政策提案、そういうこともいろいろやっておりますけど、そういう面にさらに力を入れていっていただきたい、そういう期待しているようなところであります、組織の中では機能しているということで見えております。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今、町長答弁していただきましたが、非常に結構なことだと思います。私は菊陽町のこの職員体制、220人体制で当初行財政改革のときの目標が10年間の目標、その数字が並べられて非常に菊陽町の人口増というのはあの計画以上に進んだ、その状況になってきたわけですね。その中で職員はできるだけ増やさないと、逆に職員数も減らすという格好で努力をしてきておられることは十分認めます。ですから、私はこの質問をするに当たって、その職員がいつも言いますが、この8時間の労働の中で本当にきちっと楽しくとまではいかんけど、その精神病にならんように一生懸命頑張ってくれとると、その応援をするつもりでこの質問をやっとります。

もう今の部長職のは終わりにしまして2番に行きますが、適正な人員配置ができていないか、ここですね。私も四六時中、職員の仕事ぶりというのを理解しとるわけではありません。しかしながら、約4万人近くなるとする町民の期待に応えられるようなそれぞれの部課のその人員配置が本当に適正にやられとるか。こんなことを言うとおかしいですけど、菊陽町は少子化じゃなくて子どもの数も増えとる、高齢化は確実に進んどるといような状況の中で、この部門のその忙しさとか、複雑さ、煩雑さ、ここらあたりの対応を現体制で今のバランスで本当にやって、十分対応できているかということ非常に心配しています。いろいろ町民にはいろんな方がおりますから、ちょっとしたことで不平不満も多いかと思っておりますけども、そこらあたりを考えた体制が十分行われとるか。暇な課、こんなことを言うたらいかんですけど、暇な課と忙しい課がバランスよくとれているかという点について町長の所感をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 町長にということでございますけれども、内容につきまして私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

適正な人員配置はできているかというお尋ねでございますけれども、現在菊陽町におきましては議員おっしゃられましたような急激な人口増加ということ、あるいは国、県からの権限移譲によりまして事務量が增大しております。しかし、条例上の定数内の職員で今対応をいたしておるところでございます。このような中に事務量の増大などで十分な職員配置を行うべき部署もありますが、限られた職員の中で横断的な応援体制がとれるようなところも気を配りながら業務の繁閑、忙しいとか繁閑や、優先度に合わせた柔軟な対応ができる体制を心がけております。

具体的には、平成20年12月に制定いたしました菊陽町職員の相互応援体制実施要綱に基づきまして業務の繁閑に応じて行う部課係相互における臨時的な職員の応援、派遣により事務量の平準化を図っておるところでございます。今後も事務事業の徹底的な見直し、外部委託等の推進、職員の能力開発や優秀な人材の確保に努めながら行政サービスの向上を図りたいというふうに考えております。このようなことで適正な人員の配置を行っていったらというふうなことでございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） ぜひ本当にこの急激な人口増、そして保育所の増設に見られるように少子化じゃなくて今の菊陽町においては子どもが増えとる。しかし、確実にやっぱ高齢化は進んどうという状況の中で非常に難しい職員配置になると思いますけど、今町長が言われたその部長制をしいて、その機能的に人員を動かせるような状況にしとるということを期待をしていきたいと思います。

4番目、職員数は適正かということですけど、これはもう今までの質問の流れで非常に職員数を絞って頑張るとということで適正かどうか、無理をしとるかどうかは別にしてやられておると思いますが、光の森の複合施設が今度新しく今着工しております。来年の11月にオープンということで、また光の森地区っていうのは人口増大地区でもありますし、いろんな諸機能を今の支所機能プラス何らかの対応がとられるとは思いますが、そこらあたりを考えた職員数の適正化ということをちょっとお聞きをしたいと。町長、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 先ほど同様、町長にということでございますけども、ちょっと事務的な部分もございまして、私の方からお答えさせていただきます。

職員数は適正かということで9月の議会におかれましても同様な質問があっておりますので、答弁の内容が重複するかと思いますけども、お答えいたします。

本町の職員定数は、町長、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会の事務部局の合計で221名となっておりますけれども、本年4月1日現在の職員数は220名となっております。職員数は適正かということでございますけれども、第3次菊陽町行政改革大綱によりますと推進期間の平成18年から平成27年までの10年間で約5,000人の増加を見込んでおまして、平成27年の人口を3万7,031人といたしまして、それに伴います職員数を202名にするという目標を設定しておりました。この目標といいますのは、職員1人当たり直しますと人口147名を183名の目標設定というふうなことでございます。その後、第5期菊陽町総合計画では平成27年度の目標人口を4万人と想定しまして約8,000人の人口増加を見込んでおまして、現在総合計画の想定を少し超えるような人口となっております。このような急激な人口と相まって国、県からの権限移譲などにより事務量が增大しているため、計画どおりの職員定数の削減は難しいというふうな状況となっております。平成25年4月1日現在の推計人口は3万9,495人で、職員1人当たりの人口は179人となり、職員数が220名と。第3次行革で目標と

しておりました183名ですか、の目標設定と大体近いような状況になっておりますので、適正に進めておるといふふうに考えておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） この議会の方から、議員の方からこういう一般質問をするということは非常に行政に対する行政負担が苛酷ではないかという思いやりがあるわけですね。前回の議会するときでも渡邊議員がこの件について質問をしました。議会から職員数を増やしたらどうか、いや、増やしたらどうかとは言わんけど増やしても増やすだけのその人口増があるじゃないかと。だから、少し増やしてその体制を立て直したらどうかというふうな意見が出るということはそれだけ議会の方としても町民のニーズに応えるために職員の受入れ態勢、いろんな要望に対する十分満足できるような体制をしいてもらった方がいいんじゃないかという思いがあるからこういう質問が出るということを職員の方も十分認識していただいて頑張っていたきたいと思えます。1の質問はこれで終わります。

2番目に入ります。

光の森多目的グラウンドの将来の方向についてと。この件については私はもう3回目の同じ質問です。今回の議案の一つに菊陽町の土地開発公社の廃止と一般の借用に8億円切り替えるということ出ておりますが、この光の森多目的グラウンドを買うときにも当時本当に議会としても必要かどうか、約22億円の投資が本当に必要かどうかという大きな議論があって、もうけんけんがくがくだったいわく、因縁のある土地です。それが3万5,000平米のうち7,000平米、約2,000坪を5億円で今度複合施設ということでやっと実現する可能性になつてきます。残りの2万7,000平米、約8,000坪、これを大体約17億円ぐらいの金が寝とるわけですね。17億円の金が寝とるのに10年間整備費用として整備するのに1億円かけたり整備費用、管理費として使ったりということで民間の会社ではちょっと考えられないようなぜいたくな使い方をしてる。ですから、もう3回目ですから1回目、2回目の行政の答弁も聞いております。再度、もう大体菊陽町として施設整備というのは中部小学校の建設も終わりました。菊陽中学校の耐震の計画も実現しつつあります。残る課題としてこの光の森の多目的グラウンドの8,000坪をどうするのかという具体的な計画がなされているかどうか、再度、再々度ですね。ちょっと現時点でどうなっているか、お聞きしたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

具体的計画はなされているかという御質問かと思えますけれども、現状では具体的に計画が進んでいるという状況ではないかと思えます。では、北側のグラウンドが今どのような状況にあるか、それとこれからにつきまして少し説明させていただきたいと思えます。光の森の北側用地につきましては、現在は光の森北側多目的広場として仮運用を行っていることは御承知のことと思えます。用地取得に当たりましては、先ほども申されましたけれども公共用地先行取得

事業債を活用しており、平成28年度まで起債の償還を行うことにしております。北側の用地の活用法につきましては、起債の償還を終える平成28年度末までには計画を立てていかなければならないと考えているところですが、現在武蔵ヶ丘中学校の生徒数の増による校舎の増築及び運動場の拡張工事が計画されており、それに伴い多目的広場を運動場の代替地として利用する計画が出てまいりました。このため、当分の間は現状のまま多目的広場としての仮運用を継続していくこととなります。今後につきましては、次代を担う子どもたちの教育や町民の健康福祉の充実など、優先的に進めなければならない施策を見据え、国の財政的支援を受けられるような資金調達の方法や民間を活用しての整備の方法などを視野に入れながら、町民の皆さんに喜ばれ、必要とされる施設がどのようなものか、整備する側、整備する時期はいつかなどについて検討し、第5期総合計画の後期の基本計画期間中に事業に着手できればと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今、総合政策課長から話が出ました。確かにあの武蔵ヶ丘中学校の拡張に伴う代替施設として当面活用をしたいという意見がありましたが、それももう絶対必要な土地だと思います。しかしながら、あそこの約8,000坪ですね。もう前回の質問のときにも私の方から提案を申し上げましたが、今菊陽町で他町村と比べて一番その貧弱な劣っている部門というのは体育施設ですたいね。体育館の話はまた別にしますけど、今度複合施設の中に保健的な機能と軽運動場を兼ねた設備、スペースをつくるという計画がありますが、この前もお話ししましたが、あの光の森のあの地にそれこそ複合施設で住民が利用した延長線上で病気予防、健康増進のために民間の力をかりてあそこを貸すなり売るなり、一部ですよ。そして、日本一のスポーツセンターぐらいを誘致ができないかと私はもう何回も提案をしてきました。ある程度考慮の余地はあるような雰囲気だったですけども、今の状況からするならどっちかというたら後退したような答弁だったと思いますが、菊陽町がまだ光の森が民間から見ても十分魅力があるからこそ提案をするわけです。これがもう魅力のなくなった自治体にはもう民間は見向きもしません。ですから、もうタイミング的にもう大体光の森も落ちついてきました。だから、最後のここ四、五年だと思っんですね。ですから、そこらあたりも考えて、8,000坪ありますから、その運動場にするにしたって5,000坪あれば十分ですよ。だから、あとの残りを、残りっておかしいですけど、もう金額的には何億円とするわけですから、そこらあたりを町の財政的な負担がなくなすというのも1つ、それに町のプラスになるような施設を民間でやってもらうというのも二重の効果があるんじゃないかということで何回も提案してきましたが、そこらあたりの考えはありませんか。課長でいいですよ。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの質問で確認ですけども、今のは③番も含めた形ですということですか。

(13番川俣鐵也君「いいですよ。いいです、いいです、はい、はい、どうぞ」の声あり)

それと、すいません。こちらからちょっと質問させていただきますけれども、提案なされておりますのが町民の健康と活力のための施設というような提案が3番でされておられますけれども、イメージできるようにどういったものをイメージされているのか、まずお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長(大塚 昇君) 川俣鐵也君。

○13番(川俣鐵也君) 菊池にもプールがありました。閉鎖になりました。今、この近隣でスポーツセンターというのがないんですね。あるとするならば、今大津町に1つ施設がありますから、あそこにも菊陽から随分たくさんの方が利用しに行っていますね。そういうイメージですよ。何しろ総合スポーツセンターですね。プールを兼ね、健康増進のためにそれこそそういう今からつくるわけですから、よそから見てもうらやましがられるような、これは民間資本を活用してもええわけですから、そういう考えはできないかということです。

○議長(大塚 昇君) 総合政策課長。

○総合政策課長(服部誠也君) それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほども申しましたけれども、この光の森の用地につきましては公共用地の先行事業債を活用して購入しております。そういったことで、この公共用地先行取得事業債といいますのは将来的に町が何かをするという前提で購入しておりますので、それを売却するというのはなかなかどうなのかなと思います。また、先ほど言いましたように償還が終わるのが平成28年度までになっておりますので、それまでには売却はできないのではないかと考えております。

それと、今具体的に大津町にあるような、これ私フィットネスクラブ、そのようなものじゃないかなと……

(13番川俣鐵也君「ああいう貧弱なものじゃないんでね」の声あり)

そのようなものなのかなと思いますけれども、前回の質問の中でも若干答弁させていただいておりますけれども、この北側用地を含みます用地につきましては都市計画法上の第2種中高層住居専用地域となっております、住居専用地域であるために住居系や公共施設、教育施設の建設は可能ですけれども、店舗等については一定の条件があり、遊技場、ホテル、旅館等は建設できないようになっております。したがって、今申されました民間の健康増進施設、仮にフィットネスクラブのようなものにつきましてはこの中のボウリング場、スケート場、水泳場、その他、これらに類似する運動施設に当たるのではないかと考えておりますので、そういった場合にはこの用地につきましては用途が規制されるというふうな状況ではないかなと考えるところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） これはもう前の質問のときにも話をしましたが、その用途制限があるというのは分かった上でですね。町が必要とする町のための施設ということで考えればやりようはどんなにでもなるというつもりでおります。ですから、今の課長の答弁については若干疑問を持ちますけど、一応もう3度目ですので、一応具体的な計画をつくる時に本当にあの貴重な約22億円投資をしてこの厳しい財政厳しい財政と言われる中で土地を取得しとるわけですから、町民が納得をする、町民のためになる、そういう利活用をぜひお願いをしたいと思います。

3番目、行きます。

これももう何度となく質問をしております。総合体育館の構想について進捗状況はということですが、町長ももう余り運動する暇もないでしょうけど、今の町の現状をずっと見てみますと大津町にも立派な総合体育館、サッカー場を兼ね備えています。隣の益城町も十分なる施設を持っております。よその町が持つとるからどうだというわけではありません。この4万人にもなろうとしとる町民を抱える菊陽町において、その運動施設というのは全く貧弱なんですね。これを町民が一番運動関係の人が待ち望んでいる、もう何回も質問をしますが、これについても具体的な、すぐつくれというわけじゃないんですよ。だから、構想段階でも町民に夢を与えてやるべきじゃないかということで何回も質問します。ところが、何の構想も出てこない。これは不作為ですよ。総合政策課長、どう思われますか。進捗状況と一緒にちょっと。ほんなら、町長お願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えいたします。

この件につきましては川俣議員が言われますように御自身も24年3月議会、それから24年12月議会で吉本議員の方からも一般質問をされておりますが、そのとき答弁しましたように第5期の総合計画の前期計画期間であります平成25年度、26年度におきましては総合スポーツ施設の整備の基本構想及び基本計画を策定し、その後第5期総合計画の後期の計画期間内、すなわち平成28年度から32年度までの期間中に財源を確保し、事業着手したいというふうに考えているところであります。この件は議会の方でも請願を採択されておりますし、私どもとしてもぜひ進めたいと思っておりますけども、御存じのようにさっきのところでもありましたけども、いわゆる教育、あるいは福祉健康、そういったものをどうしても今困っている状況を先にきちんと取り組んでいく必要がありますので、そういう時代でありますけども繰り返しますけども、この後期の計画期間、28年度から32年度までの期間中には着手したいと考えておりますけども、現在行っております詳細な取組状況については担当課長の方からお答えさせたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀 行徳君） それでは、今町長が申されましたように現在行っております取組

状況につきまして私の方で回答させていただきたいと思います。

現在、生涯学習課において総合体育館だけではなく総合スポーツ施設の整備として取組を行っております。まず1つ目は、平成25年3月に菊陽町総合体育施設整備等に関するプロジェクトチームを設置しております。まず、このプロジェクトチームは、福祉、健康部門、農業部門、建設部門、教育部門などの職員16名で構成し、菊陽町総合スポーツ施設整備等に関する必要な事項の調査研究を行っております。平成26年、来年の3月を目途に結果を報告するようにいたしております。それから、2つ目ですけれども、菊陽町総合スポーツ施設整備基本構想業務委託をしております。この業務委託につきましては、委託期間は今年の7月から来年の3月末まで委託をしております。基本構想の内容と申しますと、現状の調査と把握、それから事業の背景と整備方針、類似施設等の調査、それから施設計画等となっております。

それから、3つ目ですけれども、町には菊陽町スポーツ推進審議会というのがございまして、これで検討するという部分もあります。この審議会は国のスポーツ基本法の規定に基づき設置しているもので、メンバーは町内の学識経験者や町内の関係機関団体の代表14名で構成されておりますので、町民の方の代表として町の方も位置づけをしておりますので、施設の内容等の検討をここでやりたいと思っております。

以上が総合体育館を含む総合スポーツ施設整備等に関する現在の取組状況となっております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） いつも思いますのに、確かに私たちはいろんな思いで町の現状もある程度把握したつもりでいろんな提案をさせていただいたと思うんですが、なかなか受ける、やる行政側の方としてはいろんなことがあるというのは十分分かります。しかしながら、年々刻々とその世の中の変わり身は早い。確実に人口減少の中でこの菊陽町だけは若い人も増え、税収も増えとる状況の中でやれるタイミングというのはあると思うんですね。ですから、そこらあたりを見誤らないような状況でやって進めていただきたい。そういう意味で今の現職員体制で本当にやれるのかという思いもあります。ですから、いろいろ大変だと思いますけど、今菊陽町に必要なものは何か優先順位は何か、そこらあたりも十分考慮していただきまして、事業を進めていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

しばらく昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時32分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） こんにちは。大変月日のたつのが早く、今年ももう終わりかなと寂しくなりますが、私に与えられた時間、元気に有効に使っていきたいと思います。最近是我们が今まで経験したことの無いような出来事が頻繁に起こっています。一番新しい出来事はフィリピンの台風30号でしょう。大変な被害で東日本大震災を思い出させるようでした。そこで、今回は1番に災害対策についてお伺いします。2番にパソコンのOS（基本ソフト）について、3番に福祉についてお伺いいたします。

それでは、災害対策についてお伺いします。

2011年3月11日午後2時46分に起きたマグニチュード9.0の大地震、震度7を記録した大津波を引き起こした東日本大震災、甚大な被害をもたらしました。また、今後、首都圏首都直下地震や南海トラフ巨大地震も予想されることから、国は災害対策基本法等の一部を改正し、昨年6月21日に施行しました。また、9月には防災計画も改定されました。主な改正のポイントは要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられたことです。災害が発生した場合は同意がなくとも必要な個人情報を提供できるとしたことです。そして、発生時を想定した個別支援行動計画をきめ細かく決めて、事前に訓練することが明記されました。法律の趣旨からいえば、自治体は平常時から地域で高齢者や障害者等の災害時要援護者を支える体制を整備しなければならないとなっております。具体的には、誰が誰を助けるのかを決める必要があります。行政や自治会の長や役員、民生委員、消防団、ボランティア等が考えられるが、防災会議はあったけど具体的に訓練をしたという話は聞かないが災害時要援護者避難対策はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（實取初雄君） こんにちは。

災害時要援護者避難対策については福祉課、介護保険課、2課にまたがりますので、私の方で答弁をさせていただきます。

ただいま申されましたように災害対策法が平成25年6月21日公布で施行されたところでもあります。町では菊陽町地域防災計画の中に盛り込みますとともに、平成22年11月に菊陽町災害時要援護者避難支援計画を策定し、町での支援体制や推進体制や要援護者情報の把握、共有の方法、個別計画の作成方法などの災害発生時における避難支援体制を定めております。その計画に基づき、平成23年度から社会福祉協議会や民生委員、児童委員の皆様とともに連携して災害時要援護者の個別計画の作成に取り組んでおります。先ほど同意というお話があった部分であります。個別計画は災害時における避難支援として、自立での避難や家族等による支援を受けられない65歳以上のひとり暮らし高齢者や重度の障害者、認知症高齢者などの要援護者のうち他の人に避難支援を希望する人を対象にして一人一人の避難支援方法を定めるものでありま

す。個別計画の作成に当たっては、要援護者の同意を得て、先ほど同意は要らないというような御質問の中にもありましたが、同意を得て緊急時の連絡先、避難支援者かかりつけ医療機関などの個人情報も記載して、町社会福祉協議会、民生委員、児童委員、区自治会などに提供することとしております。

11月26日現在の状況といたしましては、65歳以上のひとり暮らし高齢者などを全ての災害時要援護者の対象としては3,389人というふうに把握しておりまして、そのうち施設に入所されている方が118人あるというふうに把握しております。さらに、その中で個別計画を作成しておりますのが683人ということでございます。まだまだ作成率が低いためにより多くの人が作成されるように対象者に積極的に働きかけているところであります。

なお、質問にありました災害対策基本法の改正に伴い、町の支援計画をどのように進めていくかという点であろうかと思えます。1つとして避難行動、要支援者名簿の作成を義務づけということで法律の改正がなされたことによる点でございますけれども、先ほども申しましたように計画等に基づきまして平成23年度に災害時要援護者のシステムを導入いたしまして、福祉課、介護保険課に端末を設置し、管理しているところであります。個別計画を作成した要援護者の名簿につきましては、システムから出力いたしまして民生委員、児童委員や各区長に配付しております。

なお、民生委員、児童委員が要援護者宅を訪問された際に避難行動、要支援者の把握をされているところでありますが、ちょうど本年の12月1日をもって11月30日で民生委員、児童委員の皆様が任期満了がありまして、12月1日から新しい方に交代されておりますので、近いうちに再度説明会を開催し、避難行動、要支援者の把握と個別計画の作成を働きかけていきたいと考えております。

なお、町といたしましては、防災訓練や今後のことではございますけれども、防災訓練や地域の避難訓練などを通して社会福祉協議会、民生委員、児童委員、区自主防災組織、消防署など関係機関の役割を確認しながら、迅速かつ的確な避難支援ができる仕組みをつくっていききたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今、福祉部長が答弁いたしましたけれども、いわゆる菊陽町地域防災計画書25年度版にそれ載っているわけですね。今、個別計画とかいろいろありましたけれども、この中には防災訓練を繰り返し実施するってなってるわけですね。それが私が知る限り、その訓練があったかなという記憶にないんですけども、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（實取初雄君） 町全体の防災訓練につきましては、次の②、③の中で総務課長の方から答弁があるかと思っておりますので、今御質問があった点については要支援者対策に関

する訓練ということでの御答弁とさせていただきます。この件につきましては、現段階では避難所のマニュアル等を関係課等で連携しながら作成しております、この作成ができました段階で総務課と、あるいは消防団の皆様と連携して訓練を実施する方向で考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） そうすれば、避難者名簿というのは区長さんや民生委員さんにもう事前に渡しているということですかね。

○議長（大塚 昇君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（實取初雄君） 先ほど答弁で申し上げましたように個別計画を作成していただいております683名の方の名簿についてはお渡ししているということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 分かりました。いわゆる誰が誰を助けるか、福祉、要援護者に対してはきめ細かく決めていかなければならないと思いますので、その点よろしくお願いします。

合志市が11月10日日曜日に、大津町は菊池地域振興局と一緒に11月11日にどちらも震度6強の地震が起きたとの想定で防災訓練が行われております。何があるか分からない今日、想定外を想定した訓練が大事です。菊陽町はどのように考えているのか、具体的なシミュレーションがあれば説明していただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それじゃ、お答えさせていただきます。

防災訓練の具体的なシミュレーションはあるかというお尋ねでございますけれども、現在町の消防団幹部と協議させていただいているところでございますが、まず昨年の白川沿線の水害を想定した防災訓練を考えております。これにつきましては、役場の情報収集、警戒、避難情報の伝達、避難所の運営などの体制、それと消防団や消防署、警察署などと連携、あわせて地域の自主防災組織との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚も図りたいと考えております。

また、先ほど申されました地震関係なんですけれども、これにつきましては菊池地域における大規模な地震発生に備えるための訓練を考えております。これは震度6弱以上の地震があった場合ということで想定を考えております。これは菊池振興局や近隣市町と共同で地震発生初動期における対応訓練を考えております。これは図上訓練といいまして、職員の初動操作の訓練をちょっと考えております。それぞれの職員の有事における災害対応能力及び判断能力の向上並びに県、市町の連携を図ることを目的とした訓練と考えております。

菊陽町の地域防災計画では、震度6以上の地震発生時は菊陽町災害対策本部の設置はもちろんのこと、職員全員による体制で対応することとしておりますけれども、この訓練につきまし

では地震発生時初動班の体制で実施したいというふうに考えております。また、毎年やっておりますけれども今年の6月2日には菊陽町消防団全体規律訓練を行っております。水害の発生しやすい梅雨どきを迎えるにあたり、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、水防の維持による災害安全点検及び土のう資材の準備を行っております。さらに、11月10日の早朝には、菊陽町において大規模火災が発生したと想定しまして、火災発生 of 初期段階において団員自らが正しい情報のもと適切な行動がとれるよう菊陽町消防団非常呼集、遠距離放水訓練を実施しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 最初、聞き漏らしたけれども、防災訓練は今からやるということですかね。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） はい、一応時期につきましては今年度中に2月か3月になるかと思っております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） そこで、この質問をするときに私たちは広域連合議会は岩手県遠野市へ10月23日から25日まで2泊3日で研修に行ってきました。内容は東日本大震災後方支援の活動のあり方の様子でした。大変もう感銘したというか、そこで広域連合で一般質問しようかな、菊陽でしようかなと思ったけれども、いろいろ考えた末、台風30号が発生して、これはということでこの災害対策を通告したわけです。

そこで、少しその遠野市の紹介をさせていただきます。遠野市のすごいところは、大震災が起こる前に2度の大規模訓練を行っているところです。それも大津波を想定した被災地を救助する後方支援活動です。自衛隊、警察、消防、医療隊、自治体、総人員1万8,000人、車両2,300台、航空機43機が参加した訓練、規模、内容ともに全国でも類を見ない大訓練が平成23年3月11日の大震災発生午後2時46分に役立っています。実際、訓練が生かされ、震災発生から14分後には支援隊の活動拠点となる遠野運動公園を開放、活動を開始されております。午後3時28分には市内全域に避難勧告を発令されています。そして、当日夕方までには自治会長、民生委員さんなどを通じて市内全域の被害状況を把握されております。遠野市は3万をちょっと下回るから菊陽町よりも小さいところですけどもそのようにされております。3月12日午前1時40分に、大槌高校に500人が避難している、水も食料もない、助けてくれと1人の男性がやってきた。そこで、救援物資を集め、午前4時50分に現地を出発、その前に自衛隊に道路の瓦れきを撤去を要請しているわけですね。それが後方支援の始まりでした。また、2,000人のボランティア市民が立ち上がり、おにぎりを毎日握って被災地、被災者に届けられております。そのほか、1か月で14万個以上にもなり、遠野モデルと言われ高く評価されております。震災1年後の2012年3月11日、遠野市が初めて支援物資を届けた岩手県立大槌高校の

高橋和夫校長、当時から1通の手紙が届きました。それによりますと、「忘れもしません、平成23年3月12日土曜の早朝、自衛隊が瓦れきを撤去して道路を確保してくれた、その直後に遠野市役所と書かれたトラックが本校に上がってきてくれました。天は我々を見捨てなかったと言ったら言い過ぎでしょうか。本当にうれしく、涙が出ました。遠野市の迅速かつ心こもった御支援に対し、心から感謝申し上げます」と。我々議員も研修に行つて遠野モデル、大変勉強になりました。

質問は広域連合がいいかなと思っていたら、11月7日の台風30号フィリピン中部レイテ島に上陸、中心気圧が895ヘクトパスカル、最大瞬間風速上陸時90メートルから105メートル、今まで最高の台風、暴風に加え、津波のような高潮で壊滅的な被害を及ぼしました。台風30号による避難者数は400万人にも上ると言われています。11月22日現在、死者5,000人ちょうど、行方不明も何人か分からないような状況でございます。日本人も40人前後安否が確認できていない状況です。菊陽町は津波は心配要らないが、台風はしょっちゅう来ます。温暖化で台風が巨大化しているし、いつフィリピン並みの台風が熊本に上陸してもおかしくない状況です。遠野モデルと言われるぐらい、あらゆることを想定した災害対策、防災対策訓練が必要と思います。町長は住民を守るため、具体的に災害対策、防災対策訓練をどう考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 防災対策につきましては、今総務課長が申しあげましたように火災等の訓練等につきまして消防団を中心にしまして年2回ほど梅雨を迎える前と、それから11月におきましては大規模火災が発生したということで、今年も早朝6時ごろから各分団ごとに私は原水の方に行きましたけれども、第5分団に行きましたが、副町長、総務部長、それぞれがそれから消防団長、副団長が見守る中でこの訓練を実施して、遠距離放水訓練等も実際やってそういうものに備えているところであります。

さっき言われました町全体を対象にした、いわゆる大きな大震災が起きたという訓練につきましては2月から3月ということで、以前杉並木公園の方で全体的なことをやりましたが、そのとき来ておられた区長さん方から言われたのはそういう全体的なものもいいけども校区ごとというようなことも話もあったところでもあります。そういうものも実施してもらいたいと思いますし、一方で自主防災組織ですね。こちらの方をやはり大きな災害があった場合は一度に町の方からとか、すぐ行くようなことはできないので、その地域の中でそれぞれ、特に南方あたりはやっておられますけども、実際そういう災害があった場合に各班ごとに特に先ほど災害時要援護者の話もされましたけども、車椅子に乗せてきたり、担架をつくって、それで乗せて実際集まって公園等に集まりながら訓練されておりました。そこをまた他の地区の方からも見に来ておられましたけども、そういうことも大事じゃないかと思います。そして、その津波等の心配はないかと思いますが、本町の場合、言われるように台風災害ですね。これは、またこの後質問を予定されておりますので、担当課長の方からどういう対策をとるか述べさせま

すけども、そういうやはり日ごろから訓練をするのは非常に大事だと思います。特に台風の場合は、事前に台風の接近する状況と、それから台風の大きさ等が分かりますので、いろいろ危険状態になる前に自主避難あたりを町の避難場所もありますので、そういうのは早目にあけて、そこに待機していただく、そういうふうなことも必要ではないかと考えているところであります。

また、あと具体的な内容につきましては担当課長の方から答えさせたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 3番の質問でよろしい……

（17番梅田清明君「はい」の声あり）

それでは、3番の台風30号を想定した災害対策、防災訓練はどのように考えているかという御質問ですけども、フィリピンの台風30号による被害は現在まで5,000人を超える死亡が確認されておられまして、被害が特に大きかったレイテ島のタクロバンを襲った巨大な高潮は地球温暖化で異常に発達したスーパー台風による猛烈な風と浅い湾の奥まった地形という2つの条件がそろって被害が拡大したと聞いております。熊本県内におきましても、平成11年9月に不知火町松合地区において台風による高潮が発生し、海水が堤防を1メートル以上超えて12人が死亡されております。フィリピンや不知火町松合地区と本町では地形の形状が異なりますが、台風による高潮被害はないと考えておりますけれども、近年の地球温暖化の大型台風発生の一因と見られており、今後も温暖化が進めば30号並みのスーパー台風が将来日本に来る可能性はあると見る専門家もおりますので、十分な注意が必要と考えております。

対策としまして、先ほど町長も述べられましたけれども、台風はルート、時間の予測が可能であるため、住民に対する早目の情報の提供や夕方の明るいうちからの自主避難を呼びかけるなど、早目の対応を行いたいというふうに考えております。あわせて、被害を最小限に食い止めるためには、日ごろからの防災意識と避難対策が不可欠でありまして、特に他者の支援がなければ避難できない要援護者の避難支援を迅速かつ的確に実施するため、平常時から要援護者に関する情報把握を行い、平成22年11月に避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時要援護者避難支援計画を作成しております。

本年10月に発生しました非常に強い台風24号、これが10月7日、8日、8日から9日にかけて来ておりますけれども、このときの対応をちょっと御説明したいというふうに考えております。熊本地方气象台10月7日13時30分発表では、中心気圧が935ヘクトパスカル、中心付近の最大風速が50メートル、瞬間最大風速が70メートルということで、強い勢力を保ったまま九州西海上を北上し、10月8日夜遅くから9日未明にかけて熊本県に最も接近し、台風が本町を直撃する様子でしたので、10月7日の夕方から全庁的な対応をとることといたしております。具体的には7日の16時30分に町長、副町長、教育長、各部長以上で会議を行っております。そのとき自主避難所の開設の検討、それと明日8日の小・中学校の臨時休校、それと町立保育所、ごみ収集は通常どおり行うということです。同じく17時30分には台風24号の情報を町民の皆様

に周知しますために防災行政無線で放送しております。住民に対しては台風に対する注意喚起を促しております。8日、明るく8時30分には各課の対応報告ということで情報収集を含む打ち合わせ連絡会議を行っております。あわせて、同じく8時30分には自主避難所を開設しております。これは老人福祉センターを開設いたしました。10時から部長以上会議、第2回目の部長以上会議を行いまして、台風の現状報告、それと各部長より各課の現状報告ということで報告をいただいております。そうしているうちに台風が17時30分段階では第3回目の会議を開いたわけなんですけども、台風はちょっと暴風圏内はありませんでしたけれども強風域ということで台風警戒のため、総務課長、交通防災係長、土木班4名、それと本部機動隊5名の計11名で警戒態勢をしいております。同じく21時になりますと、菊池地域の台風が強風域を抜けたということで強風及び大雨による災害のおそれは少なくなったことから警戒態勢を解除しております。このように一応大型台風接近の情報は得ましたので、町としましても全庁体制で警戒態勢を行っております。今回の台風におきましては自主避難所を開設しておりましたけれども、自主避難所への避難者はありませんでした。及び災害の報告もあっておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 総務課長からいろいろ答弁ございまして、いわゆる台風24号だったですかね。

（総務課長吉川義則君「はい」の声あり）

の対応を今説明されまして、結局台風が来るのは何時何分ごろということが分かるので、それは今の対応でいいと思うんですよ。問題は直撃したときに、大小もあるけれどもどんな訓練をするか、これが一番大事と思って、日ごろの訓練ですね。それをやっとながゆえに遠野市は即行動に移した、大がかりな訓練をやったがゆえに。だから、防災計画書、文書はありますけれども実際の訓練が大がかりな訓練が菊陽町はちょっと欠けているんじゃないかなと、私はそう見ておるんですけれども、その辺がちょっと原稿も書いておりますので、ちょっと。

早目の避難、昼と夜の違い、建物、瞬間風速100メートルにも耐え得るものはどれとどれなのか。住民は避難し切れるのか。お年寄りや女性、特に女性に配慮したプライバシー問題等、災害があった場合の手順、何から手をつけるのか。例えば道路の確保、どこが担当するのかなどなどきめ細かく決めた防災訓練が大事になってきます。菊陽町の防災計画書、文面書はありますが、大がかりな訓練がございません。避難勧告等の判断基準、伝達については白川と堀川の大雨洪水警報、原則として水防法しか載っていません。つい先日、11月17日にアメリカで巨大竜巻が60個以上同時に発生した大きな被害をもたらしております。台風はいつごろどこを通る、気圧は幾つ、台風の大小が分かります。最近の異常気象、自然の猛威は防ぎ切れません。しかし、フィリピンのような台風が来たとしても防災訓練を何回もやっておれば、被害を最小限度に抑えることができます。後方地、後方支援も大事だが、まずは自分たちの町は自分たちで守る、それから後方支援、ありとあらゆることを考えた災害対策、防災訓練に取り組んでい

ただきたい。このことについて、これにも訓練を繰り返し実施するって書いてあります。その点、町長よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本当にそういう大きな災害が襲来する前の対応と、この台風は直撃受けた後の処理、対応だと思いますけども、そういう点につきましては当然そういうことも想定しながらすることも大事だと思いますけれども、それとともにさっきも言いましたようにそれぞれのまず地域は地域で自分たちの地域がそういう場合になったらどうかということも実際訓練とか、どういうところに集まるかとか、そういうところがない場合はどの時点で避難をすとか、そういうことも徹底しておかないと、町の行政だけではできませんし、やはり地域のそういう意味でも自主防災組織、それをぜひやっぱりできていないところは立ち上げていただきながら、自分たちの地域での訓練、そういうものを徹底していきたいと思います。

災害があった後の対応につきましても、まずは自分自身ですね。それぞれの家庭でできること、それから地域で、地域と連携しながら、そして大がかりな自衛隊とかそういうところにも要請しながらする、そういうふうなところについては今議員が言われましたようにまだまだこれからその辺きちんと対応できるような計画、訓練も計画に入れながら実施していきたいと思っています。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） あくまで対策でこういった温暖化があって、いつ来てもおかしくないような状況で、広域連合で町長は行かれませんでしたけれども遠野市を勉強してきて、こういう前もっての訓練がいかに大事であるかということでこの災害対策を取り上げた次第でございますので、どうか肝に銘じて日ごろの訓練、例えば各地域にお願いするといっても町が音頭をとって全町的にいろんなことをやっていかないと、個別적으로는なかなか思うたようにいかんと思います。合志市においては各行政区ごとに毎年訓練をやっているというふうに新聞にも載っていましたし、広域でも菊陽町だけじゃなくてももう広域でも取り組んでもいいんじゃないかと思えますし、どうかその辺の総合的に防災訓練をお願いしたいと思っています。どうかよろしくをお願いします。

次に、2番に移りたいと思います。

今、パソコンのOS（基本ソフト）についてです。今、日本全国でパソコンの基本ソフト、OSの更新が問題になっています。国内で広く使われているマイクロソフト社のOSのウィンドウズXPのサポートが来年4月に終わります。読売新聞の調査では全国の半数以上の966自治体が20万台以上を使い続けることが分かりました。もともとXPはセキュリティが甘く、ウイルス感染率はウィンドウズ8の11倍以上とされています。このままXPを使い続けられれば、住民基本台帳や介護保険、税金の台帳や生活保護等々の行政は貴重なデータを保有していますが、ウイルス感染やサイバー攻撃に無防備になってしまいます。菊陽町では古いウィンドウズXPは町全体で何台あるのか。

また、つい先日、熊日新聞によれば県内16自治体はOSが更新が間に合うと、19自治体は来年の10月までに対応する、残る9自治体はそれ以降となると載っていましたが、菊陽町はどれに該当するのか、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの御質問、XP更新について町全体で何台残っているかについてお答えいたします。

パソコンのOSでありますウィンドウズXPについては、今議員も申されましたとおり販売元の日本マイクロソフト株式会社の公式サポートが平成26年4月9日をもって終了することとなっております。このため、本町におきましてもパソコンの更新時期を見ながら、適宜現在ウィンドウズXPパソコンをウィンドウズ7パソコンへ更新しているところでございます。

御質問の町全体で何台残っているかにつきましては、町が管理しております主に役場内の職員が使用するパソコンが平成25年11月現在、町全体で総数265台ございますが、このうち基本ソフトがウィンドウズXPのパソコンは120台残っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 先ほども言いましたけれども、更新をいつするのか。熊日に載っていたのが19自治体は来年の10月までにするということですが、町としてはどういうふうな計画になっているのか、お伺いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの御質問は②の方でということでしょうか。更新するのかということ。

（17番梅田清明君「まあまあ2番」の声あり）

はい。じゃあ、②のうち3点上げておられます。そのうちの1点、いつ更新するのかになりますけれども、今申しました町が管理しておりますウィンドウズXPパソコンの更新時期ですが、平成26年度当初予算で更新費用を計上する予定としております。そのため、平成26年度に速やかに更新作業に取りかかる予定ですが、具体的な更新時期といたしましては平成26年5月末までを目途に更新を終える予定です。これは当初予算執行が可能となる4月当初から入札による賃貸借契約を締結するまでの期間が必要となるため、今申しあげました平成26年5月末を目途に更新を終えるということになります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 26年5月までに全部更新が終わると、大変すばらしいことだと思います。全国で960自治体に対応が遅れているのに菊陽町はもうあと120台ということで5月末までには全部更新するというのはすばらしいことだと思いますけれども、その2か月間、空間があるわけですよ。結局セキュリティーがなくなるし、その間、やはり注意せんとサイバーに攻

撃されたりとか、いろんなことになると思いますけども、その防御というか、その辺はどのよう
に考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問ですけれども来年の5月末を目途に更
新を終えるということですので、4月10日からその間までのことになるかと思えますけれど
も、4月10日以降から更新までの期間にやむを得ず使用しなければならないウィンドウズXP
パソコンにつきましては業務に支障のない範囲かつ安全性が保てる措置をとりながら使用する
予定でございます。具体的に申し上げますと、インターネットへの接続をできなくし、外部媒
体、USBのメモリー等がありますけれども、そういったものの接続にも各種設定を施して安
全性を確保するようにする予定でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） この問題を私はもう大体パソコンが苦手であちこち勉強しましたけれど
も、菊陽町は他町村に先駆けてすばらしくもう全部更新ができるというで大変うれしく思っ
ております。速やかに失敗のないようにできるだけ速やかにお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

3番の福祉についてですね。非婚の子育て支援についての質問でございます。デフレが20年
ほど続き、会社を首になるわ、給料は下がるわ、金の切れ目は縁の切れ目か、夫婦間の不和、
離婚、望まぬ妊娠と、また最近では性の乱れか、結婚できない夫に認知されない子どもと、さ
まざまな要因が浮かびますが、そこに共通するのは孤立でございます。職を失い、借金を抱
え、生活費や居住費に事欠くありさまです。このような人たちを行政が支援しなければならない
と思うわけですが、菊陽町に現在認知されていない非婚の子どもは何人ぐらいいるのか、ま
た児童手当等支援はどうしているのか、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 一番最初、今質問がありました、いわゆる非婚家庭の子どもさんの数
ですかね。まず、非婚家庭というのが正式に何世帯いらっしゃるかははっきりは分かりませ
んけれども、いわゆる児童扶養手当の請求をされる方で非婚の家庭という分を把握はして
おります。そこについては26世帯で子どもさんは28人いらっしゃるということでござい
ます。

あと、もう一つの御質問をもう一回お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 同時に児童手当とか、そういったことも支給されているのか、認知され
ている子と認知されていない子の差があると思いますので、その辺をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 分かりました。法律上、結婚してない男女間に生まれた子ども、いわ
ゆる婚外子と言いますが、その婚外子の遺産相続の取り分を結婚した男女の子の半分とします

民法の規定について最高裁は9月4日に法の下に平等に反するとしまして、いわゆる違憲判断を下しました。この判決結果を受けて今臨時国会でいわゆる婚外子の相続格差を撤廃する内容の民法改正案が上程されております。

議員御質問の非婚者の子育て支援についてですが、まず先ほど申しましたように児童扶養手当法では母が婚姻によらないで懐胎、懐胎というのは出産という意味なんですけどもちょっと難しい言葉で、母が婚姻によらないで懐胎した児童の養育者も児童扶養手当の受給資格者として両親が結婚してできた児童と同じ取扱いをしております。そして、さらに母子及び寡婦福祉法では、母子家庭、父子家庭及び寡婦について婚姻の届け出はしていないけれども、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むとしまして、結婚あるいは非婚にかかわらずこの法の対象としておりますので、町の事業としてはひとり親家庭等の医療費助成事業、これは本人さんの自己負担の3分の2を助成するものであります。とか、あるいは熊本県の事業として母子及び寡婦福祉金の貸付の分でのいわゆる子育て支援ですね。の分は今の制度で行っております。一方、所得税法、あるいは地方税法に基づきます寡婦控除につきましては、結婚して夫や妻と死別、離婚した人で扶養親族がいる場合に認められる、これ所得控除でありますけども、これは結婚歴が条件となっております。全国の自治体の中では非婚のひとり親家庭にも寡婦控除をみなし適用しまして保育料などを減額しているところがあります。町としましては、この保育料の算定等にその寡婦控除があるものとみなして適用し、所得税額及び町民税額を修正して保育料を決定するという事は、非婚の場合の寡婦控除が現在税法上適用されておられませんので困難であると考えます。寡婦控除の見直しに関する新聞報道によりますと、財務省は個別の税の優遇策は各省庁の要望を受けて議論すると。ほかの控除も関係するので全体で議論しなければならない。あるいは、総務省の見解でございますが、勝手に控除の対象を変えるわけにはいかないとの慎重な姿勢を示しております。ですから、町では今後、先の最高裁判決の趣旨を踏まえた寡婦控除の税制改正等を今後注視をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 福祉課長がもう無難な答弁で、法に載っとるけん仕方ない面もあるけど、私は生まれてくる子どもに責任はないと思って、結局結婚しとろうがしとるまいが、結局は母子家庭並みの対応をお願いしたいと通告しているわけですね。その辺、よろしくお願ひします。

離婚や死別によるひとり親家庭を対象にした寡婦控除、所得税法で定める所得控除の一つです。夫と死別や離婚した女性で扶養親族がいる寡婦の場合、所得税で27万円、所得が500万円以下で扶養親族が子どもなら35万円控除されます。父子家庭も同じですが、非婚の家庭には何もないのです。ところが、熊本市は結婚していないひとり親家庭にもみなし適用し、保育料を軽減しています。菊陽町も適用していただきたい。今年の6月、障害者差別解消法が成立いたしました。それによりますと、障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての国民が共

生できる社会の実現を目指すとなっています。この法律の施行は2016年4月からということになっておりますけど、政府は基本方針を定めますが、今後受け皿となる市町村が重要になってきます。障害者差別解消法と少し違うようではございますけれども、非婚も死別も離婚も生まれてくる子どもには責任はございません。全ての国民が共生できる社会の実現を目指すとということで、町が普通の母子家庭並みに扱っていただきたいと思いますが、町長その辺よろしくお願ひします。

つい最近の名古屋市議会で寡婦控除のみなし適用、つまり熊本市と一緒にですね。これに対して河村たかし市長は未婚かどうかで区別するのはおかしい、名古屋が率先してやっつけていかなきゃならないと答弁しております。どうか菊陽町の前向きな答弁をお願いしたいと思いますが、町長よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件でありますけれども、梅田議員が言われるようにそういうことであれば、やはりこれは国の方できちんとそういう法の改善といいますか、そういうことをやはり急いでいただきたいなと思うところであります。いろいろ総務省、それから厚生労働省、いろいろ考えあるかと思うんですけども、そういう流れに来ておるんじゃないかということで見えておりますけれども、ぜひ梅田議員におかれましても所属されておる党の方からもそういうのがぜひ実現されるように国の方の動きを急いでいただきたいということをお願いしたいと思ひます。もう少し様子を見ていきたいと思ひます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 熊本市がみなし適用をやっているし、沖縄県が相当の市町村でみなし適用をやっているわけですね。今、名古屋の市議会のことも申しましたけれども、今全国的にこの問題が結局性の乱れとしたらいかんけども、菊陽町だけでも26世帯、28人もいらっしゃる。全国的には相当の数がいらっしゃるわけなんですよね。そういったことでやはり生まれてくる子どもに責任はないので、どうかみなし適用を今後ともお願ひしたいと思ひます。私たちが党にも言っていくし、世論の盛り上がり、これも大事かと思ひますけど、各市町村があちこちみなし適用をやっつけていけば国もせざるを得ないと思ひますので、どうかその辺前向きに、それは生まれた子どもに責任はございませんので、どうかその点よろしくお願ひします。

これで私の一般質問は終わりますが、議員は常に住民の声を大事にし、また住民の声を代弁し、住民の福祉向上に努めなければならないと思っております。町行政としても温暖化に伴い地球規模による大災害が発生しております。いついかなるときでも我が町で起き得る災害を想定して防災訓練を実施して住民の生命と財産を守ると、そういう気概で頑張っただきたいと申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時47分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成25年12月5日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成25年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成25年12月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 中岡敏博君  | 2番  | 野田恭子君 |
| 3番  | 吉本孝寿君  | 4番  | 吉山哲也君 |
| 5番  | 渡邊裕之君  | 6番  | 坂本秀則君 |
| 7番  | 石原武義君  | 8番  | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君  | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君  | 13番 | 川俣鐵也君 |
| 14番 | 加藤眞佐男君 | 15番 | 上田茂政君 |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 梅田清明君 |
| 18番 | 大塚昇君   |     |       |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書記 山野光子君  
書記 増永純一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |       |                     |        |
|----------------------|-------|---------------------|--------|
| 町長                   | 後藤三雄君 | 副町長                 | 井手義隆君  |
| 教育長                  | 赤峰洋次君 | 教育次長                | 鶴田義晃君  |
| 総務部長                 | 吉野邦宏君 | 福祉生活部長              | 實取初雄君  |
| 産業建設部長               | 松村孝雄君 | 会計管理者兼<br>会計課長      | 渡邊幸伸君  |
| 総務部審議員兼<br>人権教育・啓発課長 | 堀川俊幸君 | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長 | 荒木一雄君  |
| 総務課長                 | 吉川義則君 | 総合政策課長              | 服部誠也君  |
| 財政課長                 | 阪本浩徳君 | 税務課長                | 阪本章三君  |
| 福祉課長                 | 宮本義雄君 | 健康・保険課長             | 佐藤清孝君  |
| 介護保険課長               | 市原憲吾君 | 環境生活課長              | 大山陽祐君  |
| 町民課長                 | 酒井章彦君 | 武蔵ヶ丘支所長             | 大川由紀美君 |
| 農政課長                 | 志垣敏夫君 | 建設課長                | 今村敬士君  |
| 都市計画課長               | 小野秀幸君 | 下水道課長               | 士野公典君  |

兼佐補長  
總務課長  
庶務法制係長  
図書館長  
生涯學習課長

中島秀樹君  
山崎謙三君  
堀行徳君

兼  
教育審議員  
中央公民館館長  
学務課長  
農業委員会事務局長

矢野陽子君  
松本洋昭君  
堀川正信君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、4日に引き続き一般質問を行います。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表いたしまして一般質問を行います。

国会では、わずか2週間の審議で秘密保護法案が衆議院で強行採決をされました。参議院でも今日にも強行採決するのではないかという緊迫した情勢です。

この法案の特徴は、何が秘密かは秘密ということです。この法案の仕組みは、政府が持つ膨大な情報の中から政府が特定秘密を指定して、秘密を漏らす人、秘密を知ろうとした人を懲役10年以下の厳罰に処するというものです。その矛先は、公務員だけではなく、全ての国民に向けられている恐ろしいものです。その秘密は、60年間隠された上、廃棄することもできるといって、世界に例を見ないひどいものです。

この間に、反対の声は国民の半数を超え、今の国会で成立させるべきではない、慎重に審議すべきだという声が8割にも上っています。

国民の目、耳、口を塞ぎ、自由な言論と社会活動を封鎖するこの法案は廃案しかないということをもまず初めに述べておきたいと思います。

今日は4点について質問を行います。

まず、順番を白川の河川改修を1番に回ささせていただきたいと思います。1番が白川の河川改修について、現在の取組と今後の治水対策についてどのように考えているのか。2番が介護保険の要支援者の対策について、3番が待機児童の解消について、4番が就学援助制度の充実について質問席から質問をいたします。

それでは早速、1番の白川の河川改修について、現在の取組と今後の治水対策についてどのように考えているのかという質問をさせていただきます。

白川の河川改修については、本年度の3月、6月議会で、立野ダムによらない治水対策と取り上げてきましたし、3月議会では河川改修について質問をしています。また、9月議会でも、立野ダムについての質問をさせていただいております。

河川改修については、被害箇所の復旧を、そのときの答弁では、急いで行うが、河床の掘削、川幅の拡張については、河川整備計画などができなければできないという答弁がありました。

河川整備計画については、具体的なやはり項目が、この中流域、大津、菊陽はどういうふう

にやっていくのかというのがないわけなんですけれども、要望されて、その後変化があったのかどうかということをまずお尋ねしたいと思います。

また、それから昨年12月10日から14日までの5日間にかけて改修についての地元説明会があり、被害箇所等改良復旧も実施する、3か年で進めるということで、堤防のかさ上げ、河床の掘削、河川の拡幅、用地買収も伴うというようなことでしたけれども、その後どうなっているのか。

平成25年11月20日現在の県の予算の執行状況を見てみますと、災害関連では、辛川が100%、曲手は2.5%になっています。今回の河川改修については、県の事業で、大津、菊陽で約40億円の予算がついていると思いますが、地元からも地域振興局等への要望などが出されていると思いますがその辺の反映はしっかりなされているのかどうか、その2点についてまず最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） それでは、白川の改修について、現在の取組と今後の治水対策についてということでございますので、答弁させていただきます。

昨年7月12日の豪雨災害後、一級河川白川においては、熊本市小碓橋より下流の国の直轄区間と小碓橋より上流の熊本県管理区間において、災害発生直後から河川復旧事業が進められております。本年2月には、菊陽町から熊本県に対しまして河川改修計画に関しまして、本町の白川流域の各区長、農業委員、土地改良の代表者の連名の陳情書をつけて堤防のかさ上げなどの要望を行ったところでございます。

熊本県管理区間であります菊陽町区間の白川災害復旧事業では、国の災害査定後、下津久礼から戸次地区までの白川両岸においては、家屋浸水等の原因箇所が流域治水対策事業、いわゆる推進事業区域に指定され、さらに曲手地区と井口地区の白川左岸側においては災害関連事業区域に指定されたところでございます。

この災害関連事業や治水対策事業に関しての住民説明会も昨年12月から集落ごとに2回から3回にわたって行われておりまして、その際さまざまな意見や提案が出されまして、河川改修計画に反映されたところであります。

河道掘削工事に関しては、本年4月から着手し、本年の夏ごろまでにはおおむね完了しておりまして、豪雨時には以前よりも水かさ下がるなどの掘削工事による一定の成果が出ております。

次に、護岸堤防の改修であります。まず下流域から申し上げますと、井口地区の災害関連事業による護岸復旧工事は本年度中には完成する見込みです。また、対岸の上津久礼側の護岸堤防に関しましては、本年中には完成いたしますが、地元から要望の強かった堤防のかさ上げに関しましては、対応が現在検討されております。

次に、曲手地区であります。計画では、災害関連事業により、また一部を推進事業により進められます。この地区は、河川幅の拡幅が計画されておりますが、用地の境界確定作業が難



航し、地権者との用地買収契約の締結までには至っておらず、曲手地区は全体として計画が遅れております。熊本県は、今後も根気強く交渉を続けていかれますが、まずは用地の確保ができたところから工事に着手するとのことであります。

次に、馬場楠、上村橋の上下流の両岸、出分、中代、上中代、馬場楠、戸次地区につきましては、現在境界立ち会い等の作業が町も協力しながら進められておりまして、買収予定土地の相続登記などの作業などが行われております。用地買収契約が整い次第、治水対策事業により、護岸堤防やパラペットの築造工事に着手される予定であります。

また、出分地区の河道掘削や戸次地区の上流部の河道掘削が新たに施工されておりまして、住民の皆様の意見が計画に反映されたところであります。

このように、熊本県の御努力により災害関連工事が進められ、白川の流下能力は災害以前よりも向上するものと思われませんが、現在計画が進められております黒川遊水地や立野ダムが完成すれば、大津町、菊陽町の白川流域におきましても、今後発生が予想されます豪雨被害はさらに軽減されるものと考えております。

また、本年10月には、各行政機関の連携の枠組みとして、国、県、そして流域の自治体から成ります白川水系治水対策連絡調整会議が立ち上がりまして、河川整備事業の進捗情報や河川整備に係る課題など、行政機関3者が一堂に会して話し合える機会を得たところであります。

町も、沿線の住民の皆様から出てまいりますさまざまな建設的な御意見などをこの会議でお示しをし、現行の治水対策であります河川整備計画に反映できればと考えております。

いずれにいたしましても、計画された河川整備事業が一日も早く完成し、その効果が発揮されて流域の住民の皆様様の安心・安全な生活が確保されるよう、町も積極的に協力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長にお尋ねしたいんですが、今、今村課長の方から立野ダムを含めた治水対策の説明会と河川整備計画、それから白川水系の連絡会議等でそういう意見を上げていくということでしたけれども、私が今日一番お願いしたいというか訴えたいところは、熊本市や、今日この熊日にも載っていましたが、阿蘇の治水対策ということで、国や県が、これは黒川には重点3か所ということで県の説明会とかあってるんですけども、この中流域は、今災害復旧工事はされているんですが、この間私がお話ししてます立野ダムとの関係、それから白川の河川改修の整備計画との関係で、国や県が入って地元の方への説明がほとんど中流域なされていないので、まずそのことをぜひ実現できるように考えていただきたいのですが、町長の御意見をというのが1つと。

あと、私、この前下津久礼の公民館で白川の河川改修と立野ダムの学習会を行いました。その中では、地元の方を含めて20名ぐらいの参加でやったんですけども、立野ダムに賛成という住民の方でも、ダムが洪水対策のためにつくるんだっていうのを御存じなくて、ダムは農業

用水が足りないときの利水目的でできるというふうに考えていたけれども、そうであれば白川の河川改修で十分やれるのではないかと、そういう御意見があったんですけれども、いかにやはり情報提供が行われてないのではないかと、ということを非常に驚きました。

立野ダムは1,000億円かかりますし、10年後にできるという内容なんですけれども、私たちは、ダムの建設がやっぱりこの河川改修を遅らせてきて、そして昨年の水害とかにも影響するというふうに考えています。そういう点で、1つはそういうダムと白川の河川改修を地元の方にやはりもっときちんと知らせていくべきではないかということと、どういうふうに考えられるのかが1つ。

それから、河川整備計画はやはりないと、今災害の被害箇所の復旧をやっているんですけれども、川幅もなかなか広げられないというようなこともありますので、やはり河川整備計画にのっとった計画的な短期・長期のやっぱり整備をしていく必要があると思うんですけれども、そのことについて、大津や菊陽の町長としてはどういうふうに中流域をしていくかっていうことで今検討されているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えしたいと思います。

白川の改修、それから立野ダムの建設の促進についてでありますけれども、この件につきましては、もう議員も御存じかと思っておりますけれども、白川改修と、それから立野ダム建設促進期成会、これはもう平成13年7月にこの期成会が立ち上がりまして、熊本市、それから南阿蘇村、大津町、菊陽町がその構成団体として行っておりますけれども、この中でずっと取り組んでおりますのは、白川改修、それから立野ダムの建設、両方あわせたところの促進期成会ということでありまして、両方を進めるということで毎年国の方にも陳情等にも行っておりますけれども、そういう中で、立野ダムの方が、政権が変わったとき、一時、この検証をするということで、いろいろこの方策も検討されたんですが、現段階ではもう、いわゆるやはり立野ダムを早期につくるというのが大事だということで、実際そういうふうにもう予算もついて動いているような状況で、ダムもつくりながら、それから白川の改修につきましても、去年の災害がありまして、その工事を早く終わって、県の方には菊陽から大津区間の白川の抜本的な改修も長期的には計画を立てて取り組んでいただきたいということで要望をしております。

県の方も、今龍田あたりの、ここも去年災害のあったところの工事に取り組んでおられますけれども、河川の改修は下流の方から上の方に上がるということでありますけれども、ダムにつきましては、やはりこれはもうぜひ早急につくってもらわんといかんということで要望が続けた中で、この実際工事が始まったところであります。

それで、地域の方々が御存じないということでありますけれども、この件につきまして、先般議員の皆さん方にも実際国土交通省の方から説明をしていただいて現地も見ていただいたところでありますけれども、この特に流域関係の地域の区長さん方、代表の方々には、実際説明を、同じような説明をしていただいた後で現地を見ていただいたところであります。

そういうことで、地域の中で、それぞれの地域でそういう研修をさせる必要があるということであれば、実際また国交省あるいは県の関係も必要であれば、そういう説明会あたりは開いて、今取り組んでおる状況については情報提供というのはきちんとすべきだとは考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ、やはり情報提供をしていただきたいと思います。

私が9月議会取り上げまして、その後国交省が立野ダムの現地に実際行って、その後自治会の区長さんたちが行かれたのではないかというふうに思いますけれども、町民の方は、本当に実際どこにできるのか、何のためにできるのか、それが自分たちの生活をしている白川のこの前のような洪水との関係がどうなのかというのはほとんどきちんと知らされていない、それが一番今の問題ではないかというふうに思っています。

この中流域は、多くの井手や堰があって、広大な水田を潤してるし、日本一の地下水を育んでいる地域なんですが、やはり国土交通省、先ほどの秘密保護法じゃないですけども、本当に誰も知らないままに建設をしているのではないかと云わざるを得ないぐらい、本当に知らされていない。そういうふうに言いますと、立野ダムの事業概要という、白川沿岸の洪水被害を防ぐというこのパンフレットが建設課の前にも置いてありますけれども、このパンフ1冊700円かかるみたいですけど、そんなにかけるのかなと思います。私が9月議会で取り上げたこの代継橋より下の想定氾濫区域っていうのは、かなり九州地方整備局にも行っていろいろやりとりをしましたけれども、このパンフにはそこはもうすっかり抜けています。こういうふうに指摘をして、氾濫区域は入ってないわけですけども。

要するに、中流域、国の管轄区間じゃないので、河川整備計画とか立野ダムについても、何か住民にちゃんと説明がやはり不十分ではないかというふうに思います。また、立野ダムも、検証したのは、国土交通省が計画をつくって、民主党の政権が国土交通省に検証をさせているわけなので、つくったところに検証をさせたという中身なんですけれども、そういうことも含めて、ダムと河川改修のやはりあり方というか、そういうことを再度菊陽の町民の方にももう少し丁寧に説明会を開いていただきたいと思います。町長の答弁では、そういう説明会等も考えていくということでしたので、ぜひ3月議会までには開いていただきたいと思います。要望しておきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 説明会でいいですけども、いわゆるこの前のような方式で、国交省の方から来ていただいて、立野ダムがどういうものかを説明受けた後で現地を見てもらった方が一番理解されると思いますので、そういうようなことを実際やっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、ダムと一緒に白川の河川整備計画をやはり県や国にしっかり

り要望していただいて、中流域が抜けないように、ぜひ町長の腕の見せどころだと思いますので、よろしく願いして、次に移ります。

次は、介護保険の要支援者の対策についてです。

介護保険の要支援者の対策ですけれども、今社会保障制度改革国民会議の報告書や政府が検討している施策は、医療介護保険料のさらなる引上げや公的保険範囲の縮小で、人々の願いに逆行する内容となっています。その背景には、社会保障を国民の権利から自己責任に変質させた社会保障改革推進法の存在があります。これでは、将来の不安はますます強まるばかりです。

私は、憲法を生かし、安心の医療介護を求める国会請願署名のお願いに、県営団地などを病院の職員の人と一緒に協力して、かなりこの間訪問をしてきました。今高齢者の人とお話をしますと、特に武蔵ヶ丘の県営団地の中でお住まいの方は、ひとり暮らしだったり、65歳以上の高齢の御夫婦だったり、そういう生活も厳しく、介護・医療問題を抱えられている方が多いというのが実感でした。なかなか足が悪くて病院にもかかりにくいとか、要介護の認定が介護度1から要支援にかわって、今まで受けられていたデイサービスが受けれるのかどうか不安だとか、そういう声がたくさん寄せられました。70歳以上の窓口負担が1割から2割に上がる問題もかなり不安を持っておられます。

また、介護保険の問題では、国は要支援者への事業を介護保険から切り離して市町村事業に回すことを検討しています。皆さんももう御存じだと思いますが、介護保険では、介護保険証をもらいますと、介護の必要度を判定してもらわないとそれは受けられないわけです。要介護認定で利用できる、要介護認定を受けて、利用できるサービスの種類や内容が決定します。また、その段階的にありまして、要支援1、2と、それから介護、要介護1、2、3、4、5、要介護1から5まであるんですけれども、介護予防サービスというのは地域包括支援センター、介護サービスは居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に相談して利用ができるということになるんですけれども、今新しい介護保険で要支援と認定された高齢者を保険給付の対象から外して新しい支援事業に移行する方針で、そのサービス内容は市町村の裁量に任せられる、その費用に一定の上限が設けられる可能性がある等々、非常に不安に思っていますが、今の国のこの1番に書いてます、要支援者の事業を介護保険から切り離して市町村事業に回すことを検討していますが、利用者からは、今受けてる、例えば要支援の御夫婦の方は、配食サービスはこのまま受けられるのだろうか、介護保険から切り離されるのではないかというような意見とかあります。そういう不安の声がありますけれども、町はこの方向をどういうふうに捉えているのかということと、もう2番目も一緒にさせていただきますが、要支援者の中の訪問介護や通所介護の利用状況とその実態はどうなっているのか、認定者の中の何%ぐらいがこういうサービスを受けられているかなどについて担当課の方からお願いします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまの小林議員からの御質問にありました介護保険の要支援者の対策について、①の国は要支援者への事業を介護保険から切り離し市町村事業に回すことを検討している、利用者から不安の声が上がっているが、町の考えはどうかについてお答えいたします。

国が進める社会保障制度改革の中で、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会では、介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付のうち訪問介護、通所介護については、市町村が地域の実情に応じ、住民全体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう地域支援事業の形式に見直すと位置づけております。

今回の改正案により、要支援者に対する訪問看護や通所リハビリテーションなどの介護予防給付のうち訪問介護と通所介護については、全国一律のサービスの種類、内容、運営基準、単価等によるのではなく、市町村の判断で多様な担い手による生活支援を行う訪問型サービスやミニデイなどの通いの場を活用した通所型サービス、配食や見守り等の生活支援サービスの内容で、平成29年度末までに新しい地域支援事業へ全ての市町村で移行しなければなりません。

要支援者への事業を介護保険から切り離されるのではないかという不安の声が上がっているということですが、地域支援事業というのは介護保険制度の中の制度でありますので、介護保険制度から外すということではなく、あくまでも介護保険制度内のサービスを提供することということであり、財源構成も変わらないということでもあります。

詳細につきまして不明な点は多々ありますが、平成26年度の通常国会で決定されるということで、市町村に課せられた課題は大きく、これからサービスをどのように取り組んでいくのか、またサービスの運営基準や単価を決めなければならないという課題が山積しており、現在介護保険課内で社会福祉協議会も交えて検討を重ねているところであります。

今後は、情報収集に努め、先進事例や国のガイドラインを参考にしながら、またあわせてこれからの地域包括支援センターの職員体制が充実することで、サービス低下にならないよう早急に受け皿を整備しなければならないと考えているところでございます。

引き続きまして、2番目の質問でございますが、②の要支援者の中の訪問介護や通所介護の利用状況とその実態はどうなっているのかについてお答えいたします。

介護保険制度における介護予防訪問介護は、要支援者宅にホームヘルパーが訪問して、身体介護や生活援助を行うもので、町内では9つの事業所がサービスを提供しています。利用状況としましては、主に掃除や買い物などの生活支援援助が多く、週に一、二回の割合で1時間程度の利用となっております。

今年10月に介護予防サービスを受けられた方は全部で211名であり、そのうち57名が訪問介護のサービスを受けられております。

また、通所介護につきましては、要支援者がデイサービスセンターに通って、食事、入浴などの介護や機能訓練が日帰りを受けられるもので、町内には12の事業所があります。利用状況としましては、主に平日の午前9時ごろから午後4時ごろまでの時間帯を使って、朝の健康チ

ェック、体操、レクリエーション、入浴、昼食、趣味活動などが行われ、要介護者も一緒になって利用されています。今年10月の利用状況は、75名の方が通所介護のサービスを受けられました。

要支援者に対する介護予防給付につきましては、平成24年度実績での予防給付総額が約9,500万円で、そのうち訪問介護を利用された方が11%の1,048万円、通所介護を利用された分が19%の1,840万円で、この2つのサービスで約3割となっております。

なお、サービスを受ける際は、全ての要支援者が町内の事業所を利用されているのではなく、近隣の熊本市や合志市、大津町の事業所を利用されている場合もあります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今答弁いただきましたけれども、介護保険内のサービスを提供するので変わらないというような答弁だったかと思いますが、市町村事業に移すということは、今まで、例えば訪問介護であればホームヘルパーさんが行っていたものを、そのままそのホームヘルパーさんにするのかどうかというふうなことが市町村の判断になるわけですね。だから、国は、その生活支援の担い手はNPOやボランティアなどを想定してるんですよ。だから、その一つ、訪問介護一つを見ても、人材が確保できるのか、今菊陽町も、いろいろ提案してもなかなか財政が厳しいということで、実際同じサービスが受けれるのかどうか、そういうホームヘルパーさんが行ってたものをボランティアなどの方が想定してるんだけど、そうするとサービスが下がるのではないかという不安を持っていますが、それはどうですかという質問ですね。

市町村事業になると、この事業所に払う報酬が介護保険の報酬より低く抑えられるし、人員基準も緩和する。だから、利用者が介護保険サービスと同じサービスを受けられる保証はないのではないかと私は懸念するんですけども、この辺はどういうふうに今捉えられているかということをお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど211名が全体の要支援の方の人数だと思いますけれども、訪問介護の人数がちょっとはつきりしませんでしたので、再度訪問介護、通所介護はその中の72名の方だということで分かったんですけども、その点がどうかということと、あと配食サービスとかの、訪問介護、通所介護のほかに今市町村がやってる予防事業の中での配食サービスとかは、特に何ら変わらないのかどうか、この点についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） お答えいたします。

まず最初に、2番目の御質問の人数の件ですが、これは57名の方が利用されております。

それから、市町村事業に変わるということで、同じようなサービスが受けられるかということでございましたが、今回の改正案におきましては、訪問型サービスについては多様な担い手による生活支援をとっておりますが、要支援者が利用されている訪問介護においてニーズが

高いのは掃除と買い物でありまして、こういったことに対応するという点で現時点で考えられるのは、例えば老人クラブ連合会の活用ということが1点考えられます。老人クラブ連合会においても、いろんな高齢者の見守りとかやっておられるボランティアさんもおられます。元気な高齢者が掃除や買い物を手伝うことによって、支援を受ける高齢者も元気をもらいながら自立に向かう可能性があるかと思えます。

あと、資源としましては、そのほかに社会福祉協議会が行っております住民参加型福祉サービスのキャロットサービスですとかシルバー人材センターなどの活用なども考えられないかなということで思っております、その辺の、現在事業所の方でサービスを提供されている事業所とも十分これから協議をしながら、今後検討を重ねていかなければならないと考えております。

また、通所型サービスにつきましては、社会福祉協議会に委託しております一般高齢者向けのミニデイ、いきいき大学と通称呼んでおりますが、そういったものですか、あるいはいきいき健康教室というような、生活能力が若干落ちた方に対します運動、栄養、口腔ケアの指導なども行っております、そういったことについての取り入れ等も検討が必要かなと思っております。

また、生活支援サービスについては、議員がおっしゃった先ほどの配食の件につきましては、社会福祉協議会に委託しております配食見守りネットワークサービスというものがあまして、これは介護認定者でも利用が可能となっております。そういったものも活用ができるのではないかと考えております。

いずれにしても、これから来年度の通常会議に向けまして介護保険制度の議論がまた行われると思えますけれども、現時点におきましては、町としましては、十分制度を見きわめながら、また関係機関とも協議を重ねまして、充実した高齢者支援ができるよう努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか具体的なところになっていくと非常に厳しくなるわけですね。多様な担い手と言いながら、今ヘルパーさんたち、掃除や買い物で介護予防を手伝いながら、状態が悪くならないようにというふうにしてるんですけども、そういうヘルパーさんではなくて、例えば老人クラブの連合会の方のボランティアとか社会福祉のキャロットサービス、それからシルバー人材ということですけど、そうすると本当に不安定になっていくんですよ。民間の活用だったり、ボランティアだったり。ボランティアの人は、できるときはましようというようなボランティアですから、ですからそのサービスが非常に厳しくなるのではないかと懸念して質問をしてるわけです。

要支援者は、まだ介護度が軽い人なわけですから、そういう方を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができるんです。しかし、要

支援者を保険給付から、今ホームヘルパーさんが行ったり、通所に通っていたりするようなものをもっとボランティアにとか、NPOにとか、民間になると、高齢者の重症化が進んで、行く行くは介護保険の財政の圧迫につながる可能性を懸念するというので、来年の通常国会でどうなるかというような情報を見ながらという課長の答弁でしたけれども、一方では、医療費の窓口負担が1割から2割に上がる問題、この前町民の方からお電話がありましたけれども、もう既に町が通知している資料に、来年から2割になりますよって、これはどこで決まったんですかという問い合わせがあったんですけれども、国は、まだ決めてないことでもどンドン市町村事業に移すというプログラムをやってきてるわけなので、非常にやっぱりそういう不安がますます高まるというふうに思っています。

私たち、やはり要支援者のサービスは、市町村の事業に移さず、内容を充実させてほしい。また、施設入所の対象から今度軽度者を外すというふうなことも考えられているので、そういうこともぜひ国の方にも要望上げていきたいし、町としてもそういう国への要請なども行っていただきたい、このことを述べて、次に移ります。

次は、待機児童の解消についてです。

1番に、待機児童の定義と来年度の見込み数はどうか、また2番に、待機児童解消のための取組はどうなっているのかというふうに上げていますが、この待機児童の問題も今年の6月の定例会で議論をしてきました。今年の4月1日現在は143人で、入所児童数は13園で105%、143人の待機児童はどういうふうに対応されているのかということ質問したときは、認可外が15人、自営が8人、家族で見てる人が14人、幼稚園が6人、一時保育が6人、仕事を探している人が37人ということでしたが、また保育士の、待機児童の中には、1歳から2歳児、低年齢児が非常に申し込みが多いわけなんですけれども、この人たち、この子どもたちに対応するには、保育士の確保が今非常に困難だということで、この前三里木の保育園にも行きましたら、非常に保育士さんの確保が大変厳しいというふうにおっしゃってましたが、そういう問題等を6月の定例会で議論していますが、その後、今町の待機児童の定義がどういう定義なのかということと、来年度の見込み数、6月議会では、やはり来年度200人程度待機児童がいるのではないかと、増えるのではないかとというようなそのときの見通しでしたけれども、現在の状況はどうなのか、来年度の見込みはどうなっているのか、まず1番についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

今御質問がありました待機児童の定義と来年度の見込み数はどうかの御質問にお答えします。

町では待機児童の定義を、厚生労働省が毎年4月と10月に実施しております保育所入所児童数調査に言います入所申込みが提出されており、入所要件に該当しているが入所していない児童としております。ただ、保育所に現在入所しているけれども、第1希望の保育所ではない等により転園希望が出ている場合や、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保



育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合は待機児童としてはみなしてはおりません。

なお、全国の市区町村の中には、待機児童の定義を非常に狭めまして、求職中、いわゆる仕事をしてる人あるいは育児休業を延長した保護者の児童を対象から外すというようなところもあります。ですから、待機児童の解釈によっては若干自治体によっては違うところがあります。

まず、11月1日現在の待機児童数からまず述べます。11月1日は、待機児童数が176人です。この176人の内訳ですが、年齢別にはゼロ歳児が51人、1歳児61人、2歳児36人、3歳児18人、4歳児10人となり、先ほど議員がおっしゃった一番待機児童で問題があるゼロ歳児から2歳児までのところが148人です。待機児童数全体の84%になります。特に菊陽町の場合、ゼロ歳児と1歳児が多くなっております。

待機児童の保護者の状況でございますが、現に仕事についてる人が107人、求職中の人38人、その他が31人であります。

後半の方ですけども、来年度の待機児童見込み数ということでございますが、これまでの実績をもとに推計しますと、今のところ200人を超える見込みであるということだと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今やはりゼロ歳から1歳が非常に112人で多いわけなんですけれども、この入所申込みをしている人をカウントしてるということで、第1希望でない、ほかに入所要件がある場合はみなしていないということですが、例えば平成25年の段階で、この第1希望でない、ほかに入所要件がある場合みなしていない人は何名ぐらいいたのかが分かれば1つ教えていただきたいと思っております。

それから、来年度が200人ということで、今、次の27年度から幼稚園の保育園の民間の募集等かけられているのではないかといいふうに思いますけれども、それは26年度に準備して27年度からスタートすることになると思っておりますが、来年度の200人を解消するためにどういう取組を今後行っていくのかっていうのが1つと、それから今年の事業に142万円、保育所入所調査の意向調査費が組まれていると思っておりますが、それはいつごろどの範囲、どういう方を対象に調査をして、それを来年度のその入所の状況等に生かすのかどうか、その2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 今議員が御質問があった分については3点あったと思っております。

まず第1点でございますが、待機児童の定義の中で、第1希望の保育所ではない等により転園希望が出てくる場合、今日はちょっと数字を持ってきておりませんのであれですけど、そんなに多くはありません。

それと、2番目のところでございますが、待機児童に対する取組でございますね。これ、先

ほど議員もおっしゃったように、現在は国の子育て支援対策臨時特例交付金を活用しまして、保育需要が高い中部小校区のうち地区を指定しまして120人定員の民間保育所を1つ、それと西小校区または武蔵ヶ丘小校区のうち地区を指定しまして90人定員の民間保育所を1か所、それを平成27年4月1日までに設置開園するというところで今準備を進めております。

その待機児童の解消策としての町の政策は、まずは、これまで平成19年、平成22年、そして平成25年とやってきましたけど、やはり民間保育所の設置というのが一番大きな効果があるということで、1年4か月後になりますけども、まずその設置の取組をやっております。

それとあわせて、少人数でございますが、先ほど話があったゼロ歳、1歳、2歳児が非常に保育ニーズが高くて厳しい状態なんですけど、その子どもたちを保育します家庭的保育事業、いわゆる保育ママ事業が、今年10人定数が新たに加わりました。8月1日に三里木区と、12月1日に青葉台区でオープンしておりますので、これは菊陽町にしてみれば初めての家庭的保育事業のオープンになります。ですから、このやっぱり保育所あるいは家庭的保育室の分の整備というところで待機児童の解消を図っていききたいというふうに考えております。

今3番目の御質問でございますが、現在、今度町の方で、子育て支援の事業計画でございます菊陽町子ども・子育て支援事業計画を来年の9月までに策定しますので、その関係で、現在菊陽町の子ども・子育て支援に関するニーズ調査をゼロ歳児から小学校3年生までの子どもさんをお持ちの方、いわゆる子どもさんの中で、兄弟姉妹の中で一番末子の方がゼロ歳児から小学校3年生までの方の保護者全員に、就学前児童保護者用あるいは小学生保護者用ということでニーズ調査をやっております。この中で、待機児童の分もあわせて質問項目を設けておりますので、それも一つの今後の見込み材料になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 待機児童解消、なかなか、今お話を聞きしますと、町もすごく努力をされてて、この間の平成19年に1園、また22年に2園、25年に2園ということで保育所をずっとつくってきているわけですけれども、それでも200名ぐらいに上るのではないかとということで、なかなか町長も大変だと思いますが、熊本県のいろんな子ども基金とか、いろいろそういう財源というか、これだけ人口伸びて子どもが増えてるところで、どういう財源とかを使えばその子育て支援が、待機児童を解消するための手だてがもう少しできないかということで、例えばそういう子ども会議とかの意見を聞かれたり、今後どういうふうに考えておられるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件には、非常に子育て支援という中で、1つ、今の社会現象といえますか、若い人たちに正職がないために、どうしても共働きをしないと家計が成り立っていかんということで、ゼロ歳児から2歳児までの人たちを預けたいという人たちが増えてるような状況であります。本来であれば、2歳までぐらいはお母さんに見ていただいたら一番いいと思う

んですけども、こういう実態の中にありますので。

国、県、この前も熊本県議会の中でいろいろ、25年度のまた大型補正関係の要望とかありまして、その中で、公立の、町立の保育所についても今交付税の中での措置になってますので、これをぜひ今までどおり、もとの国の方の負担、現金でもらえないかというふうな、そういう要望もしておるところでありますけども。

ただ、安倍総理の方も2017年度までには全国の待機児童ゼロを表明されておりました、これ今日担当の方からもらった情報でありますけども、今回の25年度の補正予算の中で、小規模保育所の整備、先ほど2か所うちもできたということでありますけども、それと認可を目指す認可外保育園の財政支援をするというような措置がとられるということで情報が入ってきましたので、特にこういうものを生かして、いろんなこの、特に26年度が待機児童が非常に多い中で、まだあとの2園が立ち上がりませんので、そういうのをぜひうまく活用できる方法がないかということで、また26年度の予算編成の中でしっかりとその辺は、利用できるものがないか、またそういうものを利用して認可外の保育所の方がされるところも、そちらの方にも支援策が出てきとるようでありますので、そういうものをぜひ情報提供もしながらどうにかしたいというふうには思っているところであります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ町長にも、やはり人口が増えてるところの町にこそ、保育や教育とかお金がかかるので、そういう要望を国、県にも上げていただきたいと思います。

4番目の就学援助制度の充実についてです。

これは、就学援助制度、要保護・準要保護の数が非常にこの間委員会でもお聞きして増えています、生活保護が、今年の8月でしたか、基準が引き下げになっていますので、なかなか生活保護基準がこの就学援助制度の基準になっていると思いますので、今まで受けれた方が受けれなくなるようなことがないのか、その影響がどうなのかというのが第1点です。

第2点は、生活援助費の中に生徒会費、PTA会費、クラブ活動費を追加し、充実を図れないかということです。これは、菊陽、大津では、この生徒会費、PTA会費、クラブ活動費は入っていないんですが、近隣では合志市はこの活動費まで入っています。ぜひ、お隣の合志で入っていますので、その辺を前向きに検討していただきたいと思いますが、この点について担当課の方からお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

1番、2番通しでよろしゅうございますでしょうか。

（16番小林久美子君「はい」の声あり）

まず、1番の御質問に対する回答ですが、本年度の就学援助の影響はございません。ただ、来年度以降になります、就学援助の認定につきましては、毎年2月、3月に文科省から基準額が通知されます。この基準額を参考に、6月に市町村で認定作業を行っているという状況で

ございますので、来年度につきましては、基準額の変動通知が受ければ変動になるという状況で、現在ではどのように変動するかが不明なところでございます。

それから2番目でございますけども、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費の追加、充実ということでございますが、今現在、菊陽町における就学援助の生徒に対しましては、平成22年に一部改正がなされまして、この3項目について追加してもというような状況が出てきましたが、これがその時点から菊陽町においても検討を続けてきているところでございますが、実施には至っていないというところでございます。

その理由としましては、就学援助の大半を占めますのが、児童・生徒の保護者が生活保護法に規定する要保護に準ずる程度に困窮していると認め援助している準要保護児童・生徒援助費補助という部分がございますが、この部分が国の補助事業ではなく市町村単独費の事業になっております、今現在。そういうことで、菊陽町としましては、これまでハード事業、皆さん御存じでございますけども、ハード事業の耐震事業をメインに取り組んできました。それからソフト面につきましても、児童・生徒の支援するため特別支援指導助手の増員配置を毎年行っておりますし、また学力の基礎基本定着をさせるための学習サポーターの配置等、さらには不登校対策が今非常に大事になってきておりまして、その対策員として要支援対策医療支援児童対策員などの配置も行ってまいっとるところでございます。そういう中で、優先される課題を解決するために取り組んできているという状況でございますので、今現在、こちらの方までは至っていないというところでございます。

今後も、優先すべき事業を見きわめながら、この就学援助につきましても、他市町村の動向と今後の状況を見守りましていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。なかなか就学援助制度も、この前担当課長の方から教えていただいて私も調べてみたんですけども、小泉さんの三位一体改革のときにこの準要保護の国庫補助が切られたということで、やはりこういう細かなところが国はどんどん補助を切ってくるんだなというのを改めて、やっぱりそれも市町村の単独事業になっているということで。ただ、今生活が非常に厳しい、先ほど町長もおっしゃったように、若い世帯の収入が余り伸びないというところがありまして、人数が増えてきています。そういうところも、非常に要保護、生活保護並み、また準要保護の方も生活保護の基準とほぼ変わらない世帯ということでありますので、ぜひこういう、先ほど述べました生徒会費、PTA会費、またクラブ活動費なども今後も前向きに検討していただきたいということを述べて、質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） おはようございます。ただいまより一般質問をさせていただきます吉山と申します。

本日はお忙しい中に傍聴の方に足を運んでいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の質問は、通告書に上げておりますけども、質問事項として、第2期地域福祉計画について、第2項として医療費についてというふうなことで通告を上げておりますので、通告書に従って質問の方を行いたいと思います。

以下、質問者席の方から行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） それでは、通告書に従いまして質問の方を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

まず第1項ですけども、通告書にありますように、第2期地域福祉計画についてということで通告をしております。

その質問要旨としまして、最初に、第1期菊陽町地域福祉計画との異同及びその評価根拠はどのようにあるかの説明を求めます。

なお、ここで菊陽町地域福祉計画を、今回第2期が策定されておまして、それには「第2期」というような表記になっております。その前の平成20年度から平成24年度の地域福祉計画については「第1期」というような表記はございませんけども、区別のために第1期というふうに呼ばせていただきたいと思います。

そういうところで、この第1期菊陽町地域福祉計画と第2期との異同及びその評価根拠について説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

今ありました第1期菊陽町地域福祉計画との異同及びその評価根拠はどのようにあるかとの御質問に対してお答えいたします。

まず、地域福祉計画について、まず前段で御説明いたします。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき地域福祉の推進に関する事項を定めます計画であり、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者計画あるいは次世代育成支援行動計画、あるいは健康増進計画といった福祉・保健関係の個別計画に基づく福祉施策を総合的に推進する上での理念と地域の福祉力を高めるための施策について提示するものであります。

また、本町の進むべき方向と望まれる将来像を掲げた菊陽町の総合計画と、先ほど述べました福祉関係の個別の計画との中間の位置に位置づけられております。

今回、第1期菊陽町地域福祉計画、これは計画年度が平成20年度から24年度です。その第1期計画が平成24年度で終了することを受けまして、今の福祉関係の諸計画及び菊陽町社会福祉協議会が策定いたします第4期菊陽町地域福祉活動計画と整合性を図りながら、平成24年度にこの2つの計画を一緒に策定しました。

2つの計画ありますから、ちょっと2つの計画の中身について御説明しますが、まず市町村が策定するのが地域福祉計画であります。これは、地域福祉に関する基本的な理念、方向性を示す計画であるのに対しまして、町社会福祉協議会が策定します社会福祉活動計画は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする団体とともに取り組むための実践的な活動計画ということで、そこに違いがあります。

次に、議員が御質問されております第1期菊陽町地域福祉計画との異同及びその評価根拠について御説明いたします。

第2期地域福祉計画の策定にあたっては、第1期計画策定時の趣旨を第2期計画に生かすため、地域で支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりの基本理念と4つの基本目標はそのままとしまして、この第1期計画の成果と反省を踏まえ、基本目標に対する具体的な取組を計画年度であります平成25年度から29年度までに対応する内容を策定するという方針でしております。このため、第1期計画策定時は学識経験者や民生委員・児童委員等で構成します検討委員会も設けたんですけれども、今回第2期計画は、検討委員会は設けずに、町や町社協の職員とのお互いの論議の中、あるいは区や自治会長、民生委員・児童委員、あるいは町社会福祉協議会の理事・評議員さんなどを対象にしましたアンケート調査あるいは町全体のパブリックコメントを本年2月に行いましたが、そういったものをして第2期計画を策定しました。

この第1期地域福祉計画の評価につきましては、第2期計画を策定するため、町職員が1期計画の進捗状況あるいは課題・問題を分析・検討する作業の中で実施をしました。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 社会福祉協議会の活動計画までちょっと触れていただきましたので申し訳ないんですけども、この第2期菊陽町地域福祉計画というものに、先ほど課長の方からもありましたけども、4つの基本目標というのが掲げてあります。その1番目の質問で、いろんなこの地域福祉計画の位置づけとかそういうところで説明をいただきましたけども、この第2期の方の基本目標、4つ大きく上げてあるんですけども、これについて、厚生労働省の計画策定に対する通知、これは22年8月のものです、あるいは県の地域福祉支援計画というふうなものとのこの整合性の中で策定された状況があるというふうに考えるんですけども、でも菊陽町の地域福祉計画でありますから、そこには本町の特徴なりそういうものが反映されているのかどうかというふうなことを考えますので、この4つの基本目標が大きな範囲で規定されております

ので、その中で特に優先事項としてはこういうものがあるとかそういった形で、各基本目標のⅠからⅣについて説明をお願いをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 一番最初に御質問されました、これは国の計画、国の策定方針、あるいは熊本県のこの地域福祉の計画等、それを踏まえた上で、整合性を十分考慮した上で今回は策定しているということを前もってお話をいたします。

それと、質問のまず2番目のところでございますが、第2期菊陽町地域福祉計画の各基本目標、これ4つございますが、における優先事項はどのようなものかという御質問に対してお答えをいたします。

まず最初でございますが、今回計画に上げました各基本目標を実現するために、それぞれ取組の方向というのを各項目ごとに幾つか、各基本目標ごとにしておりますが、議員がおっしゃるようなその優先事項というのは決してありません。これは、計画の中にあるやつは全てが大事だということでもあります。ですから、優先順位はないんですけども、内容が非常に複雑で多岐にわたっておりますが、本日は各基本目標ごとの取組の方向について、その一部を紹介させていただくということで答弁にかえたいと思います。

まず最初に、基本目標のⅠでございますが、これは住民参加のまちづくりであります。住民一人一人が地域の生活課題を解決する主体となるよう、福祉意識の向上を図り、近隣関係の回復、社会的孤立や孤立の防止に向けた住民相互の連帯意識の強化に取り組みます。また、地域での新たな関係づくりや多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成を図り、住民参加のまちづくりを目指します。

この基本目標Ⅰでは、福祉意識の醸成という中で、福祉教育の推進あるいは学習機会の拡充というのがありますので、その具体的な取組の方向について説明をいたします。

町では、小学生、中学生での福祉施設での研修をプログラムにしましたワークキャンプが町社会福祉協議会により毎年町内の介護保険施設あるいは障害者施設で実施されております。本年度は、小学生が52人、中学生が26人が1泊2日の日程で、ちょうど学校が夏休みの期間中ですが、介護体験あるいは入所者との交流を行いまして、福祉に対する理解と関心を高めることができました。

また、町民の認知症に対する正しい理解と認識を深めるために認知症サポーター養成講座を町では実施しておりますけども、平成25年度は本日現在で543人の方が受講されております。このうち269人は武蔵ヶ丘中学校の1年生でありまして、菊陽中学校でも、今年13日に1年生142人を対象にこの講座を実施する予定であります。

今後、町ではこの認知症をテーマにしました福祉学習を学校の協力を得て毎年実施する計画でおります。

そしてさらに、小学校ですけれども、小学校でも福祉学習の時間を設け、障がい者の方の講話、視覚障がい者や高齢者の疑似体験を実施しております、今後は町内6小学校で毎年実施

できるように取り組んでいきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、ワークキャンプとかサポーター養成とかそういうことの答弁がありましたけども、この基本目標ⅠからⅣ、この全てに対する今答弁ということによろしいんですか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 基本目標がⅠからⅣまでありますので、まず今申したのは、一般質問の通告にあった順に沿って、まずは基本目標の1からの分について答弁をしました。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） はい、分かりました。すいません。

それでは2番目に、基本目標のⅡということについてお尋ねします。

ここでは福祉サービスの提供システムの整備ということで、福祉サービスの充実や情報提供、相談体制の整備となっております。

その具体的な内容において、ここでは優先的に取り組むものというふうにお尋ねしたいんですけども、先ほどの課長の答弁からもありましたように、特に例示的に上げるならばこういうものでもというところでの説明で結構ですので、お願いをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、次は基本目標Ⅱでございますが、基本目標Ⅱは、福祉サービスの提供システムの整備であります。家族形態の変化や個人の価値観の多様化が進む中、福祉サービスに関するニーズを的確に把握し、利用者本位の考え方に基づいたきめ細やかな福祉サービスの提供を目指し、福祉サービスを質、量の両面から確保していきます。

また、いろんな機会を通じまして、これは障害福祉の関係でございますが、地域生活支援事業、あるいは成年後見制度を含めましたサービスの普及と情報提供に取り組むとともに、これは高齢者関係のセンターですが、菊陽町地域包括支援センター等の各種相談支援体制の周知と充実に取り組んでいきたいと思ひます。

その中でも、この基本目標Ⅱでは、多様な福祉サービスに関する事業の推進の中のサービス提供基盤の整備について、その具体的な取組の方向を今から説明いたします。

住民の方ができるだけ長い期間住みなれた地域で安心して生活できるよう、菊陽町社会福祉協議会をはじめ企業やNPO等の多様なサービス事業者と連携しまして、高齢者や障がい者、子育て世代等に関する必要なサービスの基盤整備に努めます。

まず、高齢者サービスでございますが、平成24年度から平成26年度までを計画期間とします第5期介護保険事業計画に基づきまして、介護保険施設の整備や地域密着型サービスの充実を図ります。平成25年度には、定員が29でございますが、小規模型特別養護老人ホームの設置を



既に終えました。そして、定員が18人の認知症対応型のグループホームを、その事業者を先般決定しまして、平成26年9月に開設される予定となっております。

平成27年度以降の施設整備については、平成27年度から29年度までを計画とします第6期の介護保険事業計画で、介護サービスに関するニーズを適切に見込んで施設整備を行っていきたいと考えております。

次に、障がい者サービスにつきましては、ニーズが高まっております障がい児の通所施設の整備と定員の拡充を図るとともに、障害福祉サービスの周知あるいは発達障害の可能性のある障がい児の早期発見に努めていきたいと考えております。

また、子育て支援につきましては、先ほど小林議員の中でもありましたが、この民間保育所とか家庭的保育室の整備あるいは幼稚園の定員拡充を図りながら、年々高まります子育てサービスのニーズに応えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ありがとうございます。それでは、基本目標Ⅲについて、これについては豊かに暮らせる生活支援システムの整備ということで、健康づくりや生きがいがづくり、協働のまちづくりとなっております。これについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、次は基本目標Ⅲでございますが、基本目標Ⅲは、豊かに暮らせる生活支援システムの整備であります。住民誰もが生き生きとした生活を送るためには、心身ともに健康で生きがいを持って生活をしていくことが重要です。そのための健康づくりや生きがいがづくりの推進及び就労に向けた支援に取り組めます。

この基本目標Ⅲの中では、特に健康づくり・生きがいがづくりの中の健康づくりの推進について、その具体的な取組の方向を説明いたします。

まず、具体的には町の広報紙あるいは各種イベントを通じた健康づくりの情報提供、菊陽町健康づくり推進協議会委員さんによる健康の各事業や施策の評価、あるいは住民の方が自ら健康行動を起こしていただく組織の結成等に取り組んでいきたいと考えております。

また、がん検診や特定健診等の受診率の向上を図り、疾病の早期発見、生活習慣病の重症化予防に努めていきます。

がん検診の受診率が、平成24年度におきまして、乳がん検診の49.2%を最高に、最低の胃がん検診の23.3%の範囲内にありますので、大腸がん、肺がん、子宮がんを含めて、当面受診率を50%にして、健診案内や広報等を工夫しながら受診率アップにつなげていきたいと考えております。

さらに、がん検診で要精密検査と診断された方の検査受診率が、子宮がん検診以外、目標値の90%を下回っておりますので、受診率向上の働きかけを強化していく取組が必要であると思っております。

また、健診後のフォローも強化して、住民の方が自分の健康状態をきちんと知り、健康行動につながられるよう、集団または個別に支援していく方針であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 詳しく説明ありがとうございます。

次のことの基本目標Ⅳについてですけれども、これについては安心して暮らせる生活環境の整備ということで、防犯・防災、交通などの環境整備となっております。

今までのⅠからⅢについては、大きく捉えていくと、福祉部分といますか、老人福祉なり障害福祉なり、また福祉・医療といますか、そういった形の中での目標だったのかなというふうに理解するんですけど、この基本目標Ⅳについては、防犯・防災、交通などの環境整備というふうになっております。そういうことについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 基本目標Ⅳでございますが、これは目標の内容が安心して暮らせる生活環境の整備ということでございます。基本目標のⅠからⅢというのは福祉に非常にかかわるように思いますし、Ⅳについてはどうかなと思いますけれども、これもいわゆる広い意味での福祉というところの判断で、一応以前の第1期計画から、これも安心して暮らせるというのは地域福祉の向上につながりますので、それが入っております。

基本目標Ⅳは、安心して暮らせる生活環境の整備であります。

災害時の不安の解消、防犯、交通安全対策など、誰もが安心して生き生きと暮らすことのできる環境づくりに向け、福祉の視点を取り入れたまちづくりを進めます。

この基本目標Ⅳでは、地域ぐるみの安全対策の中の災害に備えた体制づくりについて、その具体的な取り組み方向を説明いたします。

菊陽町の災害時要援護者避難支援計画では、65歳以上のひとり暮らし高齢者、重度の障がい者などの要援護者のうち、自力での避難または家族等による支援を受けられないためほかの人に避難支援を希望する人は、緊急時の連絡先、避難支援者、かかりつけ医療機関など、自分の個人情報や町や町の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区、自治会等に提供することに同意して、一人一人の避難支援計画であります個別計画を作成することができます。町では、平成23年度から社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携しまして対象者に個別計画の作成を働きかけ、現在災害時要援護者3,389人のうち683人が個別計画を作成されております。作成率が20%に、まだ少ないですので、個別計画の周知に努めまして、今後より多くの方が個別計画を作成するよう対象者の方に働きかけていきたいと考えます。

また、町の防災訓練、これは昨日も話がありましたが、こうした防災訓練や地域の避難訓練を通しまして、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区あるいは自主防災組織、消防署など関係機関の役割を確認しながら、迅速かつ的確な地域での避難支援ができる仕組みをつくっていききたいと考えております。

そして、さらに、消防団と並んで地域の総合防災力の要であります自主防災組織の組織率が菊陽町は県内平均よりも低い数字となっておりますので、これは地域福祉の向上の観点から、総務課とともに、区や自治会の御理解、御協力を得まして、組織の結成に向けた取組を今後ともお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今の説明で、要援護者支援というふうなことも説明いただきました。それは、昨日も梅田議員の方からの質問でありましたけども、そのときも説明をいただきました。また、私が6月定例会でも一度この要援護者支援については質問をしまして、今課長の答弁にありましたような内容で説明を受けたところです。その際に、防災訓練等を行いながら情報を収集していくというふうなことも言われまして、昨日も防災訓練を1月、2月あたりに行うとかという答弁もありました。そういう少し進んだのかなというふうに考えますので、その辺はよろしく願いをしておきます。

それと、この基本目標Ⅳについて、もう一点ちょっとお尋ねしたいんですけども、災害時の不安の解消とか防犯、交通安全対策とかというふうなことでのこの環境づくりということをやっている。これは、先ほど答弁にもありましたけども、広い視点で福祉的な観点からというふうな答弁もありましたけども、これもちょっとうがった見方かもしれませんけども、例えば積極的に福祉のまちづくり条例とか、何かそういうようなことまで視野に入れてのことなのか、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですけども。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） これは基本目標Ⅳだけではなくて、地域福祉計画全体が持つ基本理念、基本目標を生かすために、議員がおっしゃったように条例を制定するかというところだと思いますけど、これについては、第2期計画の中では条例を意識してはつくっておりません。ですから、今後条例を制定するということについては、第2期計画の内容を踏まえて、次第第3期へとつながるように、この5年間の中でつくるべきかどうかというところはまた町の方で検討をしていって、その適切な時期が来れば条例をつくるということになるかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ありがとうございます。それでは、今まで基本目標4点について詳しく説明をいただいたところですけども、第1期から第2期へ移行する中で、最初に説明もありましたけども、第1期のときは検討委員会がありまして、それで策定に向けて進んで策定ができてという流れだったと思うんですけども、そのことについては、その第1期の福祉計画の冊子にもその検討委員会の設置要綱っていうのを載っておりますんで分かったんですけども、この第2期の福祉計画の冊子にはそういう部分はなくて、活動計画の方の、その社協の方の委員会の方は要綱で載っておったんですけども、そういうところと、この第2期の基本理念の実現を目

指してその4つの基本目標っていうのは掲げてあるんですけども、その中で、その基本目標を設定し共助の活性化を図るといふようなことで大きくうたってあります。さらには、この福祉計画の進捗状況や成果について検証し、状況に応じて3年から5年の間で見直しを行うといふふうなこともうたってあります。

こういう流れの中で、じゃあそれは、そういう検証、進捗状況の成果や検証については誰がいつどのように評価をするのか、またその評価結果については公表するのかということと最後の質問項目に上げておりますので、それについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 今議員がお話がありましたように、今回の第2期計画については、具体的に策定委員さんをお願いして策定という、そのプロセスはとっておりません。具体的には、先ほど説明しましたように、職員の論議とか、あるいはアンケート調査とか、そういった中でつくっております。

御質問がありました今の第2期計画についての進捗状況は誰がいつどのように評価するか、そしてその評価結果についての公表をどうするかということだと思いますが、この第2期地域福祉計画につきましても、これは平成25年度からの5か年計画であります。5か年計画の第4年目に当たります平成28年度に、一応民生委員・児童委員、社会福祉事業者、地域福祉活動関係者、公募委員等で構成します評価委員会を設置しまして、同委員会の議論の中で基本目標の進捗状況や課題、問題点を探り、そこで評価をしたいと考えております。

評価結果につきましては、町の広報紙あるいはホームページに掲載をする予定であります。

そして、その評価結果につきましては、次の地域福祉計画、それと町の社会福祉協議会が策定します地域福祉活動計画の策定の中で有効に活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、評価委員あるいは評価委員会っていうふうなことを言われたかと思うんですけども、これは平成28年、4年目にこういう委員会なりを設置するということでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 評価につきましては、毎年評価するっていうよりも、5か年計画の中で3年間やってみて、そして4年目というところで考えております。ただ、いろんな事情で大きくこの計画の中身を変えると、先ほど申しましたように、地域福祉計画というの、上位の計画が、町の総合計画がございまして、これとの関連にも出てくると思います。あとは、社会情勢の変化等で、5か年の中で、今のところは第4年目に評価をするんですけども、評価の方は早くした方がいいということに、状況になればですけども、一応3年間を一固まりとして、その中で評価をしながら、そして第4年度で評価、そして第5年度で評価を踏まえた上で1年かけて策定という形でしていきますので、第2期計画が、評価というところもあつたんで

すけども、やっぱり進捗状況の分については第3期に反映させるというところを踏まえまして、きちんと評価を委員会を設けてするというところで考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） その何年目にするとかそういうことをお聞きしたいんじゃないかと、この第2期策定段階では、アンケートとかそういうことを検討材料として策定されたというようなことを言われました。そこに、その第1期のような検討委員会とかそういうものの存在っていうのはちょっと冊子とかを見ても見えなかったところなんですけど、そういうところで、そういう策定委員会なり評価委員会に、委員の公募とかあると思うんですけども、そういうのがあって、策定をして、評価をしていくという流れだと一般的に思うんですけども、ただそこに、一般町民の方々の声っていいですか、存在っていいですか、そういうのがちょっと見えないのかなという思いがあります。

これは、町の条例にもありますけども、町民参画・協働推進条例、これには、前文の後段の方に「自治の主人公である町民があらゆる知識、経験及び想像力を結集させ、町と協働し、住みよいまちをつくるためにこの条例を制定します」とあります。また、これは平成8年のつくられた要綱ですけども、菊陽町やさしいまちづくり推進会議設置要綱というのもあります。こういう設置要綱なり条例からいきますと、やはりその策定あるいは評価の段階で町民の方々の声があるってということじゃなくて、それ以上に顔が見えるようなシステムの中でこういう策定あるいは評価の方を行っていただけたらと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 一番最初の方に一応御説明したかと思っておりますけども、今回の第2期計画を策定するに当たっては、議員おっしゃるように、第1期と違って検討委員会は設けておりませんけれども、住民参画条例が施行されたのが本年4月からになりますが、それ以前、今年の2月にパブリックコメントは入れました、この第2期計画策定ですね。一応素案を示して、事前に町民の方の意見を聞くという期間は一定期間設けました。ですから、全く反映されてないということではないと思います。

それと、第2期計画の評価につきましても、先ほど申しましたように、住民参画条例に基づきまして、これは公募委員さんを入れた評価委員会、さらにはこれもパブコメをしたいと思いますけども、そういったところで町民の方の意見をしっかり聞くという方針は変わりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今答弁いただいたような状況で、こういう地域福祉計画という大きな計画だと思えます。ただ、そこに町民の方々の意見、顔、そういうのが見えなければ、ただ単に庁内で、行政の中でつくって提示して、それで終わりというふうなことも考えられますので、そういう部分というか、疑問点の払拭のためにも、町民の方々のそういう声、顔なりを生かした

上で策定、評価というような流れをくんでいただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは続きまして、第2問の方に移らせていただきたいと思います。

これ、医療費についてというふうに通告をしております。

昨今の状況で、今朝の熊日にも載ってございましたけども、診療報酬の改定とかそういうものが2014年度の国の予算作成のポイントというような一つに上げられてるような新聞記事もありましたので、そういう社会状況の中で、本町においてもその医療費の増加っていうのは、9月に決算報告もありましたし、そういう流れの中でも私なりに把握をしているところです。

また、県の方のこの情報によりますと、平成20年から24年の期間で、熊本県における医療費の見直しに関する計画というふうな計画が出されております。その計画導入の背景を見ますと、ちょっと読み上げますけども、「急速な少子・高齢化と医療を取り巻くさまざまな環境変化の中、国民皆保険を堅持していくためには、安心・安全な医療を効率的に提供しつつ、将来的な医療費が過度に増大しないようにしなければならない状況にある」との記載があります。こういう背景の中で、本町においても、何か年々医療費っていう部分が上がってきておりますので、やはりそこは保険者である町、行政として何らかの取組も必要だろうし、また私たち町民一人一人も、またいろんな状況を把握して、そこでできることからやっていくというふうな状況も必要になってきているのかなというふうな思いでこういう質問項目を上げたところで

す。

そういうところで、まず1番目に通告してます本町における医療費の近年の動向について、もし特徴とかありましたら説明の方お願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

本町における医療費でありますけれども、町民の約7割の方は組合健康保険など社会保険に加入されており、町では把握できません。そこで、国民健康保険と後期高齢者医療の平成22年度から平成24年度の医療費の動向の特徴についてお答えします。

まず、国民健康保険の動向であります。国保一般の加入者数は、ゼロ歳から64歳の若年層が1%から3%減少し、65歳から74歳の前期高齢者が4%から6%増加していますことから、前期高齢者の割合が高くなっています。また、1人当たりの医療費は、若年層が6%から7%増加し、平成24年度では23万198円、前期高齢者はゼロ%から1%の増加にとどまっておりますが、平成24年度では46万6,849円で、若年層の約2倍になっております。

ここで、平成21年度から23年度の1人当たりの医療費の内訳で動向を見てみますと、入院は平成22年度には1.9%減少しましたが、平成23年度には3.6%増加しており、入院外及び調剤は2.1%、5%と増加し、歯科は22年度には1.4%減少しましたが、平成23年度には3.8%増加しております。

なお、国保一般の1人当たりの医療費は、県内45市町村の中で40位であります。

退職分を含めた国保全体の医療費総額では5%から6%増加しており、これは若年層の1人

当たり医療費の増加と前期高齢者数の増加が主な要因ということであります。

次に、後期高齢者医療の動向であります。加入者数が1%から4%増加し、また1人当たりの医療費も5%から6%増加しており、医療費総額は、2つの要因により5%から6%増加しております。

なお、平成24年度の1人当たりの医療費は100万円を超えており、若年層の約4倍となっております。

これらの医療費の増加の要因の一つとして、医療技術の高度化による治療費の高額化もあるものと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ありがとうございます。近年の動向について、今特徴等詳しく説明いただきましたけども、そういう医療費っていうものが、2番目に質問事項として上げておりますように、このレセプトデータという、片仮名で申し訳ないんですけども、診療報酬明細書なり、調剤報酬明細書というふうな形で保険者である町の方には毎月の送付があっているものと思うところですけども、こういうような毎月の状況の中で、こういうデータの方から読み取れるような内容っていうのはどのようなものがあるか説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） まず、レセプトについて説明させていただきます。

レセプトは、診療報酬明細書のことであります。これを積み上げて集計したものがレセプトデータと捉えております。

このレセプト、いわゆる診療報酬明細書には、医科診療報酬明細書、歯科診療報酬明細書及び調剤報酬明細書と大きく3つあります。重なって使用されることもありますが、この診療報酬明細書は、病院や調剤薬局から市町村への医療費請求書の明細書であるため、国民健康保険の保険者である市町村では、患者の病気への治療が適正であるか、薬剤が正しいものであるかなど、法に定められた請求内容となっているかを確認する重要な資料であり、1次審査、2次審査、3次審査と審査を行います。いわゆるレセプト点検を実施しております。レセプトデータとして認識できるものは、一枚一枚の診療報酬明細書を1か月間分あるいは1年間分市町村ごとに電算集計することにより、市町村ごとの国保の被保険者数、医療費総額、1人当たり医療費、疾病の種類ごとの入院、外来の件数や診療費が分かります。先ほど申し上げました医療費の内訳もその一つであります。さらに、高血圧性疾患、糖尿病、虚血性心疾患、脳梗塞、脳内出血、腎不全については、男女別、年齢ごと受診率、1人当たり診療費など分析して統計情報を作成することで、県内市町村の疾病の状況や順位などの特徴を見ることができます。

市町村では、この統計情報と各自で実施した健康診査の結果を踏まえて、地域の生活習慣病の予防など健康づくり推進計画に役立てているところであります。

例えば国民健康保険の平成24年度の疾病状況データで高血圧性疾患について見ますと、菊陽

町の受診率は10.94%で県内42位、1人当たり治療費は1,206円で43位となっています。糖尿病では、受診率は3.39%で県内43位、1人当たり診療費は1,001円で38位となっています。一方、虚血性心疾患につきましては、受診率0.88%で県内13位、1人診療費は230円で16位となっています。これから見ますと、血压や糖尿病については受診率が低い状況ですが、狭心症や心筋梗塞など動脈硬化に関する受診率は高い状況であります。これからこちらの予防対策を進めていくことが必要と考えることができます。

また、個人ごとにレセプトを集計し、データ化して、個人ごとに病気治療の履歴と健康診査等の結果を一元化して見ることができれば個人ごとの健康管理に役立つことから、現在この分野のシステム開発を国民健康保険中央会で進められております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今の説明は診療報酬明細書についての説明だと思いますけども、その次に上げております調剤報酬の方の明細書についての認識はどのようなものがあるのか説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） まず、診療報酬明細書から認識できるものについてお答えします。

診療報酬明細書の内容には、患者の傷病名が記載され、また再診かどうか、投薬、注射、手術、検査、画像診断などの項目が点数化して記入してあります。

次に、調剤報酬明細書から認識できるものですが、調剤報酬明細書には、医薬品名のほか、調剤基本料、調剤料、薬剤料、加算料といった項目があり、点数化されております。

病院と調剤薬局からの調剤報酬明細書を比較しますと、病院からの薬剤の点数は同じでも、病院内処方と病院外処方、いわゆる調剤薬局での処方では加算の点数が異なります。また、処方箋の受け付けは、調剤薬局の規模によっても点数が異なっていますし、服薬用の管理指導料やジェネリック医薬品使用の加算や、数種類の薬剤を一包化するなど加算点など細かく決められておりますので、同じ薬剤でも、病院と調剤薬局では、患者または被保険者が支払う一部負担金が異なるという場合もあります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） そういういろんなシステムが法律なりで規定されておりますので、それに基づいているような報酬請求が上がってきているものと思います。

町の方のそれに対する取組として、いろんな取組をされているかとも思いますけども、最初に申し上げましたように、その医療費の高騰が続くと。これを軽減じゃなくて抑制でもというふうな、単純にそういう考えで、今後に向けた町の取組とかそういうところでの状況について説明をお願いしたいと思います。



○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 今後の取組及びその方針はどのようにあるかについてお答えします。

高齢化社会が進む中で、医療費も増加していくことは明らかです。増加する医療費を抑えていくための方策としては、町民全体の健康度を上げていくことが大切だと考えております。

基本的には、平成23年度に作成しました菊陽町健康増進計画に従って、身体活動と運動、栄養と食生活、たばことアルコール、休養と心の健康、歯の健康、生活習慣病の発症予防の6分野を基本に保健予防事業の取組を進めております。

項目的にいろいろたくさんあるんですけども、大きなものとして身体活動と運動では、生活の中に楽しく体を動かす習慣を取り入れることを目標に、健診結果説明会などの機会を利用して、各運動教室や講座の周知や紹介を行い、町では機会の提供を実施しております。

歯の健康につきましては、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという8020運動を県と連携して進め、口腔の健康づくりの大切さについても歯科医師会と連携した啓発を推進します。

また、現在進めております保育園のフッ化物洗口事業も、子どもたちが将来にわたって歯や口腔の健康を維持し、健康で健やかな生活が送れますよう進めていきます。

さらに、健康、保健予防だけではなくて、日常の生活の中で、町民の一人一人がストレッチ体操、筋力トレーニングといった軽スポーツなどを継続して行い、自らの活動で健康や体力を維持、向上していくよう指導する取組も重要であると考えており、現在スポーツクラブきくようへ委託して実施している健康教室事業など外部団体との連携も強化してまいりたいと考えております。

このほか、住民への啓発として、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持つことで、身近な医師と連携した健康管理と生活指導の実現、そして治療の薬剤をできる限りジェネリック医薬品に切り替えてもらうなど、住民の皆様及び病院の医師の協力も仰いでいきたいと考えております。

今年9月に厚生労働省から菊陽町の女性の平均寿命が88.3歳で全国第4位という喜ばしいニュースが発表されましたが、もう一つの健康指標と言われる健康で支障なく過ごせる期間、いわゆる健康寿命、熊本県では73.8歳ですけれども、この平均寿命が近づきますよう、町民の皆さんの健康を増進し、そして国民健康保険や後期高齢者医療をはじめとする町全体の医療費の削減につながりますよう事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 詳しく説明ありがとうございます。

最後に一言申し上げたいと思うんですけども、この質問項目を上げましたのは、先ほど説明ありましたように、診療報酬あるいは調剤の報酬の方で、国の方からのいろんな決まり事、約

東事、そういうシステムが、もうこれは何の相談というかそういうのもなくて、そういうシステムになってますんで、これはもう、いろんな加算料、技術料、いっぱい、たくさんあって、保険料としては、一保険者としてはいろんな形で支払いが増えていくと。これはもう単純に考えて何でだろうというふうな疑問もありますんで、最初に申しあげましたように、町と町民一人一人と何らかの対策としては、今担当課の方からも説明ありましたような、いろんな取組をやっぱり継続してやっていくと。その一時的なものではなくして、中・長期的な視野に立った増進計画、目標なりを継続してやっていかなければならないのかなど。改めて、私も一町民としてそういう分を取り組んでいけたらなというふうに考えておるところです。

ちょうど時間も来ますんで、私の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時10分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 皆様改めましてこんにちは。菊陽政策研究会の吉本でございます。

本日は3つの項目について質問をさせていただきます。

先月だったでしょうか、子どもから1冊の本が送ってまいりました。感謝することの重要性という内容の本でございました。なぜその本を送ったのかと聞いたときに、非常に尊敬できる先生からいただいた本で、非常にいい本だったので、お父さんにも読んでいただきたいということで送ったそうであります。もっと話を聞くと、自分は今まで非常に尊敬できる先生方に知り合うことができ非常に感謝をしているということを聞かされたときに、ああ、そうなんだなというふうに感じたところでございます。私に置きかえてみましても、非常に先生方には恵まれたのかなというふうに思います。

そういった先生方が非常に最近はいろんな問題で悩んでおられるというところで、環境の整備をしなければいけないと思い、今回2つの質問事項を取り上げさせていただきました。

さらに、もう一つにおきましては、私ども、渡邊議員、野田議員と一緒に菊陽政策研究会で活動させていただいております。その中で気づきましたスマートドライバー、今3人で活動しておりますが、その件につきましての推進というところで質問をさせていただきます。

質問の方は質問者席にて行います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 早速でございます。まず、1番目の質問でございます。

1番項の教職員のメンタルヘルス、これは精神的な疲労、ストレス、悩みなど軽減、緩和の予防を目的とするというところでございますが、維持改善を目的とした支援について、今回3つに分けて御質問をさせていただきます。

まず最初でございます。教職員の精神的な疲労、ストレスに関する課題をどのように考えているのかということでございますが、課題の中に、現在何らかの原因で学校に行くことができない教職員の方々がいらっしゃれば、その数とその原因はどのようなものが上げられるか、分かる範囲で結構ですので、御質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） それでは、お答えいたします。

学校現場の現状としましては、業務量増加や質の困難化、教諭間の残業時間のばらつき、校長等とその他の教職員との間の認識ギャップ等の傾向が見られるようです。また、教職員の組織や業務の特徴として、いわゆる鍋ぶた型組織のため、メンタルヘルス対策について、ラインによるケアが難しい面や、学級担任や事務職員など、教職員が1人で対応するケースが多く、組織的な対応が十分ではない状況があるのではないかと考えております。

課題としまして、議員から御質問がありました件ですけれども、本町において、本日現在、精神疾患による休職者が4名、同じく病気休暇取得者が1名おります。休職者4名のうち1名は12月末に復職予定でございます。

在職者、いわゆる県費負担教職員に占める本町の精神疾患による休職者の割合というのは1.6%となっております。原因については、特段これだという特定はできません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） やはり数名の方が学校に行くことができないということでしょうか。平成23年12月24日に文部科学省から発表された最新データによりますと、うつなど心の病で平成23年度中に休職した教員は5,274人、休職者の61%に当たる教員が精神疾患を利用する休職扱いとなっております。

また、心の病を訴える教員の数は、3年前の平成22年度の5,458人が最多でありまして、それに比較すると、一昨年、昨年と2年連続でこれは減少傾向にはあるものの、10年前、平成14年度2,687人の2倍に当たるそうでございます。

ここで2番目の質問でございます。

学校という特殊な職場であることから、どうしてもその悩みの対象が子どものことや保護者とのこと、授業のことなどにスポットが当たっているように思います。教職員も、会社などで働く社会人と同じように、職場の人間関係の悩み、また保護者や児童・生徒との関係でも悩んでいると思われそうですが、そのような教職員に対してどのようなサポートを行ってこられましたのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

まず、教職員のメンタルヘルス不調の要因としまして、まず、校長も感じておりますので、校長の場合、学校経営や保護者への対応について強いストレスを感じる頻度が比較的高く、学校規模が大きいほど、常に強いストレスを感じる割合が多い傾向がございます。

次に、教頭の場合、事務の量や書類作成、学校経営、保護者への対応について強いストレスを感じる頻度が比較的高く、赴任直後からリーダーとしての役割を求められることから、こうした期待に十分応えられていないと感じることでメンタルヘルス不調となる場合もございます。

教諭等の場合は、生徒指導や事務的な仕事、学習指導、業務の質、保護者への対応に強いストレスを感じる頻度が比較的高く、全体的に年代が高くなるほど強いストレスを感じる傾向にあります。部活動指導については、30歳代の教諭が強いストレスを感じているようです。

事務職員の場合は、業務の質及び量に強いストレスを感じる頻度が高くなっております。学校運営に積極的に関与することが期待される職種ですが、その機会が十分与えられず、仕事に対するモチベーションの維持が課題となることもあります。また、人事異動等による心理的な負荷が加わることでメンタルヘルス不調を起こしやすくなります。

このほかに、本人の私生活が強いストレスを与える要因にもなります。具体的には、家庭内不和、親の介護、子育て、家庭生活と仕事の両立、本人の病歴などです。

以上のような要因を極力なくし、教職員の負担感軽減を図ることがメンタルヘルス不調を起こさないためにも重要なことと考えております。

そのために学校におきまして実施されていることは、定時退勤日やノ一部活動デーの設定などです。また、管理職による所属職員への日々の健康観察、声かけによるコミュニケーション、校内研修におけるメンタルヘルス研修を行ったりもしております。

教育委員会としましては、児童・生徒の学力向上、個別の対応として学習サポーターを11名配置したり、特別支援指導助手を37名配置して教員の補助に当たってもらっております。このことは教員の負担感軽減にもつながっているものと思われまます。

また、町福祉課との連携のもと、週3日、高いスキルを持った要支援児童対策員を配置し、児童・生徒や家庭への支援を行っているところです。学校内だけでは対応できずに困っている事例が多く、要支援児童対策員が入ることで町福祉課や学務課との連携が深まり、県福祉事務所や児童相談所等の機関へのつなぎがスムーズに行われております。

平成22年度からは、各学校に校務処理ソフトを導入して、校内での情報の共有化を図り、学期末や年度末の多忙な成績処理や事務処理を効率的に行えるようにするなど、教職員の事務処理の負担感軽減を図っているところです。さらに、平成23年度からは、学校現場にタイムレコーダーを導入し、労働時間の把握も行っております。

一人職が多い事務職員にあっては、業務を協力して効率的に行えるように、次年度からの学

校事務センター化に向けた準備を進めているところです。これは、事務職員のスキルとモチベーションの向上を促進し、メンタルヘルス不調の予防にもつながると期待をしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） やはり先生方非常に、仕事に限らずだとは思いますが、非常に多くのストレスを抱えてらっしゃるなということを感じるところでございます。

文部科学省が行った教職員のメンタルヘルス対策の取組事例、この中において、佐賀県教育委員会の取組を少しだけ御紹介をさせていただきます。

職業性ストレス簡易調査票を活用したストレス状況の調査、職ごとのストレス原因、ストレス反応の分析などが行われているようでございます。その結果を踏まえた対策といたしまして、これには研究校が6校入って開催をされておりますようですが、スーパーバイザー、精神科医等の派遣、管理職面談を通して、メンタルヘルス上配慮を要する職員の対応についてアドバイスを実施されておるようでございます。

また、教師のためのストレスチェックをされておるようでございます。例を挙げてみますと、このストレスチェックは20から項目になるところでございます。少しだけ例を挙げますと、保護者に連絡するのが面倒になってきた、同僚教師の欠点が目につくようになった、校長や教頭の考え方により批判的になった、学校行事の準備が面倒になってきた、テストの採点ミスが増えた、職員室の自分の机が散らかってきた、教育雑誌を読まなくなってきたなどがあるようでございます。採点方法といたしまして、ゼロから5、これに該当する方はストレスコントロール良好というところで青信号だそうです。6から10、これがストレス予備状態ということで、軽い黄色信号になるそうです。11から15、ストレスコントロール不良ということで、要休養、黄色信号ということだそうです。16から20、こちらはストレスによる不適応状態ということで、要相談、要受診、赤信号というふうになっているようであります。

また、平成25年3月25日付の文部科学省初等・中等教育企画課の教職員のメンタルヘルス対策検討会議の最終のまとめによりますと、学校教育を充実するためのメンタルヘルス対策で、学校教育は教職員と児童・生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにすることが極めて需要である。また、児童・生徒に対する影響だけではなく、教職員自身にとっても意欲的に職務に取り組み、やりがいを持って教育活動を行うことが重要である。一方、教職員の精神疾患の増加は、休暇期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴うことから、教職員のメンタルヘルス対策の充実推進を図ることが喫緊の課題になっているとあります。

また、相談体制の整備充実におきましては、メンタルヘルス等に関する相談窓口の設置や各種相談に対応できる病院等を教育委員会が指定するなど、教育委員会においてこれらの相談体制を整備充実し、教職員に広報していくことが重要であるとあります。

また、ここからが非常に重要なことではありますが、特に市町村教育委員会における整備充実

が課題となっており、産業医のいない小・中学校を対象に、教育委員会に配置した産業医や保育士等による巡回相談を行うなど具体的な取組の実施が望まれるとあります。学校の課題解決のアドバイザーとして退職校長を活用するなど、教育委員が効果的な外部人材の活用を図り、校長に対する支援の充実に努める必要があるなどということでございます。

ここで、先ほど出ました産業医ということを紹介させていただきますと、産業医とは、厚生労働大臣が定める研修を修了した者から事業場ごとに選任された医師であり、職務として、健康診断や面接指導等の実施やその結果に基づく労働者の健康管理を行うとともに、少なくとも月1回の職場巡視をし、業務の方法、状態や衛生状態を点検をし、問題がある場合には健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないこととなっております。

また、労働者が50人以上3,000人以下の事業所に1名以上の産業医を選任しなければならないということも書いてございます。

菊陽町におきましても、東京大学の教育学部を出て、熊大法科大学院で学び、現在弁護士として頑張っている方がおられます。菊陽町のためなら何でも協力いたしますということもお聞きいたしております。このような弁護士や専門家などの活用を含めた相談体制の整備充実を図ることが非常に重要だと考えるところでございます。どのように考えていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 教育委員会では、平成21年に菊陽町立小・中学校に勤務する県費負担の教職員に対する医師による面接指導実施要領を策定し、労働安全衛生法及び菊陽町立学校職員安全衛生管理規則の規定に基づく医師による面接指導に関して必要な事項を定めております。

面接指導には各学校の校医が当たります。職員数が50名を超える武蔵ヶ丘中学校には、先ほど議員がおっしゃいましたように、産業医を配置をしております。

また一方、熊本県教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーの活用も上げられるかと思えます。このスクールカウンセラーについては、派遣人数や派遣時間が決められており、児童・生徒への対応や保護者との面談が多く、教職員の相談時間を確保することが課題とも言えます。

県では、心の問題の直接的な相談窓口として、熊本県精神保健福祉センター内に電話相談窓口を開設し、専門の電話相談員が対応をしております。県教育委員会でも、県立教育センターや各教育事務所に相談窓口を開設し、同様の相談活動が行われております。このことは文書を通じて各学校にも紹介をしているところです。

もちろん町教育委員会にも各学校からいろいろな相談が寄せられておりますが、その都度、教育長をはじめ職員が対応に当たり、必要に応じて指導、助言を行うとともに、関係機関につなぐなどの対策を講じているところでございます。

一番肝心なことは、自分が働く職場が活気に満ちた働きがいのある職場であるということ

はないでしょうか。「職務は厳しく、職場は明るく」を合い言葉に、校長等の管理職が率先垂範してそんな職場の雰囲気づくりに努めるよう、常々校長会議や教頭研修会においてお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 少し前に戻りますが、先ほど申しましたストレスチェック、こちらの方はこの菊陽町においては行われているかどうかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 先ほど議員の方から佐賀県の取組を御紹介されましたけれども、熊本県教育委員会でも全く同じような取組をなされておりますし、いろんな研修会の折にそのストレスチェックのペーパーで実演をされて、これをまた学校に持ち帰って校内研修の折に活用してくださいというような研修が行われております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） それに関しての、それから見えてくる課題だとか対処法だとか、そういうのは、そういうところまで含めて行われているのかどうかお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） そこまでは行っておりません。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） そこまでぜひとも行っていただいた方がこのストレスチェックの意味がなしてくるのかなというふうに思いますので、ぜひそこにおいてはちゃんと検証までしていただきたいというふうに思います。

教育環境、教育実績が世界でもトップクラスと言われるフィンランド、こちらにおきましては、教師は国民のろうそくであるというような例え方をされております。どういった内容かといいますと、暗闇を照らし、人々を明るい方へ導いていくという意味からそのように言われているようでありまして、教師という職業が国民から非常に信頼をされ、そしてフィンランドの子どもたちは、将来つきたい仕事の、教師になりたいという子どもたちが非常に上位を占めているそうでございます。

教師に限らず、あらゆる職業に当てはまるとは思いますが、信頼が自信を生み、その信頼から誇りにつながっていくというふうに個人的には考えているところでございます。誇りを持って仕事に当たっていくためには、まずは保護者との信頼関係、こちらをしっかりと築いていくことが大事であります。

行政に求めることを同級生の教師に昨日尋ねてみました。すると、非常に仕事が多いということで、先ほど次長からの答弁のとおりのお答えでございました。しかしながら、小学校に入る前の親子の教育をしっかりとしてほしいというところを非常に強く言うておりました。この

時期の教育が非常に重要であるというような答えであります。

福祉行政がしっかりしていると、さまざまな問題も多少は減少をされているのではないかと  
いうことを強くおっしゃられておりました。私もそこは非常になるほどなというふうにした  
ところでございます。

親よりも先生方と接する時間の非常に長い学校生活におきまして、教師の方々の存在はとて  
も重要だというふうに考えているところでございます。

続きまして、その教職員を定年された方などに協力を依頼する事業についての質問に移らせ  
ていただきます。

質問事項の2番目でございます。ひとり親家庭の子どもを対象とした地域の学習教室の実施  
についての質問でございます。

まず、1番目の質問であります。熊本県では、家庭の事情、不安や悩み等を抱え、学習に  
支障があるひとり親家庭の子どもたちに最寄りの地域で学びの場、安らぎの居場所を確保、提  
供をする地域の学習教室事業が平成25年1月からスタートをしております。この事業に対する  
本町の取組はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 今議員が言われました熊本県の地域の学習教室事業に対する町の取組  
についてどのようになっているかの御質問に対してお答えいたします。

この地域の学習教室事業は、熊本県が実施主体としまして、家庭の事情により不安や悩み等  
を抱え、学習に支障を来しているひとり親家庭等の子どもたちに安心して学習ができる環境を  
整備して本人の自立につなげていくことを目的に、本年1月にスタート、熊本県母子寡婦福祉  
連合会に県が委託されております。

事業の内容は、退職された先生や大学生等の学習支援員がひとり親家庭等の小学生、中学生  
を対象に社会福祉施設や公民館等の場所で学習指導を行うもので、開所日は週に少なくとも1  
回以上、教科書や宿題を中心に学習支援を行い、参加者の負担は1日100円を上限としており  
ます。県から年間1人当たり3,000円の運営費が委託先に支払われております。現在、熊本県  
内、菊陽町を含みます6市町の13か所の教室で、52人の子どもたちが39人の学習支援員の指導  
のもと学習に取り組んでおります。

県や教育事務所、市町村等の関係機関は、学習支援対象の児童・生徒やその家族が抵抗なく  
参加でき、周囲からの誤解や偏見が生じないよう配慮しております。

現在、本町では、学習支援対象の子ども2人が町内のNPO法人の施設を使って学習に現に  
取り組んでいらっしゃいます。そして、町では、熊本県及び県母子寡婦福祉連合会と連携しな  
がら、事業の周知、登録、募集に協力するとともに、実施施設の確保や学習支援員の発見に努  
めているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。



○3番（吉本孝寿君） 本年10月26日付の熊日にこういう記事が載っておりました。ひとり親家庭支援事業が取り上げてございます。今年1月から始めたひとり親家庭の子どもを対象とした地域の学習教室でございます。元教師らが学習支援員となり、地元の公共施設などで勉強を教えているそうであります。地域の力をかりて子どもの学びを支える試みが少しずつ広がっているそうでございます。そこで、その内容を少しだけ紹介をさせていただきます。

これは合志市の事例でございます。合志市では、毎週木曜日午後7時から合志の人権センターに小学2年生から中学1年生の計7人が集まり、元小学校校長とその他の1名の計お二人で先生役を務め、子どもたちは思い思いにドリルを広げ、行き詰ると「先生」と手を挙げ、子どもたち同士で教え合うこともあるそうでございます。最初は黙っていた子どもが、今では大きな挨拶をし、教室で楽しいと言い、自分のことは自分で頑張ろうという気持ちが芽生えてきたそうでございます。

しかしながら、課題も多く、県内に現在開所している地域の学習教室は、公民館や福祉施設などに10か所で、元教師が18人の指導で43人の小・中学生が学んでいるそうであります。そのほか40人近い参加希望者がおりますが、学習支援員14人、提供場所13か所も提供されておりますが、児童・生徒がいる地域に支援員の登録がないなど、組み合わせが成立せず、開所に至っていないという問題もあるようでございます。

熊本県子ども家庭福祉課ひとり親家庭福祉班の担当の方に電話でお尋ねをしてみました。菊陽町でも、学習教室の提供と支援員が整えば、ぜひとも実施をしてくださいということでございました。

そこで、2番目の質問でございます。

本事業の学習支援員を登録されている方が本町にもおられます。活動できる場所など環境の整備、実施時期などをどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 現在、菊陽町では、先ほど御説明しました学習教室に参加してる子どものほかに、あと子どもが1人、そして学習支援員の方がお一人、この事業に登録されております。議員御質問の学習支援の方はこの学習支援の方だと思います。

現在、2人で学習する場所がまだ決まっておきませんので、町としましては、学習の場としてふさわしい町有の施設を候補に上げまして、さっき議員がおっしゃいました熊本県の子ども家庭福祉課の方に今現在調整をしてもらってるところであります。

この本事業は、原則としてひとり親家庭の事業であり、利用者が限定されるため、ここの事業のために新規に環境を整備するということはなかなか難しいと考えます。また、実施時期につきましては、学習支援対象の子ども、学習支援員、施設の確保の3つの条件がそろうことが必要なため、その時期を明確にするということはなかなか困難であると思います。

町としましては、今後このひとり親家庭、世帯のニーズに応じまして、利用可能な町の施設を指定しまして、熊本県の地域の学習教室事業に協力していきたいと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 多分同じ方にお話をされたと思いますが、なかなか環境が進まなければ御自宅を開放してやりたいということまで言っておられます。しかしながら、それはすることではなくて、やはりそれは町の施設を借りてされた方がいいのではないですかということをお答えをさせていただいております。

ここで町長の方にお尋ねをいたします。

この事業は、ひとり親家庭の子どもに限らず、家庭の事情、不安や悩みから各種問題にかかわる学習に支障を来しているのであれば、ひとり親家庭の子ども以外でも対象にすることができるとの事業であります。2012年の調査で、熊本県のひとり親家庭実態調査によりますと、母子家庭の58.7%、父子家庭の48%が経済的な理由で学習塾などに通わせることができないとの回答があります。さらに、家計で不足している費用に子どもの学習塾、習い事の費用を上げる家庭も、母子家庭で35.1%、父子家庭で29.5%に上がり、家計が苦しく、進学を諦めたために就職に不利となり、生活に影響を及ぼす貧困の連鎖となっているようであり、教育の力でそのような問題は断ちたいと、県は学習支援に力を入れておられます。

私も以前、スポーツや文化同様に勉強部なるものを創立できないかという質問をさせていただいたことがあります。まさしくこの事業がそのものだと思って、非常にうれしくも思っているところであります。

合志市は積極的に実施をしております。菊陽町ができないことは決してないというふうな思うところがございます。現に子どもたちを教えたい学習支援の方がこの菊陽町にいらっしゃるわけであり、この事業は当然町の協力がなければ先には進めることができません。第5期菊陽町総合計画の中にも、学校、家庭、地域社会の連携で地域人材の活用促進ということがうたってございます。この事業を積極的に進めることは可能なのか、あえてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、今出ております福祉課長が答えましたひとり親の方、こちらの実態として出ておりますので、こういうものについては取り組んでいきますけれども、議員が言われましたような内容につきましては、教育委員会の方からもどういう実態にあるかを聞いた上で、教育委員会の方と打ち合わせて、まずは本町の状況をまずつかんでみたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） いろんな調査分析が急がれるとは思いますが、非常に最近の社会の中で、母子家庭、父子家庭を占める割合がちょっとだけ多くなってきているのかなというふうに思いますし、やはりいつもいろんな議員も言われますが、ほかの市町村でできることでございます。菊陽町も決してできないことはないというふうに思いますので、子どもたちは日々成長をしております。1年たてば、2年たてば、小学校、中学校を卒業する子どもたちもたくさんいるわけでございますので、ここは近々に調査分析をしていただいて実行に移していただきたいという

ふうに改めてお願いをさせていただきます。

それでは、最後の質問でございます。スマートドライバーの推進ということでございます。

冒頭、挨拶の中でも申しましたが、私も菊陽政策研究会、渡邊議員と野田議員と3人でいろんな方々とお話をして、いろんな気づきをいただいております。その活動の中で、今回はこのスマートドライバーというところにスポットを当ててみたいなというふうに思います。

このスマートドライバーとは、熊本出身の放送作家小山薫堂氏でございますが、こちらが発起人となり、交通規制や取り締まりといった安全運転、事故防止を半ば強制する従来のキャンペーンではなく、事故を起こしたくないというドライバーであれば普通に抱えている感情を、ほかのドライバーへの思いやり、こちらへシフトさせ、結集することで事故軽減を実現することを目的としている、交通事故を減らすために東京で始まったプロジェクトでございます。現在、皆様方もテレビで御覧になった方もいらっしゃると思いますが、寺原自動車学校のCM、こちらの方でも流されているようでございます。

私と渡邊議員、野田議員、菊陽政策研究会のメンバーも、このシールを張って、安全運転宣言文も書いて、安全運転に努めております。また、菊陽自動車学校の教習車にもこのステッカーが張られているようでございます。

菊陽町におきましても交通事故が非常に多発しております。スマートドライバーの推進が事故軽減に必要になってくるとは思いますが、この点に関しましてどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは、お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃいましたとおり、このスマートドライバー等、東京の首都高速道において事故減少のために始められた取組と聞いております。また、市民主体の取組であるともお聞きしております。

町としましても、譲り合いと思いやりのある運転、それと優しい運転については、日ごろより交通安全協会や安全運転管理者等協議会と一緒に取り組んでおるところでございます。

また、去る夏場の7月10日に熊本県交通安全推進連盟で、横断歩道止まって渡す「思いやり」キャンペーンが菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」の前で実施されました。そのときに、熊本県交通安全推進連盟、県警本部の交通企画課、それと大津警察署と菊陽町の交通指導員と一緒に、ドライバーや横断歩行者へのチラシ配り、街頭指導、取締りも行われております。あわせて、このときにスマートドライバーによる啓発活動も行われました。

こちらにおきましては、今後もこのような活動が広がることを期待しておりますし、町としましても菊陽町らしいスマートドライバーを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） すきなみフェスタ、この開催と同時に、ライダーの方々に集まっていた

いろいろなイベントもさせていただきました。その際、宣言文も書いていただいて、こちらの、見えますかね、スマートライダー、ここのシールですが、こちらの方もお配りをしております。

現在、熊本県の公用車600台、こちらにスマートドライバーのステッカーが張られております。出先機関の車にも張られているようでございまして、町長は御覧になったかと思いますが、こちらの大きなステッカー、大きなこのくまモン、こちらが入っているステッカーを700枚県は購入をされたそうでございます。金額が6万円であるようでございます。事務局に確認をいたしましたら、このくまモンなしの、先ほどお見せしました小さいステッカーが300枚で3万5,000円で販売を可能だということでございます。こちらが自転車用でございます。こちらがバイク用。先ほど見せたちょっと大き目のやつが、ちっちゃいやつもありますけれども、車用と、それぞれデザインがあり、交通事故の減少に貢献をしているようでございます。

世の中にあふれている問題や課題を企画の力で解決することが今社会で最も必要とされているのではないのでしょうか。くまモン、先ほどお見せしましたくまモンのやつでございますが、こちらをキャロッピー、この菊陽町のキャロッピーに変更することが可能だということも聞いております。交通事故の減少と同様に、菊陽町のPRにも私は十分に期待ができるというふうに思います。そうなれば費用対効果はかなり大きいことだと思いますが、町長はどのようなお考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 交通安全の中でこの安全運転というのは非常に大事なことでありまして、町の方にも職員もおりますし、交通安全の安全運転につきましては、交通安全協会、本町の場合も菊陽支部がありまして、その中でも、交通安全運動等を通じてこの安全運転のさっき言ったような取組もやっておるところでありますので、この交通安全運動期間中あたりを通じて、交通安全協会の方とも一緒にそういう話題も出しながら、さらにはさっき総務課長が言いましたように、菊陽町らしいこのスマートドライバーの検討というのは、まず職員の方から始めていくならと思っているところでもあります。

交通安全のこの取組につきましては、特に職員の車両の運転等に当たっての遵守事項というものこの職員の方に出しておりますし、職員の交通安全事故防止要領等もつくっておりますので、そういった中で取組の一つとして、1月明けましたら、職員が、ほとんどの全職員寄るような機会がありますので、そういうところでまずは呼びかけをしながら、菊陽町らしい取り組み方を今考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 菊陽町らしいというお答えでございますので、ぜひとも先ほど申しましたくまモンをキャロッピーにかえていただければ本当に菊陽町らしい活動ができるのかなというふうに思います。

町長は職員の方々もおっしゃいましたが、私ども議員もやはり交通安全に努めなければいけないというふうに思いますし、個人的にはシールを張ったおかげで黄色信号でも止まるようにもなりましたし、今までは女性にしか譲っていなかった道も男性にも譲るようになりましたし、少しだけ自分の気持ちの中で交通安全に対する、このシールを張ったおかげで、自分はスマートドライバーなんだなという意識づけで安全運転につながっているのかなというふうに思いますので、ぜひとも先ほど申しました自転車もバイクもあります、小学校、中学校で交通安全の指導もあるとお聞きいたしておりますので、ぜひとも安全運転宣言文を子どもたちに書いてもらって、安全運転に努めていただきたいというふうに思います。

話は少し変わりますが、昨年国府高校でひき逃げで死亡事故が起きております。非常に、野球部の子どもさんと将来有望な子どもさんだったようでございます。子どもたちも非常に悲しみにくれたということを知っております。その国府高校の生徒会が立ち上がりまして、このスマートドライバーの活動を学校を挙げてされております。子どもたちが危険地域を自分たちで改めて設定をし、そこをちゃんとデータ化して作成をしたということを知っております。高校生も、やはり亡くなったとはいえ、そういうところをしっかりと考えていращやるということもお伝えしておきたいというふうに思います。

これまで全国で140社以上の会社と13万人以上の一般人が賛同をし、30以上の団体が全国で活躍しているようでございます。歌手でレーサーの近藤真彦さんも賛同者のお一人だそうです。現在、自治体の参加は一つもなく、菊陽町が取り組めば、当然全国初となるわけでございます。そして、注目も浴びることだと思います。

また、スマートドライバー関連の会議も各地で多数行われているようでございます。菊陽町でも、図書館ホールもございまして、会議が開催をされて、そこに先ほど申しました近藤真彦さん、またはいろんな賛同されるタレントさんが集まって大きな会議ができれば、これはまた非常に大きな経済効果も生まれてくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

やはりいろんな物事は点で考えるのではなくて、やはり線で考えていく必要があるというふうに思います。人の共感を呼ぶ企画こそが自然と連鎖して広がっていくものと個人的には強く思うところでございます。

大津署の交通課長も、できることは当然協力をさせていただきますというお答えもいただいております。

啓発活動の際は、先ほど少しだけ申しましたが、交通安全宣言文、こちらを書いてもらいます。その方に書いてもらったら、2枚あげるようなシステムでございまして。安全運転をします、黄色信号では止まります、右左を見て横断歩道は渡ります、さまざまな宣言をした小学校、中学校の子どもたちがこのシールを張ることで、自転車の運転のマナーにも向上につながっているということをいろんなところからも聞くところでございます。

事務局に尋ねてみましたところ、こういった動きを考えてる自治体はあるのかというふうに

お尋ねをしました。先ほどから何回も出ているように、合志市、こちらがこの企画に非常に共感を持たれ、賛同をしておられるそうでございます。個人的には、合志の後よりもやはり前でいろんなことは行っていただきたいというふうに思います。先ほどのひとり親家庭の事業もそうでございます。やはり今2市2町、こちら、いろんな私どもも比較させていただきますが、合志よりもどこよりも先にやることで非常にこの意味もあるのかなというふうに思います。それに対しまして、今後の町長の意気込みと申しますか、そういったところがあればぜひお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今先ほど申し上げましたとおり、この交通安全のいわゆる安全運転ということにつきましては、もうずっと長い期間の間、いろんな方法で取り組んで、交通安全協会、警察とも連携をとりながらやってきたところでありますけども、さらにこのスマートドライバーの方につきましても、そのシールを張ることによってこの意識がきちんと変われば、非常にそういう効果も出ているというような議員の話でありますので、こういうことについてはぜひ吉本議員の方も、自分たちと申しますか、議員自らもいろんなこういう広げ方もやっていただくなるとも思っているところでありますけども。

まず、さっき言いましたように、職員、職員は特に安全運転というのは、いろんな方法、機会あるごとに周知はしておりますけども、そういうステッカーとか張ることによってどう変わっていくかっていう意識づけも大事でありますので、町の方で持っております職員互助会とかもありますので、そういうところにも話をしまして、やはり職員自らがそういう気持ちにならないと、ただ配ってもなかなか徹底しないということで、そういう一人一人が「ああ、やろう」というようなその機運の醸成も必要かと思っておりますので、まずは職員の方から働きかけをしてみたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 先ほど説明もいたしました、このシールをもらうためには宣言文というのを書くわけで、それに書くことで自身の思いにつながるのかなというふうに思います。町長の方からも、私にいろんなところで広げた方がよろしいんじゃないですかというアドバイスもでございますので、ここでぜひとも議長にもお願いをいたしまして、菊陽町議会でも、皆さんの車にこのシールを張っていただくように皆さんお願いします。ぜひお願いをしたいというふうに思います。

今回は、教職員の方々の質問を一番最初にさせていただきました。私も、中学校、高校の方でPTAの会長をさせていただいております。最近、親御さんたちがどうしても自分の子どもを守ることに目を向けて、自分の生きる、学ぶ力を与えてないような気がいたします。先ほどろうそくの話もいたしましたが、菊陽町にはいらっしやらないと思いますが、ごくごく少数の方が、日本のあちらこちらでせつかくいろんな教師の方々がろうそくの火をともしられているにもかかわらず、その火を消そうとしている親御さんたちがいらっしやるのもまた現実

なのかなというふうに思います。やはりそこは行政、そして私どもも含めて教育の環境を整えていく必要があるというふうに思います。

また、いろんな理不尽なことが言われるときには、私も常々学校の先生には言っておりますが、強い態度で向かっていかれてもいいのじゃないのかなというふうに思います。やはり最近是非常に、モンスターペアレンツという言葉もございます。昔では考えられないような親御さんたちも都会の方ではいらっしゃるようでございます。そういった方々には、先生方お一人おひとり信念のもとに、正確に違うのは違うということをお伝え願えればいいのかというふうに思って今回の質問をさせていただいたわけでございます。

これで質問は終わらせていただきますが、来年も菊陽町の発展と、そしてまた議会もさまざまな活動を行ってまいります。どうぞ御理解と御協力をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時58分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成25年12月6日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成25年第4回菊陽町議会12月定例会）

平成25年12月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 中岡敏博君 | 2番 | 野田恭子君 |
| 3番 | 吉本孝寿君 | 4番 | 吉山哲也君 |
| 5番 | 渡邊裕之君 | 6番 | 坂本秀則君 |
| 7番 | 石原武義君 | 8番 | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君 | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君 | 13番 | 川俣鐵也君 |
| 14番 | 加藤眞佐男君 | 15番 | 上田茂政君 |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 梅田清明君 |
| 18番 | 大塚昇君 | | |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君
書記 山野光子君
書記 増永純一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-------|---------------------|--------|
| 町長 | 後藤三雄君 | 副町長 | 井手義隆君 |
| 教育長 | 赤峰洋次君 | 教育次長 | 鶴田義晃君 |
| 総務部長 | 吉野邦宏君 | 福祉生活部長 | 實取初雄君 |
| 産業建設部長 | 松村孝雄君 | 会計管理者兼
会計課長 | 渡邊幸伸君 |
| 総務部審議員兼
人権教育・啓発課長 | 堀川俊幸君 | 産業建設部審議員兼
商工振興課長 | 荒木一雄君 |
| 総務課長 | 吉川義則君 | 総合政策課長 | 服部誠也君 |
| 財政課長 | 阪本浩徳君 | 税務課長 | 阪本章三君 |
| 福祉課長 | 宮本義雄君 | 健康・保険課長 | 佐藤清孝君 |
| 介護保険課長 | 市原憲吾君 | 環境生活課長 | 大山陽祐君 |
| 町民課長 | 酒井章彦君 | 武蔵ヶ丘支所長 | 大川由紀美君 |
| 農政課長 | 志垣敏夫君 | 建設課長 | 今村敬士君 |
| 都市計画課長 | 小野秀幸君 | 下水道課長 | 士野公典君 |


~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、5日に引き続き一般質問を行います。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。議席番号8番甲斐榮治、一般質問を行います。

傍聴席の皆さん、早朝からの傍聴ありがとうございます。

孟子の言葉の中に「恒産なきものは恒心なし」という言葉がございます。安定した生業や財産がないものは正しく安定した心がないというほどの意味であろうかと思えます。恒産の恒は、太陽などの恒星、動かない星、動かないという意味があるようです。人生というのは常に2面性がありますので、そうではない例もあろうかと思えますが、一般的に言って「恒産なきものは恒心なし」の当てはまることが多いようです。この言葉というのは、この世にある組織、会社や団体などにはよりの確に当てはまると思えます。私はこれまでに北海道の夕張市を見、また大震災前、新日鐵が撤退した釜石市を見る機会を得ました。どのような理由があるにせよ、財政的に破綻をした状態には心を深くえぐるものがあります。真昼間にもかかわらずおろされたままの市役所のブラインド、今にも紙くずが舞いそうな寂れた街角、いろんな情景が今でも浮かんできますけれども、見たくはないものであります。

さて、我が町ですけれども、人口が増え続ける勢いのある町、住民所得の平均が県下一高い金持ちの町、ちまたではそんなのきな言葉がひとり歩きをしております。めでたいことではありますけれども、しかしこの世にあるもの全ては相対的、すなわち移ろいやすく、全ては一刻の例外もなく変化をしていきます。命も組織も社会もその本質というのは止まった状態、静止の状態の中にはなくて、絶え間ない変化の中にあると私は思っております。油断をすれば、その変化の流れに足をすくわれる。移り変わる中に自分の足でいつまでもしっかりと立っていたいというふうに思います。

さて、質問に入りますけれども、9月の決算なのになぜ今財政の質問かということがあるかと思えますが、9月段階ではなかなか決算の報告書を読み込む時間がないということ、それからちょうどこの時期は予算編成の前でございます、それからさまざまの評価が出てくる時期、そういったものを踏まえて一度財政を見てみたいと。我が町は先輩たちの努力のたまものでさまざまな面で非常に自立度が高い、そう思います。その自立度を支えている最大の財産は、健全さを維持している財政であると思えます。が、今はそれにおごることなく、その立ち位置と先々の可能性を一町民の目で冷静かつ率直に眺めてみたいと、皆さんとともに情報も共有した

いというふうを考えております。

あと、具体的な質問は質問席からいたします。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 傍聴席の方にも申し上げますが、本質問は平成24年度の決算監査報告書に基づいてお尋ねをするということにしております。簡単な資料等も一般質問書の方につけておりますので、御覧になっていただきたいと思っております。

1番目に行きます。

一般会計における自主財源と依存財源の全国及び熊本県内市町村の構成比率の平均並びに菊陽町の構成比率は、別表2のとおりであります。菊陽町は比較的に自立性の高い自治体であると言えますが、最近自主財源の比率が落ちてきております。表に見るとおりです。私が示しました表では、全国と熊本県の場合は、財政課長から後からお知らせがありましたが、これは普通会計の指数であると。普通会計といいますのは、一般会計に土地取得特別会計を加えたもの、余り大きな差異はないと思っておりますけれども、正確に申しますとそのようになります。菊陽町の場合には、一般会計の数字が出ております。それで、最近自主財源、国庫支出金とかそれから県の支出金とか交付金であるとかそういったものではない、自分たちの力によって、自分の町の力によって得る財源、比較的ほかの町村に比べたら高いんですが、これが最近若干減りつつあると。その原因が何なのかについてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、甲斐議員の御質問にお答えいたします。

平成24年度の普通会計の決算では、自主財源の柱であります町税や繰入金などの自主財源は、前年度から4億8,000万円増加し約87億円ございます。一方、国庫支出金や地方交付税、町債などの依存財源は、前年度から約22億5,000万円増加し約69億円と大きく膨らみました。依存財源が大きく増加したのは、菊陽中部小学校の改築事業や菊陽西小学校増築事業などの実施による国庫補助金や町債が大きく伸びたためであります。自主財源と依存財源の比率を算定しますと、自主財源の増より依存財源の増が約17億7,000万円多いため、必然的に自主財源の比率が下がるものでありまして、前年度の63.9%から8.1ポイント下がり55.8%になったものであります。

なお、自主財源が下がりましたと言いましても、自主財源の柱であります町税につきましては前年度から約2億円は増加しているというところも御理解いただきたいというふうに住じます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 簡単に申し上げれば、収入が減ったわけではないと。しかしながら、事業を行って、例えば教育関係の支出が多いんですが、西小学校あるいは中部小学校、そういった

事業を行った結果、国庫の補助金とか支出金、これが増えたと。つまり分母が増えておるので比率はもう下がっていると、こういうふうに理解をしてようございますかね。

(財政課長阪本浩徳君「はい」の声あり)

それで、それは大体理解できますが、結局この依存財源——他に頼る財源ですよ——の中で町債、町の借金が平成24年度で26億8,310万円、これが非常に大きな部分を占めていると。こういうことを一つ指摘しておきたいと思います、この段階では町債が、町の借金が非常に収入の主な構成要素の一つになっているということ、26億8,000万円ぐらいですね。しかしながら、今財政課長が答えられたように、税収が減っているわけではないということですが、こういった自主財源の比率が高くて依存財源が低いというこの自立性の高さを、これを維持していくにはどのような努力が今後必要なのか、またはどのような努力目標が必要と考えているか。先ほどの町債が非常に増えているということも踏まえてお答えいただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

まず、自主財源の柱であります町税につきましては、当然適正な課税と徴収率の向上に努めておるところでございますが、平成24年度の徴収率は現年度分が99.2%で、前年度から0.4ポイントも上昇しているというところは御理解いただきたいというふうに住じます。

それから、繰入金でございますけども、繰入金は財政調整基金などをはじめとした基金の繰入れということになりますけども、こちらにつきましてはできるだけ少ない方がよいと、最小限に止めたいというのは考えております。

それから、財産収入というのがございます。こちらにつきましては、大部分は土地区画整理事業の保留地の処分金でございますが、これは保留地の処分を進めていくというところがございます。

それから、依存財源につきましては、当然国庫支出金は確保していきたいというふうに思いますが、近年で言いますと補助率のかさ上げなども国に要望しまして、現に鼻ぐり井手公園拡張整備事業におきましてはかさ上げを確保できたという事実もございます。また、地方交付税の算定におきましてもさまざまな要望もしておりますが、税の算入率の引下げや算定方法の見直し、それから特別交付税の町村への配分の拡充と、そういったものをいろいろ要望はしております、平成24年度におきましては、菊陽町が要望しました普通交付税の算定における保健衛生費の不活化ポリオワクチン単独接種経費の費用への算入ということで、交付税への算入が認められたという事実もございました。

なお、町債につきましては、確かにおっしゃるとおり増えておりますけども、慎重かつ有効に活用しなければならないと思いますけども、活用に当たりましては後年度交付税措置がなされるような有利な交付税を活用しているという状況もございますので、お知らせいたします。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 町税は増えてる、今後も増やす努力をするということでしょうけれども、それにはやはりそれが増える施策ですね。これまでは私の理解では、町長がいつもおっしゃってますが、菊陽町の人口が増えてきているということは町民税が増えるということですし、あるいはその人たちが家を求めたりすれば固定資産税が増えるということだというふうに思います。そういうことが有効な手になってきているんですが、これもいずれは限界が来ると思うんですよね。その辺を町長として、安定した税収を確保するために今後どういうふうな手を考えているか、あるいは考えてないか、町長にお尋ねしたい。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 税収を増やすといいますが、そういうためには、企業誘致等も図りながら、後の方でも出てくるかと思えますけども、実際そういう力を入れておまして、今年といえますか、企業の方もこういう非常に立地しにくい中で、ナカヤマ精密あるいは愛歯、そして今、白水台地の方にもう一つ、もうすぐすると具体的に名前が出せますけども、そういうものも誘致の方に努めているところであります。それと、一方では町民の皆さんの働き場としましては、商業関係の方の事業所等も立地して、そこでも働く場が増えておる、そういうようなところに努力しております。

それと、依存財源でありますけども、今町の方に非常に人口も増えておる中で、学校、保育園、いろいろ、事業等も進めなくては、県内でも市を入れましても10番目ぐらいの人口という方で、そして人が増えておるということで、そういう中では大きな事業もやっておりますけども、そういうためには財政課長が言いましたように単年度で財源を確保することができないということで、地方債等も十分注意しながら活用していく、そういうようなことが大事じゃないか。それと、国・県等の補助金等できるだけそういうのを活用できる、そういうのは最大限の努力は払っているというような状況であります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） あと、企業誘致等をまた努力していきたいということみたいですが、町長が今申されたように、人口が増えていけば当然子どもだちの数も増えますし、学校の教室数が足りないとか面積が足りないとかということが出てくれば、当然それに対して手を打たなければいけないわけで。としますと、そのときに国や県からどれだけの補助金が引き出せるか、それも重要な手腕になってくるでしょうし、あるいは一遍にできないということであれば町債を起こして何年かにわたってそれを払い込んでいくというふうな、そういうことも理解はいたします。けども、それは一つ理解をしながら、どうぞこの自主財源と依存財源の比率が逆転することがないように当然目配りをされてると思いますが、今後ともお願いをしたいというふうに思います。特に町債の適正な使用ということについては、また後で触れますけれども、十分注意をしていただきたいと思います。

それでは、2に移ります。

町財政の現状についてということですが、別表1と3に見るように財政規模はだんだん拡大

してきております。この主な原因は一体何でしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

確かに議員が言われますとおり、財政規模は拡大しております。平成17年度の歳出決算は約96億円でしたが、その後徐々に増加しまして、平成24年度の歳出決算では147億円というように大きく伸びております。

拡大しました要因と申しますと、生活基盤の整備や小・中学校の耐震化などの大型事業の実施に伴い、普通建設事業費などの投資的経費が増えてきたというのが挙げられます。一方、ソフト面もございまして、児童手当や障害者自立支援給付費等の事業費などの扶助費、それから一部事務組合等負担金、工場等立地促進整備補助金などの補助費等、さらに公債費などが増加しております。また、子育て支援対策としての私立保育所5園の誘致を含みます保育園費や子ども医療費なども拡充してまいりましたので、その分も歳出の増加につながっているというものであります。

また、目的別に見てみますと、土木費や教育費につきましては建設事業の実施により大きく変動するものでありますが、民生費につきましては制度上抑えることは非常に難しいということでありまして、民生費は平成17年の決算が約19億円でありましたが、平成24年度は39億円と2倍以上に膨れ上がっているというのが実情でありまして、これも財政規模が拡大した大きな要因の一つと言えるかと思えます。

なお、平成24年度につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり菊陽中部小学校の改築事業、西小学校の増築事業、さらに光の森複合施設の整備建設事業、鼻ぐり井手公園拡張整備事業など大型事業に取り組みました関係もありまして、平成23年度から約26億5,000万円増加したというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） その問題は後でまたもう少し触れますので、次に移ります。

財政の現状ということで、表を御覧になりますと、別表3ですが財政力指数という欄がございます。これは1に近いほど財源に余裕があるというふうなことが言われておりますけれども、平成21年度が0.948でしたけれども、それが平成24年度は0.912というふうに微減ではありますけれども減ってきております。これは、この理由は一体何でしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

財政力指数は、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で割って求めた3年間の平均値で、本町の平成24年度の財政力指数はおっしゃいましたとおり0.912であります。参考までに平成24年度の熊本県内の状況を見てみますと、市町村平均で0.34、町村平均で0.31、市平均で0.41となっており、本町の0.912は県内では一番高い数値であります。次に、

3年間の平均値ではない単年度の指数を見てみますと、平成20年度が0.968ということで少し高いです。それから、平成21年度が0.953、これも高いです。平成22年度が0.896に下がっております。それから、23年度が0.914、平成24年度が0.925ということで、ここ2年は単年度で見れば伸びているという状況がございます。しかしながら、財政力指数を表に出す場合は3年間の平均値でいくということですので、計算上、平成23年度の0.921から0.009ポイント下がって平成24年度は0.912になったというところであります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これも要するに財源の余裕を示す指数ということで、今後とも注目をしていきたいというふうに思います。単年度では増えつつあるということですね。

次、3番目です。経常収支比率、表の2番目になりますが、これは財政の弾力性を判断する基準の一つであります。弾力性とは何かといいますと、要するに事業を展開できる力ですね。固定費ばかりが増えて金の流動性がなくなると、だんだん弾力性を失って行って、財政的にどうにも動かなくなる、事業ができなくなるという種類のものですが、大体標準値は70から75%というふうに聞いております。今、菊陽町の場合には82.9ですか、平成24年度でこれを超えております。これを超えている理由は何か。それから、標準値に返す緊急な必要性があるかどうか。それからもう一つは、あるとすればどんな努力が必要であるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

甲斐議員が町村の平均は70%から75%と申されましたが、確かに資料的にはその程度になっておるかと思っております。ですけど、この資料、70から75というのは、臨時財政対策債が導入される前からずっと使われている数字でございまして、現在から見ればちょっと低いのかなというのが、私たちの認識でございます。

この平成24年度の経常収支比率を見てみますと、町村で妥当とされます70%は確かに超えておりますが、平成23年度の84.5%から1.6ポイントは改善しまして、平成24年度は82.9%であります。ちなみに、ピークでありました平成19年度の90.0%から比べれば、ここ数年は大幅に低下しているという状況もありまして、少しはよい状況に向かっているのではないかとこのように思っております。

参考までに熊本県内の状況を見てみますと、市町村平均では86.4%、町村平均で84.6%、市平均にあつては90.5%となっており、人口増加などにより急激に都市化しております市と変わらないような事業も行っております本町において、82.9%という比率は県内から見て、また全国的にも悪い数字ではないというふうには考えているところでもあります。

それから、もう一つの御質問が、基準値を超えている理由というところだったと思いますが、人件費とか伸び続けます扶助費、それから公債費のように毎年度経常的に支出されるケー

スが多うございますので、税収が伸びたとしましても、なかなか数字的にはよくはないというのが実情かと思えます。

それから、標準値に戻す必要があるかという御質問でございますが、確かに戻したい気持ちは当然あります。ですが、この経常収支比率といいますのは1年や2年といった短期間で改善できるような数値ではありませんので、長い目で見ていただきたいというふうに思います。

それから、最後の御質問が改善するための努力というところだったと思います。これにつきましては、人件費とか扶助費、公債費などのようなものを抑えるというのが一番だとは思いますが、それからまたあわせて税収を増やすというのがよろしいかと思えますが、これもまた一朝一夕にできるものではございませんので、少しずつでも改善できるよう努力していくということしか現在言えないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これを緊急に70ないし75に返す、そういう緊急的な必要性はないというふうに理解していいですかね。財政としては現状で回っていると、それでよろしいですか。

それと、今臨時財政対策債という言葉が出てきました。この70ないし75%というのは、臨時財政対策債が導入される前の標準ということですか。返答をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

臨時財政対策債は平成13年度から特例で設けられまして、現在まで引き続けている制度でございます。これはまた後で御質問があるかと思えますが、70%という数値は、昔から町村は70ということを使われておりましたので、臨財債は当時は含まれてなかったというところで、臨財債の方が現在は40億円ほどございまして、いろんな数値を押し上げているというような状況は変わらないと思えます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） そのことについては、また後で質問をしたいと思えます。

それで、先ほどから申し上げている、今日の質問の一番の大きな目的もそこなんです、財政に弾力性があるかどうか、これが非常に大事なことです、その弾力性をはかるもう一つの基準に公債費の負担比率というのがあります。公債費負担比率というのは、借入に充当された一般財源が一般財源の総額に対してどんな割合になっているかと、そういうことであると思えますが、これが表にちょっと書いておりますように15%以下がよいと。15%以上になると黄信号になると、弾力性がなくなっていくと。それから、20%以上になるとこれはもう赤信号であると。これはもちろんこの決算監査報告書に基づいて今言っているわけですが、これが黄信号の今15%を超えております。この原因も大体先ほどから出ている答えの中にあるかと思えますが、改めて確認をしたいと思えます。同時に、15%以下に抑えるには何が必要かお答

えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

公債費負担比率につきましては、今議員がおっしゃったとおりでございます。平成24年度の公債費負担比率は、平成23年度の15.8%から0.4ポイント上昇し16.2%となっております。県内の状況を見ても、市町村平均で14.9%、町村平均で14.7%、市平均で15.4%となっております。本町は少し高い方の部類に入るかというふうに思います。

御質問の15%を超えている要因、原因ということですが、平成19年度以降は御存じの公共用地先行取得等事業債の償還、これはひかりの森の用地約3.5ヘクタールを購入しました、この分の償還や臨時財政対策債の償還が増えてきていること、また民間借入れする場合は比較的短く償還期間を10年で設定しているというようなことなどが挙げられます。平成24年度では（仮称）光の森複合施設用地に係る公共用地先行取得等事業債約1億8,724万円を繰上償還したということもありまして、前年度から0.4ポイント伸びたというところでございます。

それから、基準といいますか、15%以下に抑えるには何が必要かという御質問だったと思います。こちらにつきましては、本定例会に提案しております菊陽町土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債8億1,000万円を御承認いただいたと仮定してお答えいたします。

本年度以降の分析では、平成25年度の公債費負担比率は一旦13%程度に下がると見込んでおりましたが、平成26年度以降は14%台で推移すると推計しているというところであります。なお、算定の基礎となります一般財源総額の増減などが比率に大きく影響しますので、あくまでも現時点での推計ということをお理解いただきたいというふうに存じます。また、将来につきましては、町債の借入れを抑えていくということが比率を下げることにつながるという事は思いますが、現時点におきましては経常収支比率と同様、税収を増やすことが数値的に下がることじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） このことについて少ししつこく申し上げますのは、私自身も以前先輩たちから借金まみれの事業体を引き継いだ経験がございますので、借金がたくさんありますと結局何の事業も展開もできないと。できないけれども組織としては動いていかなくちゃいけないので、さらに借金をしたりとかせないかと。非常に厳しい状態になっていきます。そのことがありますので、しつこくここは聞いてるところです。

町民の福祉に資する事業、つまり学校であるとかあるいは民生費であるとか、こういったものが膨らんでいく、あるいはそれに対処する、そういう状態に対処するためには、ある程度ことはやむを得ぬことではあると思いますけれども、今の借金、町債と言ってますが、借金です。借金については、今後とも十分注意はされていると思いますけれども、よくよく財政とのバランスを配慮いただきたいと思います。

それから、5番目に移ります。

今財政課長の答えの中に、臨時財政対策債という言葉が出てきましたが、これは結局地方財政法の第5条の特例で、地方交付税交付金の原資が不足した分を補うために国が借金をして地方に交付すると、支弁するというもので、先ほど課長がおっしゃられたように、平成13年に創設されて15年までには終わるべき臨時措置として措置されましたけれども、原資不足が御承知のとおり解消しないために現在も継続されていると。監査委員も指摘されておりますが、これはあくまでも将来的には地方交付税の中で国が解消すべきものだと、そこに打ち込んで解消すべきものだと思いますけれども、あくまでも地方公共団体の責任と判断のもとに発行することが認められるというふうなことがあるわけです。そうしますと、将来的に国がちゃんと措置してくれるか、借金ですから国がちゃんと返済してくれるものか。あるいは、ひょっとしたら将来的にはあなたたちが責任と判断のもとに借りたことだから地方でやりなさいというふうなことになりかねない。そういう危険性も含んでいるかと思いますが、先ほどちょっとおっしゃいましたが、累積額は今幾らになりますか。この臨時財政対策債。幾らになります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

平成24年度末で40億円を超えまして、平成25年度末には約44億円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これはなかなか推測がつかないかもしれませんが、この全部あるいは一部が町の債務として残る可能性はないのかどうか、あるいはあるのか。その辺について町長、どうお考えになってますか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この臨時財政対策債というのは、本来であれば議員も言われたように、普通交付税の原資が足りない分を交付するために、前は交付税特別会計ということで国が借金をして現金で渡しておいた分を、地方の方で借金を起こさせてその分は交付税の中の返済分については需要額として全額を算入できるという仕組みでありますので、これを国がしないということになると約束違反になるということで、そういうことにすれば国自体が崩壊するということでもありますので、そういった中で臨時財政対策債を設けてあるわけでもありますけど、そういうものはないというふうに確信しておるところであります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これは国が責任を持って措置するというふうな考えとっていいということですね。

それでは、次に移りますが、この臨時財政対策債が地方債の残高、先ほどから触れてますけれども、これを押し上げる要因にもなっております。財政運営上、この地方債の残高の上限が

どこまで許されると考えていらっしゃるのか、それをお聞きしたい。

ついでに申し上げますと、平成25年6月に町が公表されたものによりますと、一般会計の平成24年度末の町債残高が119億8,155万5,000円になっております。これは平成20年度に対比しますと約1.14倍になっておりますが、1.14倍に増えているということですがそれはそれとして、この町債の残高、もちろんこれは元金、利子で返済していかないかんわけですけども、現在約120億円近くが残ってる。大体どのぐらいが財政運営上のポイントになるか教えていただきたい。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

今、甲斐議員は117億円とおっしゃいましたですかね。

（8番甲斐榮治君「119億円」の声あり）

そちらは一般会計の分でございます、普通会計で申しますと土地取得特別会計も入ってまいりますので、普通会計の残高は127億円ということで御理解いただければと思います。これが普通会計の残高でございます。これは、光の森の用地あたりも入っているところであります。

先ほども申しましたけども、今年度の本議会に土地開発公社の解散に伴います三セク債というのを8億1,000万円計上しておりますが、これが可決されたと仮定した場合、平成25年度末の残高は150億円を超えまして152億円ぐらいになるんじゃないかというふうに想定しております。このうち臨時財政対策債が約44億円となりますので、臨時財政対策債だけで約29%を占めるとというのが実情になるかと思えます。

御質問の地方債残高の上限はというところではございますが、参考までに熊本県内の普通会計の地方債残高を人口1人当たりで割ってみますと、県平均は47万円、それから最多の市町村は1人当たり215万円、それから本町は1人当たり約33万円の残高があるというところであります。

以上のように、市町村によってはまちまちでございますが、財政規模や人口規模、それから人口の増減、年齢構成、それから公共施設のあり方、またその市町村の目指す方向などそれぞれ市町村で異なりますので、一概に上限が幾らということは決められないんじゃないかというふうに考えております。しかしながら、臨時財政対策債につきましては他の地方債と異なりまして、地方自治体の努力で減らすことができない難しい地方債でありまして、この累積は菊陽町だけではありません、全国の地方自治体に係る極めて大きな問題というふうに考えております。このため、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げなど、抜本的な改革を行うべくさまざまな機会を通しまして地方一体となって要望しているというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君）　ここ数年のうちに152億円に累積上なると。その中で44億円は先ほどから出てきている臨時財政対策債ですから、それは国が措置すると考えれば110億円程度ですかね、これが町の町債として残るということですが、いろいろ基準があつて一概に言えないということですが、一定の大体このぐらいまではというのはあるかと思うんですが、ないんですか。

○議長（大塚 昇君）　財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君）　お答えいたします。

9月の議会で財政健全化法に基づきます判断比率というのを報告したと思います。その中で、実質公債費比率というのがございまして、それが25%を超えたらだめだということですから、菊陽町の場合はそれにはまだ達しておりませんので、その数値になれば当然それが上限になるんじゃないかというふうに考えております。ちなみに、超えている団体は全国で今3団体ほどあるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君）　甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君）　ちょっと確認しますが、公債費負担比率が25%を超えたらアウトだと、こういうことですかね。

○議長（大塚 昇君）　財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君）　お答えします。

実質公債費比率ですね。これが25%が早期健全化の判断比率となりますので、菊陽町は現在12.2%でありますので、当然これを超えないようにというふうに考えておりますが、この数字になるのかというのは、現時点では私どもは把握できておりません。現在は12.2%ということで、健全化の判断範囲内にあるというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君）　甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君）　ちょっと私は、誤解しておりました。公債費負担比率じゃなくて公債費の比率、それが今現在が12.2%で、これがもう25%を超えたらちょっと危なくなると、こう理解していいですかね。

（財政課長阪本浩徳君「はい」の声あり）

それで、先ほどからちょっと出てますが、今後も地方債の使用が想定されます。当然いろんなことに対応するためには、それもやむを得ぬところがあると思いますけれども、財政の健全性が維持できるかどうか。例えば平成24年度決算の後で財政に大きな影響を与えると思われる事業としては、菊陽中学校施設整備事業があります。24年度決算以降です。それから、（仮称）光の森複合施設整備事業。それから鼻ぐり井手公園拡張整備事業、それから数日前に出ました武蔵ヶ丘中学校の増築の事業、そういったものがあと想定できると思うんですが、どうですか。財政の健全性はちゃんと維持できますか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

本町では平成32年度を目標年次とします第5期総合計画の基本構想及び前期基本計画に基づき、具体的な政策を計画的に進めておるところでありまして、また平成27年度以降につきましては後期の基本計画を策定し事業を進めていく考えであります。その中で、今議員がおっしゃいましたとおり平成26年度以降の大きな事業としましては、菊陽中学校の耐震化事業がございます。それから、（仮称）光の森複合施設建設事業、それから鼻ぐり井手公園拡張整備事業、さらに継続的に言いますと町道の整備事業などをずっと進めてまいりたいというふうを考えております。それから、その後でございますが空調設備を含めます小・中学校の整備、それから土地改良事業が継続でございます。それから、町道の整備、原水駅の整備、古閑原団地の整備などなどございますが、まだ事業内容が固まってないものもございます。さらに、大きなものとしては総合体育館及び町民総合グラウンドの整備への取組、それから菊陽空港線の延伸、それから新駅の設置などを将来的に目指すというところでございます。

次に、優先順位を考えてみますと、小・中学校の耐震化が平成26年度には完了しますので、今後は継続事業は取り進めてまいります。児童・生徒の増加への対策——増築等でございます。それから老朽施設の改修、それから特に必要とする事業などを当面の課題として取り組み、当然財源の確保、それから進捗状況を見ながら順次進めていきたいというふう考えております。

このような中で、財政の健全性は維持できるかという御質問でございますが、事業の実施時期につきましては、税収等の動向もありますし、また国・県補助等の制度改正や経済対策などが関係しますので、一時期に事業が集中しないよう、また公債費が膨らまないよう計画的な事業の推進を図ることとしておりまして、各年度の予算編成の中で調整しながら計上していきたいと考えておりまして、厳しいながらも財政の健全性は維持できるというふうに判断しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 無論、いろんな事業を組まれるについてはそれなりの計画性を持って今後当たられると思いますが、私も経済学部出身じゃありませんので詳しいことまでは分かりません。ただ、一町民の目線として気になることを今日は現状をただすという意味で質問を申し上げました。そこは現在の状況ですが、実はこれは町民の方にも知っていただかなければいけないことが、今後の問題としてございます。その点について、時間ももう12分ですので③についてはまとめて質問をしたいと思っております。

平成26年度の国の税制改正が町の財政に及ぼすであろう影響について質問をしたいと思っております。まとめてお答えいただきたい。

1番目は、経済産業省は法人固定資産税のうち償却資産に対する課税を減免する方針を打ち

出しております。これが実施されれば、町の財政にどの程度の影響があるのか。地方分権が基調になっている中で、国の方針がこういうふうに出て理解できないんですけれども、しかし出てきているというのは事実であります。これが実施されればどのような影響があるのか。

それから、償却資産に対する課税、税金、税収は地方自治法で規定された地方自治体の非常に安定的な財源であると、町長もそうおっしゃってましたが。これについては、本年9月に町長それから全議員署名のもとにこの償却資産の課税を免除するというに反対する意見書を国に提出をいたしました。皆さん御存じのとおりです。その後の経過がどうなっているか、またこれが今後どのような事態になると想定されるのか、その辺についてお知らせいただきたい。

同時に、今度はゴルフ場利用税ですね。これも税収の7割がゴルフ場所在の市町村に交付されている現状ですけれども、最近関係の業界団体、それから文部科学省から課税の廃止を求める要望が出されております。そんなに大きな影響はないと思います。2,000万円程度だろうと思いますが、これも町の財政には影響してまいります。この問題が今後どのようになるとお考えなのか、その辺について町長の見解をお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件について、議員の皆様も大変大きな問題だということで全員が署名していただいて、これまで大塚議長も一緒に行っていただく中で、県選出の国会議員の方々に要望活動を続けたところであります。これにつきまして、近隣の大津町もそうでありまして熊本県の町村会の方でも行動をともにして、現状のこの課税の見直ししないような要望をやってきましたところであります。

そういった中で、今自民党の税制調査会の会長が熊本県選出の野田毅議員でありますけれども、直接本人にもお会いしていろいろお願いしてきましたけれども、そういうものがあって、新聞の方にも出とりましたけれども、償却資産の税の減免につきましては14年度については見送りということになっております。あわせて、ゴルフ場税につきましても見直しということでもありますけれども、これは自民党の税制調査会の中でそういうのが出ておって、正式に決まったわけではありません。11月30日にチームくまもとの活力創造本部の方で経済対策補正予算に関する懇談会がありましたけれども、その中でもこの県議会といいますか、このチームくまもとの本部長代行で前川県議からも、県議会の方もまた国の方にこの意見書の提出をされたということでもあります。それでそのとき、それぞれの市町村の議会においても再度、まだ正式に決定したわけじゃありませんので、そういう意見書の提出を出していただくようにということでありましたので、先般大塚議長の方にはそういうお願いをしたところであります。

そういうことで、自民党の税調の方で出とります、本来であればこういう見送りといいますか、それはもう実施しないということで後年度まで続いていけばいいんですけれども、平成26年度についてのところが見送りになつとる。そういうふうにつながっていくことを期待しておりますけれども、今の時点ではそこまでの税制調査会の中では出てきとるような状況であります。

決定まで持っていくために、繰り返しますけども、ぜひ本議会からもさらにもう一度正式な意見書を国の方へ出していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 町長、大体この償却資産に対する課税、税金、これは1年間にどのぐらいですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 固定資産税が36億円ある中で、その42%ぐらいが償却資産。今回課税免除になる対象になる分は、これは県が出した試算でありますけども14億円程度が対象になつてくるということですので、新しく投資した分とはなっておりますけども、償却資産は大体大企業のを見てみますと7年ぐらいで償却するようになってますので、3年間で課税免除で残りの5年間で3分の1課税となると、もうほとんど課税できないということに変わっていくということで、ぜひこの現状の、町で課税できる本当に基幹税でありますので、そういうところを守っていかねばならないと思っているところであります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 年間に14億円も町の財政に影響を与えるということであれば一大問題でありますし、またゴルフ場の利用税ですかね、これについても2,000万円ですが2,000万円、小さくないんですよ。2,000万円あればどれほどの事業ができるか、大変大事な財源であると思います。ですから、これは執行部も議会も一緒になって、そういうことが起きないように努力をしなければいけないというふうに思います。今後ともその動きに注意をして、町民の方も今日傍聴に来ていらっしゃるんですけども、その辺も一つ関心を持って見ていただきたいということをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 皆様、改めましておはようございます。菊陽政策研究会の渡邊でございます。

今回の一般質問のトリを務めさせていただきます。できるだけ早く終わるようにいたしますので、ぜひよろしく願いいたします。

まずもって、11月1日に議会活動報告会ということで、本日傍聴にいただいております皆様

にもお越しをいただきました。私どもが取り組んでおります議会活性化、これまでの取組、これから取り組む項目、そしてこれから上程を予定しております議会基本条例そして政務活動費交付に関する条例、案について御議論をいただきました。さまざまな意見をいただきましたけれども、我々が公に資する、さらには政策提言ができる議会になるためには、この民主主義のコストとして堂々と御提案申し上げまして、私どもはその費用対効果として御納得いただけるような、そういう議会になっていかなければならないというふうに考えております。

そして、この政策提言でございますが、これから3つの質問は全て御提案でございます。これまで何度かこの言葉を言ってまいりましたが、これからのこの自治体のあり方、協働という言葉が行政はよく使われますが、まさにコミュニティソリューション、ガバメントソリューションからコミュニティソリューションへ、地域市民によって地域のさまざまな問題を解決していくソーシャルビジネスの時代になってきております。そういった点で取り組んでおられるこの1番目のエコステーションの問題。それから2番目は、私が主催しておりますNPOで取り組みましたバイクフェスタ。菊陽町の魅力をさらに引き出して町の交流人口を増やす。これについての行政の取り組み方。3番目は、これは本当に多くの町民の皆さんからの御希望もでございます。高校の新設でございます。これまでの御質問等にあつたような県立高校を誘致するというのではなくて、一部組合立を我々でつくっていく、こんな御提案をいたしたいと思っております。

それでは、質問席より質問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、質問事項、ごみ堆肥化によるごみ減量の取組についてということにしております。

冒頭申し上げました三里木商工繁栄会さんが地域商店街活性化事業ということで、今回エコステーションということで、三里木の公園に生ごみ処理をできる、堆肥化できる機械を置いて、地域とともに活性化に取り組んでおられます。取組が9月からですから、なかなかサンプルとしてはまだまだ少のうございますが、これは町行政の補助事業でも何でもございませんので、どこまで関与されているかは存じ上げませんが、まずこの取組について町の評価、そして費用対効果についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） お答えいたします。

この事業名が、地域住民との連携強化によるエコな商店街づくりという事業名になります。

それでは、三里木商工繁栄会では、全国商店街振興組合連合会が国の補助金を受け、地域コミュニティの担い手として継続的な集客促進、需要喚起、商店街の体質強化に効果がある取組に要する経費を助成する事業を活用して、生ごみの堆肥化に取り組まれています。このように、商店街組織三里木商工繁栄会が自主的に事業を展開され、ごみの減量化やCO₂の削減を図り、商店街の集客促進、需要喚起、地域連携の強化といった商店街が抱える課題の解決に向

けたこのような取組につきましては、高く評価するものであります。

一方、事業費から見ますと、ごみ処理機のリース代、光熱水費、人件費、プレハブリース等の助成に要する経費が約400万円になります。そのうち、地域商店街活性化事業補助金が356万円あります。これを活用されています。

まず、9月と10月のごみ処理量は合計で921キロありましたので、平均しますと1か月約460キロとなります。単純に処理量で割りますと1キログラム当たり約390円になります。本町でごみ処理を行っている菊池環境保全組合の平成23年度の処理経費が1キロ当たり約30円となりますので、経営の面からでは比較にならないのが実情です。また、ごみ処理を計画どおりであれば、100件で1日40キログラム、1か月で1,200キロとなります。仮にこの量のごみ処理ができたとしても、1キロ当たり150円となりやはり高額になります。

経営面ではこのような実情がありますが、事業の目的がごみ減量化、CO₂削減等や商店街の集客、地域コミュニティ活動といったことでありますので、このような面からは地域住民の方々と連携した生ごみの減量への取組というごみニュケーション運動は、ごみ減量化という啓発の効果があったものと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 今、課長がおっしゃったのは9月、10月ということで、大変御苦労されてこういうものに対する地域の皆さんの意識というのは、それぞれの行政がどのように取り組んで、生ごみの問題ですね、そういうのはあるかと思いますが、確かに9月、10月は大変少ないです。ただ、11月末だけでモニターさんが89件、そのうち事業者を除きますと78世帯。搬入されたごみで事業所を含みますと914キロ、1トン近くきております。その中で事業所さんを除きますと690キログラム、52世帯です。1日が13キログラムということで、先ほど30円ですと2万700円ぐらいの燃やすという費用の削減はできているかというふうに思います。

最初おっしゃいました部分は、当初のコストでございます。もしこのまま継続されますと、レンタル料もあの機械は200キログラムのやつですから、今平均で50キロも1日いっておりませんので、これをすることでさらなるコスト減もできます。これをしますと、分岐点としてはやはり120世帯ぐらいが、先ほど言いました10月のペース、1日440グラムというものを搬入しましたならば、費用対効果としては出てくるんだろうなど。私がお尋ねしたかったのは、この短い間でこれだけされておる中で、こういったことが町のどこかでもできないかということでございます。

では、今事業者側からの御意見でございましたが、地域住民の搬入されている声というのはお聞きになっているのでしょうか、またその意思是尊重されるのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） そのことについては伺ってはいません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） こういう事業で高く評価をされるというお話でした。ただ、残念ながら1月末でこの事業は終わってしまっていて、報告をしなければならないということです。

私は、実はこの今言われた世帯の1世帯で、ごみを搬入しております。おかげさまで、妻の話ですと大きな赤袋が小さい袋になったと。やっぱり生ごみというものが重さ、それからそういうものを出す量としては大変なウエートを占めているということ、私もこのモニターを通じてよく分かりました。そして、今朝も寄ってその現状、お話を聞いてきましたら、やはり1月で終わるのかという声が大変多いそうでございます。こういう最初は渋々受け入れて、においもするし何だろうという、協力はしてやろうと言いながらも、そういうことを搬入することによって、ごみの意識、生ごみは捨てないもの、リサイクルをするものという意識がやっこの3か月で根づいたときに、この事業を終えられるというのは、私は非常にもったいないと思います。

ただ、この補助金の決まり事、また公園の仕様からしてあの場での継続、それから商工繁栄会がなさるといのは難しいだろうなというふうに思います。

これについては、最後の3番でお聞きをしますけども、やっとなんかそういう意識が根づいた地域の皆さんを、これはお金がないからばさっと切るっていうのは、なかなかこれは、商工繁栄会さんが悪いわけではありません。こういうランニングコストというのはかかるものですから、ここは何らかの策を講じるべきではないかなというのが、実は私が今回御質問をした趣旨でございます。

これは、3番目でごみ行政の件はお尋ねしますが、まず2番目に学校給食、これに保育園、「さんふれあ」も入れてお尋ねをしたいと思います。

学校給食は、事前にお尋ねをしておりますが、皆さんにも御理解いただくために、今どのぐらいの残飯量でどのような処理をされてるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

学校給食の残飯量ですが、小学校2校では残飯がございません。その他の小学校4校と中学校2校の平成24年度での実績としましては、11.2トンの排出がっております。

その処理費用でございますが、収集運搬と処理を含めまして、一般廃棄物処理の委託料としまして年間78万円で委託しております。といいますのが、安くでき上がるとというのは、この廃棄物処理の業者さんが、同じく自営養豚業ということでの自家処理をされてるという部分が大きく影響しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） リサイクルの話ですから、堆肥にしてまた土に戻して、そこからできたものをいただくという循環型。今、学校給食の方ではコスト、191日だったですかね、これで割

りますと1日に4,083円ということで、人件費も出ないのではないかということで、この学校から出る残菜残飯の処理をいただいて、またそれが生きる、養豚の方で餌になるということですから、これは一つの循環型ということで、ここにこの処理機を置くということはないでしょう。

実はこれ、北九州とか佐世保の給食センターとかいろんところで、この堆肥化する機械を置いてるんですね。それは多分都市部の話で、幸いながらそういうような業者さんが近くにいてということで、これはうまく回っているんだろなというふうに思っております。

ちなみに余談でございますが、先日町長も教育長も御臨席をいただきまして、西小学校の30周年の式典がございまして、弁当の日の提唱者の竹下先生、そして実践されてる稲益先生も、その発表をされました。

私、以前稲益先生の話をお聞きしたときに、弁当の日をやることで残飯量が一気に減ったというような話が出ました。自分でつくるということで、そういったものへの意識というのは変わると思いますので、余り減ると業者さんも困られるところはあるかもしれませんが、つくる側、食べる側、食べ物を粗末にしないという食育の観点からも、余談でございますが、弁当の日なんてのを参照されて、子どもたちが食べ残しのないような指導をしていただきたいと思います。

それでは続きまして、保育園についてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

保育所につきましては、町内、町立8園、私立5園、計13園で調査をいたしました。その結果、全ての保育所で給食の残飯はほとんどないという回答でございましたので、報告をいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ほとんどないというのは、今お話ししましたがとてもいいことだと思います。たまにでも、多分一般のその廃棄物の処理業者さんがお持ちになる程度だと思いますが、実は課長、御存じないかと思いますが、先ほどの三里木のエコステーションに、三里木保育園さんはかなりお持ちをいただいております。ですから、こういう事業が残飯がほとんどないというようなことに寄与しているということ、残飯がゼロということはありませんので、こういうふうに、たまたま三里木にそういうエコステーションがあったってところもあったんでしょうけども、そういうふうに御利用いただいておりますので、ぜひこの13園の中でも1つ置くというだけでも、これはまた違ってくるかと思っております。コストの件をお聞きしたかったんですが、今回出ないんであれば、また調べていただいて教えていただければと思います。

「さんふれあ」については独自で調べまして、大体70リッターのポリバケツ1杯ぐらいの残

菜が出るようございまして、これも一般廃棄物の運搬許可業者さんに月4万4,000円で契約されているそうございまして。

そこで次の質問に、今「さんふれあ」に触れましたので、「さんふれあ」にこのような処理機を置いて、70キロということはポリバケツ1杯っていても大体50キロの対応できる機種で回せないかなというふうに思います。これだと月3万円ぐらい、もちろん長期契約だともっと安いというお話です。

それから、菜園、体験農場、裏にはニンジン畑も多くございまして。福岡のぶどうの樹という、このような循環型の施設がありまして、生ごみ堆肥づくり等々されながら、体験、土育つていうんですかね、そういうようなことをされて地域の皆さんに体験をしていただいております。簡単楽しい生ごみで土づくり、元気野菜づくりの体験教室、こういうこともされております。

後ほど2番目の質問の中でも「さんふれあ」の件は出てまいります、今ある既存の施設を有効に使う中で、こういう循環型の設備を置くことで、この「さんふれあ」のイメージも変わってくるし、それだけのキロ数があるから4万4,000円という契約になっておるかと思っております。

あとのものだったら何なりかの、紙ものだったら今地域でもリサイクル奨励をいただきながらリサイクルをしておりますので、そういうことでかなりの経費の負担、さらには先ほどの、三里木からちょっと遠くなりますし、多くの町民の方は新聞で出たときに私も参加したいという方が多くいらっしゃるようございまして、そういう方々の受け皿になるのではないかと思います。

まずそういったところで、これはもう3番に入っております。モニターもあるようございまして、この堆肥化にするということに対して、町としての取組は、検討も含めてできるかどうかお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） 生ごみ等、このごみ減量化の取組につきましては、環境生活課の方からお答えいたします。いつも積極的な御提案ありがとうございます。

この一般廃棄物、ごみ問題に本質的にお答えするため、まず本町のごみ処理状況について御説明申し上げます。

なお、問題の性質上、説明が少し長くなると思います。また、なるべく早く終わりますように……

（5番渡邊裕之君「早く終わるようお願いします」の声あり）

また、少々早口になりますことをお許しいただきたいと思っております。

では、お答えいたします。

そもそも、何のために減量化等を行うのかを確認しておきたいと思っております。

その理由、目的は、これを行うことでCO₂を削減し、温暖化防止に寄与するため、あるいは

は限られた資源の有効利用を図るためなどがありますが、本町の場合、処理経費、菊池環境保全組合負担金の削減と人口増、老朽化等により処理能力に余裕がなくなりました組合のごみ処理施設、焼却炉と最終処分場の延命化という理由、目的もでございます。

さらに踏み込んで申し上げますと、環境、資源問題の改善への寄与、それと年間2億円を超える組合負担金をできる限り削減し、町の福祉、教育等に予算を充てることが大きな理由であり、目的でもあります。

さて、この負担金の削減には2つの方法がございます。

1つ目は、組合への搬入量を減らすことです。負担金は、組合構成4市町でその量に応じて案分、決定されます。量が減れば負担金も安くなります。

2つ目は、いかに安く処分するかですが、これは組合が努力しているところであります。

町では、この御家庭、事業所から組合に搬入されるごみの量を減らすことについて、さまざまな施策を行っているところであります。

まず、予算を伴う事業としまして、各区等の御協力により資源ごみの集団回収リサイクル奨励金、これを保管するための倉庫整備を目的としたごみ一時保管所整備補助金、電動生ごみ処理機補助金などの交付事業、さらには生け垣等の剪定樹木の拠点回収なども行っています。これらは減量化、再資源化のみならず、地域コミュニティの育成、あるいはごみ処理に係る利便性の向上なども考慮して行っているものでございます。

また、予算を伴わない事業と申しますか施策としまして、レジ袋無料配付廃止協定の締結、町広報紙による啓発、各地区小・中学校などへの出前講座、PTA、子ども会の総会などでの職員による協力依頼、事業所に対する訪問指導、地域レベルにおきましては、環境美化委員さんに地域住民への啓発、あるいは資源ごみの集団回収の推進などをお願いしているところであります。そして、この成果は、次から述べます数字としてあらわれております。

本町ではごみの減量化、再資源化を重要な施策と位置づけまして、平成19年4月、環境生活課にその名のごとく、ごみ減量推進係を設置しましてこれを進めてまいりました。設置前の平成18年と設置後の平成24年を比較しますと、人口約3万2,500人から3万7,900人、17%、事業所数は約1,120から1,260、13%、ごみステーションに至っては、区画整理集落内開発条例による宅地開発、マンション等の建設で、約660から830か所、27%の増となっております。

このように6年前と比較しましても、ごみ量の増加要因をあらわすこれらの数値は大幅な伸びを示しています。その結果、可燃、不燃、資源ごみを合わせた全てのごみの組合搬入台数も約2,600台増え1万2,721台、24%も増加しています。生ごみを含む可燃ごみだけでは550台増えまして7,054台、9%増加しております。しかしながら、搬入された全部のごみ量は、重さは1万136トンから1万231トンで0.9%の微増でございます。生ごみを含む可燃ごみに至りましては、9,267トンから9,253トン、逆に0.2%減少しております。製品、商品の簡易包装など、減量化に向けた社会的な要因もあるかとは思いますが、本町の減量化策は、町民の皆様方をはじめとする多くの方々の御理解と御協力によりまして一定の成果を上げているので

はないかと思ひますし、今後とも継続すべき重要な政策であると思ひているとこです。

もうちょっといきますので、すみません。

(5番渡邊裕之君「まだですか」の声あり)

急ぎます。

さて、前説明が長くなりましたけれども、堆肥化事業に町が取り組むつもりはないかという御質問にお答えします。

結論から申し上げますと、この事業に取り組むことは、今の段階では考えておりません。

一番の理由は、商工振興課の方から御説明申し上げましたようにコストの問題です。町が取り組むとなれば、負担金の削減が主な目的になりますけれども、コストが負担金の削減分を超過し本末転倒の結果となってしまいます。

次に、この生ごみ処理問題に一定の御理解をいただくため、コスト以外についても御説明申し上げます。

まず、三里木繁栄会さんの場合、御家庭と飲食店とのごみの一括処理という特異性がございます。本来家庭ごみは町が収集し、組合負担金で処分されます。他方、事業所ごみは処分費を含めて事業者自らの負担です。この違いから、町がこの事業を一部の地域だけで行いますと、事業者間の負担の公平性、要するにこれを行わない地域の事業者さんのことですね、公平を失ってしまいます。よって、家庭の生ごみだけが対象となりまして、このコストはますます高くなってしまいます。かといって事業所ごみも対象にしますと、町全域に生ごみステーションを設置しなければならなくなります。しかしながら、生ごみという性質上、場所の確保も困難で、夏場において、ハエ等の環境衛生対策も必要となります。

堆肥の販売は、こん包機材、保管場所など新たな費用も発生します。これらについて、国・県の補助も、組合での共同処理というスケールメリットも見込めず、全額町の負担になってしまいます。また、利用者にとりましては、ごみ出しの回数、生ごみを出す回数が増えたり、燃やすごみなもんだから生ごみだけを遠くの収集所に運んだり、新たな負担をおかけすることになります。

そもそも、家庭ごみの収集は町事業ですが、集まったごみの堆肥化、処分は組合の事業となります。将来的には、バイオマス発電等も視野に入れ、経済的かつ衛生的な処理ができるような技術革新が進み、実現できる環境が整いましたら、スケールメリットを持つ組合と構成市町で改めて検討することになるかと考えているところであります。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長(大塚 昇君) 渡邊裕之君。

○5番(渡邊裕之君) まさに燃やさないという方向は、単なる行動意識だけじゃなくて、おっしゃったようにこれから200億円近いお金で我々はつくるんです。1回つくってこれが永続的に使えるものじゃなくて、それには耐用年数があり、また建替えというようなことであります。長く使うためには、特に水もので、これを燃やすためには、かなりのエネルギーも要ります。

そういうことを削減するために、こういった事業でリサイクル型ということで取り組んでおられる、それを進めているわけでありまして。

コストは、このエコステーションでさっき申し上げました9月、10月だけを見てコストが高いというのは、余り勉強されてないのかなと思います。この400円でされるならば、仮に今1万5,000世帯ですかね、5,000世帯がこれの協力をしたとして、1日400円だと2トン、1日です、これが30日で60トンのごみを出さないということになります。それだけでも180万円ぐらいの、1か月のコスト削減というのはできる。これに対して、この500キログラムまで対応できるものを4機、この2トンに対応できる、この場所はまた考えるとして、このコストを考えますと大体80万円そこらでできるというふうに思います。それだけでも十分削減もできますし、これは1キロ1円で、この機械を設置する業者さんが回収をして、ただではできないということですから、北九州の工場に持って行って2か月間堆肥化して皆さんにお持ち帰りいただくと。町長もこの間、感謝祭でお持ち帰りになったというふうにお聞きしております。とても栄養分のあるいい堆肥だということでありまして。

ですから、私が申し上げたのは、モニターをしていただいた皆さんがこれで終わるのは残念だと、やっとこのような意識が芽生えたときに、三里木の商工繁栄会が始めたこととはいえ、これに行政が、よりごみ減量のために何らかの策を受けないかと。言ってますとおり、あそこに永久的にあれを置くことはできませんから、何らかの策を講じることはできないか。また、これだけ60の行政区あります。都市化してるとこもいっぱいあります。そういうところで、私のところでこの期間しますということで、どれだけの効果があるかというのを町独自でさせてもいいのかなというふうに思います。

時間もないんで、これはもうここだけにしときますんで、ぜひこの事業が最終的に終わりますして、その報告書等も上がると思いますので、課長、ぜひこの堆肥化の事業に関しても、もちろんごみ減量されてますから批判するものではありません。ありませんが、また200億円をかけてつくるのであれば、菊陽からそれを取り組めば、利用割が9割もあるわけですから、コスト削減にもなり、このCO₂削減は、この中にも書いております、この中にもCO₂削減ということで、それなりに昼間は電気を消したり何たりという努力もされております。ですから、こういった事業も再度御検討いただくようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次は、バイクのまち菊陽への取組ということで、6月にこの一般質問をいたしました。

それから、11月9日、すぎなみフェスタにあわせてバイクフェスタきくようを開催させていただきました。まず、ここへの御協力に感謝を申し上げます。そのときにつくったポスターであります。結構好評だったんですけども、バイクフェスタきくようということで、この中できちっとキャロッピーを使わせていただき、すぎなみフェスタの文字を入れ、何よりも菊陽町わがまちづくり支援事業補助金なんですけども、事業とするために、支援補助金事業ということで、これは菊陽町との協働の事業であるということを示すためにこういうふうにししました。実際に、菊陽町のわがまちづくり支援事業補助金をいただきまして、大変な効果を上げた

と思っております。それは手前みそかもしれませんので、まずはこの結果を受けて、行政当局といたしましてどのように評価をされるか、また今後どのような支援、取組ができるか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、渡邊議員からも言われましたけれども、バイクフェスタきくようは、バイクによる交流人口の拡大、菊陽ファンづくりとおもてなしのためのモニター事業として、バイクフェスタきくよう実行委員会により開催されたところでございます。来場されたバイク愛好者からはアンケート調査を、また協賛されたバイクショップからはさまざまな意見を聴取され、その結果をもとに来年度以降のフェスタ開催に向けて参考にされることと思っております。

今後、どのような支援、取組ができるかについての質問でございますけれども、財政面の支援、そういった観点からお話をさせていただきますけれども、今年度は地域活性化のためのバイクによるまちづくりに関する調査研究事業ということで、今申されました菊陽町わがまちづくり支援事業補助金制度の補助対象事業とさせていただいたところです。

来年度以降予定されていますバイクフェスタにつきましては、このわがまちづくり支援事業補助金制度の補助対象事業には該当しません。また、ほかに現在のところ補助対象となる町の制度はないようでございます。来年度バイクフェスタがどのような形で開催されるか、今の時点で分かりませんが、その内容が固まりましたら、その時点で御相談いただければ、ほかに支援できるような制度がないか調べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ありがとうございます。

制度はよく存じ上げておりますから、もちろんわがまちづくりを、また申請するということはありません。菊陽町から、何かこの事業にお金を出してくれという思いはありません。

まず1点、なぜ私がこんな話をしているかということ、実はこの主催した側のNPO側の、私が代表をしております。ですから、自分でやっという質問をするのは何だと思われるかもしれませんが、法人と自然人の違いということで、法人として取り組んだ部分と自然人、その成果を菊陽町のために活かすために議員として言っているということ、同じ人格であります、そのような違いでお話ししているということをぜひ御理解ください。

まず、この短い間での取組でしたけども百数十台のバイクに来ていただきまして、効果がありましたのは、この告知をフェイスブック等でいたしましたところ、協力していただいた菊陽町のマッドクルーというチームの皆さんがそれを広めていただいて、遠くは広島、もっと遠くからも行きたいけどもというようなことであったようです。バイクフェスタきくようという名前でしたから、このきくようという名前がインターネットを通じて、さまざまなバイク愛好者に広がっていったというようなところであります。

また、後になりますと、本田技研さんの広報からもぜひ教えてほしかったと、次回開催時はぜひ参加したいというような広報の方からの声もいただいております。

また先日、布田商工会会長とも御一緒したときにも、商工会にも問い合わせがあったようでございます。今回、バイクショップの皆さんが商工会会員であるないもありますので、今回は商工会に後援等のお願いもいたしておりません。そして、何よりもバイクショップの皆様がこういうことがあったらいいなと思いつながらなかなかそれができなかったというところで、こういうことがあったということに大変感謝をされました。

今後につきましては、後ほど3番で、バイクフェスタの今後については質問をいたします。

では先に、熊本県の企画振興部情報局交通政策課が進めます、くまもとライダーズベース企画案ということで、これは実は服部課長から教えていただきました。本当に感謝しております。

これと同じような発想を持った方の質問を6月にさせていただきましたが、遠方から飛行機できていただいて、バイクは本田技研さんが製品を都市部に送られる、その空となったトラックにバイクを乗せて持ってきて、運転される愛好者は飛行機で来て、そしてこの企画では大津町を始点として阿蘇に行くというプランになっております。ですから、私はこういう企画がありましたから、これが来年の4月からということでモニターも来られてます。その前に、バイクのまちということで印象づけたいという思いもありましたから、企画もそうですし告知も少なかつたんですが、何とかすぎなみフェスタにあわせてバイクフェスタを開催させていただいたということでもあります。

このくまもとライダーズベース、目標は、空港において大津に行くのではなくて菊陽始点で阿蘇に行く、またモニターではほかのルートもレンタルバイクも、さまざまな菊陽町にとってはありがたいモニターだったと思っております。そういうのを受けまして、今後この事業に菊陽を入れる、また菊陽始点で事業を進めるように要望すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

今、議員も申されましたけれども、熊本県におきましては熊本県が目指す大空港構想の実現、及びロードツーリングにおける熊本のポテンシャルの高さを背景に、阿蘇、熊本空港周辺をツーリングの拠点にして、行政や民間が一体となり、バイクを活用した地域の活性化を図ることを目的として、くまもとライダーズベースの取組が検討されております。

これまで関係団体及び関係市町村を集めての会議が数回行われているようです。この会議には、現在大津町、阿蘇市、高森町、南阿蘇村の観光協会や観光担当者などが参加していますが、熊本県からも菊陽町も参加してほしいとの呼びかけがっております。菊陽町がこの会議に参加することとなった場合には、菊陽町の活性化につながるようなものを提案させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 県からのお申し出ということですかね、こちらからじゃなくて。これは多少は効果があったんでしょうかね。分かりませんか。

とてもいいことだと思います。こういう企画が進んでいる中で、この中にはそれぞれの観光協会とか自治体が入っておりますが、そういうものがない中で菊陽町がこういうふうに入っていき、実はこの阿蘇ライダーズベースを取り上げて取り組んでおられる、昨日も吉本議員からありました、寺原自動車さん片桐社長にもお話をしましたら、ぜひぜひ菊陽も入ってくださいよみたいなお話を、このモニターがちょうどあった当日に御挨拶に行きましたらそんな話もありましたので、ひょっとしたらそういうところからも今回の取組も含めて、バイクのまちということで、菊陽町をこういうふうに入れていただけたかと思います。

その中で、大津町と競うのではなくて、大津町には本田技研さんがあって、それなりの観光協会もつくって取り組んでおられますので、ぜひ大津、菊陽一体となって、この力というところの取組ということで、大津町ともぜひ協力をしながら、ここにライダーズベースを大津町に設置とありますけども、まずぜひ大津だけではなくて、私どもにはそういう地の利もいっぱいありますので、菊陽町にということで御提案もいただきたいし、このおもてなしの対応も、先日「さんふれあ」でしましたのも、これは「さんふれあ」の活性化ということで、実はわざわざあの場に迂回をしていただくと。一般質問でも6月でも「さんふれあ」という話を課長もされましたけども、来られた方はこんないいところがあるとか知らなかったと。なぜか。57号線を阿蘇にただ行くだけの通り過ぎる町でしたから、わざわざここに迂回してくるってことはなかったんですね。来られた方々もこういう場所があると、県内外の方々はそういうふうにおっしゃっておいりましたので、この後の質問でいたしますけども、そういうことで菊陽町も、そのおもてなしとライダーズベースというところでの取組を検討いただきたいというふうに思っております。

また、推進体制の中に、これから行政だけではなくてバイクショップや商工会やNPOやいろんなところを入れて、今後の取組についてぜひそういう組織体にしていきたいと思っておりますので、この阿蘇ライダーズベースや民間企業とともに、そういうところを入れるような、またそういう御提案もしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは引き続きまして、3番のアンケート結果でございます。

冒頭、触れていただきましたけども、今回の補助事業を受けて、それなりに行政に提案をする、またこれをもって県内外、町内外の方々がどのように菊陽町に印象を持っておられるか。また、こういうものがあつたらぜひ寄りたいということで、アンケートを102通いただいております。これを受けて行政としてどういう取組ができるか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） お答えいたします。

バイクフェスタ実行委員会からの報告書では、バイク愛好者と102名のアンケートの結果が取りまとめられ、実行委員会の所見も記載されて提出されています。

内容といたしましては、観光案内コースや観光案内所の希望や、地元素材を使った農家レストラン、キャンプ場や簡易宿泊施設、イベントの開催等の要望が多かったと記されています。また、報告者の意見として、菊陽町のPR不足や菊陽ファンを増やしたいといった意見があります。

この報告の中の農家レストランや簡易宿泊施設等については、集客が見込める経営が成り立つものは民間の投資に期待することとなろうかと思いますが、現時点では菊陽町として取り組めることは、「さんふれあ」の温泉や物販販売等の集客アップにつながることで、また鼻ぐり井手公園完成にあわせて観光案内にも取り組むことなどを考えています。

菊陽町のPRや情報発信といったことにつきましては、町が実施しています夏祭り約2万人、すぎなみフェスタ約6,000人、鼻ぐり井手祭約1,100人、JRウォーキング・スタンプラリー約600名の方が参加され、年々参加者が増加してきています。

また、商工会主催の平成24年度実施の菊陽まるっと博、平成25年度実施の菊陽まち遊びを合わせまして、農業商工業者、ボランティア等80件の皆様に御協力をいただき、約6,300名の方々に参加していただきました。これらのイベントの開催の際には、テレビ、ラジオ、インターネット、チラシ等の媒体によるPRに十分努めているところであります。このように菊陽町のPRを行っているところであります。バイクフェスタに参加された皆様にもPR活動に御協力いただき、菊陽町の魅力を伝えていただけたと考えています。

このほかに、本町の情報発信としましてホームページや観光パンフレット、飲食店パンフレット、歴史探訪マップ等も作成していますので、観光関係に配布し、なお一層の観光PRができればと考えています。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 多かったのはライダーズベース、集合ベースであったりキャンプということがありました。もちろん想定するのは「さんふれあ」であります。これから、以前福島議員が質問をされて、キャンピングカーの話もございましたけども、立ち寄ってもらうためにはそういうものも必要かなというふうに思います。新しいものをつくれとは言いません。既存のものをより魅力的にするだけでそこに立ち寄ることができますので、これだけPRをしまして、先ほど言いました寺原さんがそのときにも、昨日吉本議員が質問をされましたスマートライダー、スマートドライバーのPRで来られました。そのときに、こんないい場所があるとは知らなかったと片桐社長もおっしゃっていました。今、久木野のあそ望の郷でピースライドという2,000人近い規模のイベントをされております。ここができるじゃないかと。それだけで、ここでやるだけで店をつくったり「さんふれあ」のPRをしたり、菊陽の名所を紹介したり、そういうことができるんです。大してお金もかかりません。ですから、そういうことを行政としてできるか。私はいつも言っています。コミュニティソリューションの話もしました。これを

行政にやってくださいという質問じゃありません。協働でぜひ一緒にやってくださいという話です。

ですから、私は先ほど、お金の話をされましたけども、この3番目の質問は、ぜひ人を出してください。人は課を問わず若い人間です。若い職員でこの事業にぜひ取り組みたい、おもしろいそうだと、これは菊陽町のためになる、そんな思いの職員をぜひ二、三名、この実行委員会に出していただいて、行政との調整役、そしてそれぞれの若い職員の知恵を出していただく。9月議会で福岡市の協働提案条例の話をしました、制度の話を。NPOが提案したものを行政と一体となって取り組んでいく。ですから、そういうようなものに倣って職員と、そして地元の商工業者、そういうNPO団体と一緒に、事業を町のために取り組んでいくような姿勢をぜひお願いをしたいと思います。

時間がございませんので、また先ほどもございましたけども、取組が始まりましたならば随時御報告をしながら一緒に進めていく、協働事業としてやっていくように御提案をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3番目の質問に入ります。

これはがらっと変わりました、学校の話でございます。一部組合立高校の新設についてということでございます。地の利を生かして、菊陽町に一部組合立の高等学校を新設すべきである。可能性についてどう考えるかとしております。

高校再編が、18年素案をつくり、22年度からこの8通学区域を見直しで県北、県央、県南ということで変わっております。このときいろいろ反対もありましたけども、そのような形で進んでおります。このときに県がアンケートを取っておりまして、その中でも一番多かった意見は、熊本市の方が、熊本市に集中することで熊本市外に出てしまうと。そういうときの、例えば交通費ですとか、何だとか、いろんな面で心配をされてるという意見がとても多かったです。また、熊本には合志と菊陽と、たしか益城が入っていたかと思いますが、アンケートの中にも合志、菊陽町人口8万人に高校を新設してほしいという意見もあったようでございます。

そこで、以前も前の窪田議員が高校の誘致をということで質問をされました。ただ、県もこのように縮小といいますか再編をされる中で、県立というのはなかなか難しいだろうと思えます。そこで、福岡県の古賀市に古賀成成館高校という高校があります。古賀市と新宮町、福津市ですかね、今合併をされて、運営をされております。久留米には、久留米市外三市町組合の三井中央高校がございまして、あと群馬県にもう1校ありまして、全国では3校しかない一部組合立の公立の高校ということでもあります。十分に子どもたちを育てる立派な地の利がありますし、そういう高校、熊本市内の高校と、その郡部の高校の間にとってもいい高校ができるというふうに思っております。これは、今から検討して再来年ぐらいにできるという話ではありません。そういうものを十分理解した上で、この可能性について、まずはお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 組合立の高等学校の新設の可能性でありますけども、現状において可能性

というのは極めて低いなというふうに考えているところであります。

それは議員も問題点を今挙げられましたけども、現在熊本県においては、平成19年度から平成27年度までの9年間にかけて県立高等学校再編整備が進められております。この計画は、市町村合併の進展及び少子化に伴う学校の小規模化等の状況を背景として、県立高等学校の通学区域、適正規模、特色ある学校づくり及び再編整備を進めているものであります。国立社会保障・人口問題研究所が発表しております平成25年3月1日現在の地域別将来人口推計によれば、菊陽町の人口は当分の間増加するものの、少子・高齢化の影響もあって、14歳以下の人口は平成27年、西暦でいえば2015年を境に減少へと転じ、近隣市町の合志市、大津町においても同じような傾向の推計が出ているような状況であります。このように、将来的に14歳以下の対象年齢層の増加が見込めない状況などを鑑みれば、仮に組合立の高等学校を新設したとしても、生徒数の確保には非常に苦慮するのではないかと考えます。

また、組合立、いわゆる市町村が設置する高等学校については、熊本県教育委員会の認可が必要になります。公立の高等学校の新設は、熊本県が進める県立高等学校再編整備計画の少子化に伴う学級数の削減や再編整備などの流れから見ると逆行しておりまして、認可が受けられるかというのは非常に不透明なところがあります。

さらに、高等学校を新設するには広大な用地の確保、施設の整備、教職員の配置、その後の運営など多額の財政負担を伴うことから、甲斐議員の質問でもありましたように、現在小・中学校の施設整備に取り組んでいる状況、それからこれからも町として取り組んでいきたい事業が山積しておるような現状から見ましても、財政の運営の面から見て非常に厳しいものがあると思います。そういうような状況で組合立、今の時点ではないとは言われましたけども、そういう厳しい状況ということがあるかと思えます。

これまで組合立で作つとる学校も事例もあるということでもありますけども、担当の方に聞いてみますと、いわゆる高度経済成長時代、非常にこの戦後のベビーブームのころの人たちが高校に行くころにできたのではないかと思うところでもあります。そういうようなところで厳しいというふうに感じておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 大体答えはそうなるだろうというのは想定しておりました。突然、全国にしか3例もない、この一部組合立の高校をとというのは、なかなかすぐに、これはおもしろい、やろうというのはどの自治体もなかりょうと思います。それは財政負担もそうです。

ただ、この高校再編のときに、阿蘇市の佐藤市長を中心に合併だとか閉鎖を反対という声が上がりました。その際に私も、当時県の選挙に出るときに公開質問状が出たんで書きました。このように書きました。そんなに残したいのであれば、自治体と県と近隣市町村で一部組合立化して、自分たちも責任を負ってやるべきだと。県はこれだけ財政のない中で、もちろんそれだけではないです、少子化の話もありますから、こういう中で再編をされているだろうと思います。

私がこのような発想になったのは、確かに古賀市を訪れてそれを見たこともあります、当時の永野議員ですね、永野議員も高校の先生でありまして、甲佐高校で教鞭をとられたかと思えます。この計画には反対をされておりました。それは今申し上げましたとおり、熊本市内の子どもたちが結局受験に失敗といいますか、そこからはじき出される形で甲佐高校なり御船高校なり行つたと、そういう遠い中で1人減り2人減りと、そうやってやめていく生徒たちを見たときに地域の学校でというようなことが思いとしてあったようです。それは十分理解しております。でも、私はチャンスがあるのに高校があることで、その壁のために行けないというのはいけないと思います。それなりの能力のある子は、熊本県では熊本高校に行きたいという子には同じステージで勉強させたいというふうな思いですから、我が子に不利になろうとも、この通学区域は全県一圏、一区という形に将来的になっていくべきだろうと思います。そのときに、熊本市内の高校と郡部では競争率や偏差値も違いますから、どうしても熊本市内に集中をしてしまう。その間を埋めるような形で、塾の先生なんかその間があったらと言われるぐらい、この合志や菊陽、益城なんかもそうでしょうけども、交通の便のいいところにこういう学校ができたというふうに思います。

では、法律的に調べてらっしゃるかどうかわかりますが、公立学校施設整備費国庫補助要綱第2条9項は、高校の新設の際に当たる条文でしょうか。お尋ねいたします。

分かりませんか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） そこまでは、教育関係につきましては教育委員会の所管になりますので、そこまでは調べてはおりません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） これは私からもお尋ねです。

文科省の中の要綱です。第2条9項ですね。高等学校及びつてありますけども、校舎並びに屋内運動場新築または増築に関する経費、これ3分の1です。ですから、中部小があれだけかかって、千葉県かどっかでの新設もそのぐらいの金額です。それから、3分の1プラス構成市町、私は想定しているのは合志さんとできればいいなと、それと県も入れて三者でできればもっと減ります。

それから、川俣議員も昨日多目的、光の森の話もありました。あそこにつくれば菊陽町に戻ってきますし、あそこにそれなりの大きな体育館をつくれば、総合体育館の役割もしますし、交通の便もいい。これは勝手な私案であります、僕個人としては三里木駅周辺で10分ぐらいで歩けるとこ、そうすることで駅周辺の、また若者での活気というものが出てくるでしょう。そして、古賀競成館高校のいろんな費用を見ますと、組合内と組合外で施設整備費等々が3倍ぐらい違います。そういったもので地域の子どもたちが通える、その中でこれからの時代を担うような特別な科をつくったりして、こういう学校ができたという事で、やや将来的な話になるかもしれませんがお話をしました。

今日1回でこの話が通るとは思いません。今年の頭か去年の末だったか、県の田崎教育長とこういうお話をすることがありましたんで、ぜひ今後はこういう組合立の学校ですよと、ぜひ東熊本高校をっていう話を冗談を交えてお話をしましたら、笑いながら最後に東熊本高校が頭に残ってなんていうお話をされておりましたが、こういうことも提案していきながら、子どもたちの学校整備というものを考えていかなければならないかなと思いますので、先ほどの財政の話もありましたし、これからも菊陽町はまだまだ取り組まなければならないところもありますので、すぐには実現しないとしても、まだまだ子どもは減る、人口は減ると言いながらも、この熊本市周辺地域には人口もそうです。人は集中します。それに対応する教育施設、それから住環境等々の整備は必要だと思いますので、今後も一度断られたからといってこれでやめません。まだまだそういった可能性を見出しながら御提案をしてみたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時7分



# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成25年12月9日（月）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成25年12月11日（水）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（5 日 目）

（平成25年第4回菊陽町議会12月定例会）

平成25年12月11日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第51号 菊陽町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第52号 菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第53号 菊陽町土地開発公社の解散について  
議案第54号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について
- 日程第4 議案第55号 平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第56号 平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第57号 平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第58号 町道路線の認定について
- 日程第8 議案第59号 町道路線の廃止について
- 日程第9 議案第60号 合志市道路線の廃止に係る承諾について
- 日程第10 議案第61号 合志市道路線の認定に係る承諾について
- 日程第11 同意第2号 固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについて
- 日程第12 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについて
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第14 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決
- 日程第15 発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）
- 日程第16 発議第8号 平成26年度税制改正に関する意見書（案）
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 中 岡 敏 博 君 | 2 番  | 野 田 恭 子 君 |
| 3 番  | 吉 本 孝 寿 君 | 4 番  | 吉 山 哲 也 君 |
| 5 番  | 渡 邊 裕 之 君 | 6 番  | 坂 本 秀 則 君 |
| 7 番  | 石 原 武 義 君 | 8 番  | 甲 斐 榮 治 君 |
| 10 番 | 岩 下 和 高 君 | 11 番 | 佐 藤 竜 巳 君 |

12番 福島知雄君  
14番 加藤眞佐男君  
16番 小林久美子君  
18番 大塚昇君

13番 川俣鐵也君  
15番 上田茂政君  
17番 梅田清明君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書記 山野光子君  
書記 増永純一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                     |        |                      |       |
|---------------------|--------|----------------------|-------|
| 町長                  | 後藤三雄君  | 副町長                  | 井手義隆君 |
| 教育委員長               | 曾我惟雄君  | 教育長                  | 赤峰洋次君 |
| 教育次長                | 鶴田義晃君  | 総務部長                 | 吉野邦宏君 |
| 福祉生活部長              | 實取初雄君  | 産業建設部長               | 松村孝雄君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長      | 渡邊幸伸君  | 総務部審議員兼<br>人権教育・啓発課長 | 堀川俊幸君 |
| 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長 | 荒木一雄君  | 総務課長                 | 吉川義則君 |
| 総合政策課長              | 服部誠也君  | 財政課長                 | 阪本浩徳君 |
| 税務課長                | 阪本章三君  | 福祉課長                 | 宮本義雄君 |
| 健康・保険課長             | 佐藤清孝君  | 介護保険課長               | 市原憲吾君 |
| 環境生活課長              | 大山陽祐君  | 町民課長                 | 酒井章彦君 |
| 武蔵ヶ丘支所長             | 大川由紀美君 | 農政課長                 | 志垣敏夫君 |
| 建設課長                | 今村敬士君  | 都市計画課長               | 小野秀幸君 |
| 下水道課長               | 士野公典君  | 総務課長補佐兼<br>庶務法制係長    | 中島秀樹君 |
| 教育審議員兼<br>中央公民館館長   | 矢野陽子君  | 図書館長                 | 山崎謙三君 |
| 学務課長                | 松本洋昭君  | 生涯学習課長               | 堀行徳君  |
| 農業委員会事務局長           | 堀川正信君  |                      |       |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第51号 菊陽町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第51号菊陽町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） おはようございます。

議案第51号菊陽町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されましたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、1枚めくっていただきますと、改正条文でございますが、分かりにくいですので内容につきましては参考資料の3ページ、一番最後のページになりますけれども、改正要旨にて説明いたします。

今回の改正は、地方税の延滞金の割合の見直しに合わせまして、菊陽町農業集落排水事業分担金に係る延滞金の割合を引き下げるものでございます。

改正の概要であります。現行では分担金徴収条例第7条で延滞金の割合を年14.6%と規定していますが、特例措置によりまして納期限の翌日から1か月を経過するまでは特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は特例基準割合を乗じて計算した延滞金額を加算して徴収するものとなっております。

まず、今回の改正に合わせまして、分担金徴収条例第7条第1項で、延滞金の本則の割合を納期限後1か月までは年7.3%、1か月を過ぎますと14.6%と明記しております。

第2項で、今回改正となります特例措置を規定しております。改正の1つ目としまして、これまで1か月までの延滞金のみの特例を設けておりましたが、1か月を過ぎた場合の延滞金についても特例を設けております。

改正の2つ目としまして、特例基準割合の算定の基準を前年11月30日時点の商業手形の基準割引率としていましたが、今回前々年10月から前年9月までの国内銀行の貸出約定平均利率に改めます。さらに、加算する率も年4%から1%に改正します。

改正の3つ目としまして、この特例基準割合に定率を加えて特例措置とすることです。1か月までの延滞金の特例は特例基準割合に年1%を加えた割合とし、1か月を過ぎた場

合の延滞金の特例は特例基準割合に年7.3%を加えた割合とします。

なお、特例の割合の上限は分担金徴収条例の第7条第1項に定める1か月までは7.3%、1か月を過ぎた場合は年14.6%としています。延滞金の割合を現在の年利で申し上げますと、納期限後1か月までは年4.3%、これを年3%に、1か月を過ぎると年14.6%を年9.3%に引き下げるといった内容でございます。

参考資料の1ページと2ページには新旧対照表を添付しておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

前から2枚目の改正条文に戻っていただきまして、附則について説明いたします。

第1項、この条例は平成26年1月1日から施行するものであります。

第2項、改正後の菊陽町農業集落排水事業分担金徴収条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第52号 菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第52号菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） 議案第52号菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されま

したことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては参考資料の最後のページの改正要旨にて説明させていただきます。

改正する点は、先ほどの農業集落排水事業分担金徴収条例と同様であります。条例第12条第1項本則で規定する延滞金の割合につきましては都市計画法に規定する割合を準用していますので、上限は1か月以内であれば年7.25%、1か月を過ぎたら年14.5%としております。

第2項の特例措置としまして、延滞金の割合を現在の年利で申し上げますと、納期限後1か月までは年4.3%、これを年3%に、1か月を過ぎますと14.5%を年9.25%に引き下げるという内容でございます。

参考資料の1ページと2ページには新旧対照表を添付しておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

前から2枚目の改正条文に戻っていただきまして、附則について説明いたします。

第1項、この条例は平成26年1月1日から施行するものであります。

第2項、改正後の菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第53号 菊陽町土地開発公社の解散について

議案第54号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第53号及び議案第54号は関連議案でありますので、一括議題とします。

議案第53号菊陽町土地開発公社の解散について、議案第54号第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について、以上2議案についてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（服部誠也君） おはようございます。

それでは、議案第53号の説明をさせていただきます。

議案第53号は菊陽町土地開発公社の解散についてであります。

菊陽町土地開発公社は公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的として昭和54年に設立されました。平成16年度から原水工業団地を整備し、団地の分譲により積極的な企業誘致を進め、本町の工業振興に大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、これまで菊陽町からの債務保証並びに公社事業内容を担保とした地元民間金融機関からの融資及び工業団地販売収入を財源として事業を実施してきた公社は、景気の動向や製造業の海外シフトなど工業団地販売に対しての不確定要素により将来的に経営状況が厳しくなる場面も予想されます。また、原水工業団地がほぼ完成していることもあり、公社の大きな長所である機動性の高さを生かした事業実施は完了していると言え、本公社の役割や社会的存在意義から考えても、その使命は果たした状況と言えます。現在、菊陽町土地開発公社においては危機的状況にはありませんが、将来的な町財政への影響を回避することからも、平成21年度に5年間の時限的特例措置として創設された、いわゆる第三セクター等改革推進債を活用しまして公社借入金の整理などを行うことで、平成25年度末を目途に菊陽町土地開発公社を解散したいと考えているところでございます。

以上のことから、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項及び菊陽町土地開発公社定款第26条第1項の規定に基づき、菊陽町土地開発公社の解散について議会の議決を求めるものであります。

なお、本議案の提案に先立ち11月15日の菊陽町土地開発公社の理事会におきまして、同公社の解散について定款に基づき理事の同意を得ているところでございます。

また、解散日につきましては、熊本県知事の認可を受けた日を予定しており、その後3か月程度かけまして最終的な清算業務を行っていく予定です。

議案に参考資料としましてただいまの流れを図示化しました菊陽町土地開発公社解散の流れを添付しております。

以上で総合政策課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚昇君） 説明を終わります。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、議案第54号第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について御説明申し上げます。

ただいま議案第53号の菊陽町土地開発公社の解散に伴い、同公社の借入金の償還に要する経



費に充てるための地方債について熊本県知事に許可申請をするため、地方財政法第33条の5の7第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

起債の目的は、菊陽町土地開発公社の解散に伴い、本町がその元金または利子の支払いを保証している同公社の借入金の償還に要する経費に充てるためでございます。

2、起債の限度額は8億1,000万円としております。

3、起債の方法は証書借入れまたは証券発行で、4、起債の利率は年5%以内であります。

5、償還の方法は、償還期間は10年以内で据置期間はなしの半年賦元金均等償還でございます。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第53号、議案第54号について質問をいたします。質問というよりも、もう一度これは全員協議会等で説明がありましたので確認でございます。本会議でありますので議事録にも残るといふことで質問させていただきます。

土地開発公社の解散の理由としては、もう使命を果たしたということが1点ですね。それからもう一つは、はっきりは申されませんでした、民間金融機関のこの土地開発公社に対する対応ですね。菊陽町の場合には問題はないけれども土地開発公社が一般的に言って金融機関が融資をする場合にちゅうちょするようなそういう傾向があると、そこを見越して今回解散すると、こういうふう理解していいかが1点ですね。

それからもう一点は、8億円余りの起債がまたされるわけですが、これは先日一般質問をいたしました、この8億1,000万円を入れて実質公債費比率が12.2%になるということなのかどうか、その2点をお答えいただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） まず、解散の理由として将来的に公社への民間からの借入れがでなくなるような予測もあるかというふうな御質問でしたですかね。

（8番甲斐榮治君「はい」の声あり）

それにつきましては、一部の金融機関ではもう公社への貸出しですか、はもうやっていないような状況もございますし、今の現状ではそのような状況はございませんけれども、先ほど提案理由でも申しましたとおり、1つには一般会計からのいわゆる債務の保証をいただいて公社が借入れをしているというような状況もございますので、将来的に赤字が膨らんで、いわゆる解散の危機に陥るといふような状況も全然想定されないわけではございませんので、そういったものも今回有利な第三セクター債という、そういったいわゆる国が出します起債がございま

すので、このタイミングで今年度末がそのタイミングの一番最後になりますので、それを借りて解散するというようなことでございますので、よろしいでしょうか。

(8番甲斐榮治君「使命を果たしたということもその」の声あり)

はい。使命を果たしたというのも1つには現状としてあるということでございますので、以上です。

○議長(大塚 昇君) 財政課長。

○財政課長(阪本浩徳君) それでは、2点目の御質問にお答えいたします。

8億1,000万円を借りて、その後の実質公債費比率についての質問だったと思います。

現時点におきます推計を申しますと、平成25年度末におきましては地方債の残高は152億円を超えるんじゃないかというふうに考えております。その実際その後償還が始まりますが、平成25年度の実質公債費比率の見込みとしましては10%台の後半を現時点では予測しております。それから、26年度、27年度につきましても10%台、それから28年度以降は11%台になるんじゃないかというふうに推測しているところでございます。光の森の用地が平成28年度で償還が一応終了すると思っておりますので、その分若干減ってくる可能性もあります。それが1億7,000万円ほどあったかと思っております。今回の場合は8億1,000万円を10年でということですから8,100万円という形になりますので、それは減ってくるんじゃないかなというふうには思っておりますが、この前の一般質問でお答えしましたとおり厳しいながらも財政健全化は保っていけるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(大塚 昇君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大塚 昇君) ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大塚 昇君) 討論なしと認めます。

これから議案第53号及び議案第54号について、それぞれ採決を行います。

まず初めに、議案第53号菊陽町土地開発公社の解散について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大塚 昇君) 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大塚 昇君) 全員賛成です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第55号平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第55号の平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成25年度も残り4か月となりましたが、歳入の区分ごとの増減や歳出の予算に不足が生じたもの、不用額が見込まれたものがあり、また状況の変化等により支出すべき事案が発生したため補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明を申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出の予算の総額に7億9,881万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億5,208万3,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をそれぞれ第2表から第4表で計上しているところであります。

2ページから6ページは、第1表の歳入歳出予算の補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたしますので、ここは割愛させていただきます。

7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費は款の2総務費、項の1総務管理費の子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業で、853万2,000円を計上しております。内容は事業名のとおり、子ども・子育て支援新制度に係る電子システムの構築等事業で、平成26年10月から運用を開始する予定であります。

次の8ページをお開きください。

第3表の債務負担行為の補正は1の追加が2件ございます。1つ目が、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料で、期間が平成26年度、限度額が432万円であります。2つ目は、定住促進補助金で、期間が平成28年度、限度額が100万円であります。

次に、2の変更は、電子計算機導入に伴う機器借上料で、契約額が確定しましたので、その額に合わせまして限度額を667万3,000円に減額するものであります。

下の9ページを御覧ください。

第4表の地方債の補正は、1の追加としまして第三セクター等改革推進債活用事業を8億1,000万円計上しております。内容は、先ほど可決していただきました議案第54号第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてと同じでありまして、菊陽町土地開発公社の解散に伴い、本町がその元金または利子の支払いを保証している同公社の借入金の償還に要する

経費に充てるための地方債でございます。

次に、2の変更では、農地・農業施設災害復旧事業を100万円、全額減額し0円といたしております。合計しますと、補正額として8億900万円の増額となり、地方債の総額は23億2,720万円となるものであります。

11ページ以降は、補正予算に関する説明書になります。

12ページをお開きください。

補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、補正額の大きなものや新たに計上したものを中心に主なものの補正額について御説明を申し上げます。

まず、1、総括の歳入です。

款の16国庫支出金を3,246万円減額し、款の17県支出金を835万2,000円増額し、款の22諸収入を1,277万2,000円増額し、款の23町債を8億900万円増額しております。

以上、歳入合計は補正額として7億9,881万6,000円の増額となり、総額は140億5,208万3,000円となります。

下の13ページは歳出であります。

款の2総務費を2,207万円増額し、款の3民生費を2,167万6,000円増額し、款の8土木費を716万4,000円減額し、款の11災害復旧費を5,126万円減額し、款の13諸支出金を8億1,000万円増額しております。

以上、歳出合計は、補正額として7億9,881万6,000円の増額となり、歳出総額は140億5,208万3,000円となります。なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

14ページをお開きください。

次は、2の歳入です。

下段の款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金は、節区分4の経済危機対策補助金を122万5,000円増額しています。内容は、地域の元気臨時交付金であります。これによりまして、地域の元気臨時交付金の合計額は3億8,189万8,000円となるものであります。

下の15ページを御覧いただき、目の9災害復旧費国庫補助金は、節区分4の農林水産業災害復旧費補助金を4,234万9,000円減額しております。これは、平成24年7・12九州北部豪雨災害における曲手地区などの災害復旧工事が用地の関係などで年度内に執行ができなため減額するものであります。

17ページをお開きください。

中段の款の19寄附金30万円は、菊陽中部小学校への図書購入の指定寄附でございます。

下段の款の22諸収入は、説明欄に記載のとおり3件の収入がございます。

続きまして、次の18ページをお開き願います。

中段の款の23町債は、先ほど町債の補正で説明しましたものでございますが、項の1総務債を8億1,000万円増額しております。内容は、菊陽町土地開発公社の解散に伴う第三セクター

等改革推進債活用事業であります。

以上が歳入の主なもので、次は歳出に移ります。

歳出の中でそれぞれの目に給料、職員手当等、共済費がございますが、これは職員の状況変化による組替えなどありますので、説明は割愛させていただきますけども、40ページ以降に補正予算についての給与費明細書をつけておりますので、後ほど御覧いただければというふう  
に存じます。

それでは、20ページをお開きください。

増額するものを中心に説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の11電子計算費で節区分13の委託料の1,849万5,000円は、総合行政システム変更業務委託料で、子ども・子育て支援システムの導入などの業務であります。

少し飛びますが、24ページをお開きください。

次は、款の3の民生費で項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費、節区分20の扶助費の1,606万4,000円は、障害児通所支援サービス費などあります。

下の25ページを御覧いただき、項の2児童福祉費、目の4保育園費、節区分11の需用費の122万5,000円はなかよし園の雨漏り修理で、節区分19の負担金、補助及び交付金の178万6,000円は保育士等処遇改善臨時特例事業補助金で、全額県補助金であります。

次の26ページをお開きください。

次は、款の4衛生費で、項の1保健衛生費、目の3環境衛生費、節区分19負担金、補助及び交付金の150万円は、太陽光発電設置費補助金であります。

下の27ページを御覧いただき、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の19の負担金、補助及び交付金の177万4,000円を計上しているところでありますが、このうち農地集積協力金70万円と規模拡大交付金52万2,000円は、全額県補助金であります。

次に、目の17農業構造改善事業費、節区分15の工事請負費の134万6,000円は、「さんふれあ」に電気自動車専用の充電器を整備するためのものでありまして、次世代自動車振興センターの補助金310万円を活用するための財源の組替えでありまして、この組替えによりまして事業費は増加はいたしますが、一般財源は175万円ほど減額となるというところでございます。

次の28ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分19の負担金、補助及び交付金の59万円は、工場等立地促進補助金でございます。

下の29ページを御覧いただき、下段の款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分15の工事請負費411万9,000円は、サンリー北地内及び沖野地内の道路の舗装工事  
であります。

次の30ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は、予算の組替えで、目の3公共下水道費は節区

分28の繰出金で公共下水道分の下水道事業会計の繰出金を1,547万8,000円減額するものであります。

32ページをお開きください。

次は、款の10の教育費で、下段の項の2小学校費と、下の33ページ、下段の中学校費では、新年度に向けた増級用の備品購入費などを計上しているところであります。

次の34ページをお開きください。

下段の項の5社会教育費、目の1社会教育総務費では19の負担金、補助及び交付金で文化振興補助金を28万円計上しております。これは、菊陽吹奏楽団の第30回定期演奏会記念事業に対する補助金を計上しているものでございます。

36ページをお開きください。

次は、款の11災害復旧費で項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は節区分15の工事請負費で工事費を5,126万円減額しております。これは、平成24年7・12九州北部豪雨災害における曲手地区などの復旧工事が用地の関係などで年度内に執行できないため減額するものでございます。

下の37ページを御覧いただき、款の12公債費は目の2の利子の支払額を合わせまして800万円減額するものであります。

次の38ページをお開きください。

款の13諸支出金、項の3開発公社費、目の1開発公社費は、菊陽町土地開発公社の解散に伴う補償金を8億1,000万円計上いたしております。財源は、歳入でも説明したとおり第三セクター等改革推進債で、本町がその元金または利子の支払いを保証している同公社の借入金の償還に要する経費に充てるものでございます。

下の39ページを御覧ください。

款の14予備費であります。予備費は、調製のため57万7,000円を減額し、計を3,350万3,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 1点確認といたしますか、質問いたします。

25ページ、目の4保育園費で負担金で先ほど御説明ありました保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、これについて少し詳しく御説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

今、御質問がありました保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございますが、これは実は

国の方では平成24年度の補正予算日本経済再生に向けた緊急経済対策として昨年度から実際は出ておりました。そして、本年熊本県では6月の議会で県議会で補正予算が出ております。それを踏まえまして、菊陽町でも6月に実際補正予算を組んでおります。今回12月議会の分については追加の分でございます。町には5園、私立保育所がございますので、対象者の方が104人程度で、一応保育士の方の給料等の分のアップということで1人平均1か月で大体6,300円程度アップになるのではないかとこのように伺っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第56号 平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第56号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、議案第56号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出の予算の総額に5,121万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8,740万2,000円と定めるものであります。

2ページをお開きいただき、今回の補正の主なものは、歳入では療養給付費等交付金を増額し、下のページの歳出では保険給付費を増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の6療養給付費等交付金、項の1療養給付費等交付金、目の1療養給付費等交付金は、

60歳から64歳までの退職者の療養給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、現年度分4,798万3,000円及び過年度分320万9,000円を増額し、2億7,169万1,000円とするものであります。

下のページは、歳出で、主なものについて説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費では、目の1一般被保険者療養給付費を2,556万1,000円増額し、目の2退職被保険者等療養給付費を989万7,000円増額しております。

下段の項の2高額療養費では、目の1一般被保険者高額療養費を1,103万円増額し、目の2退職被保険者等高額療養費を294万8,000円増額しております。

10ページをお開きください。

款の3後期高齢者支援金等、項の1後期高齢者支援金等、目の1後期高齢者支援金は、財源の調整を行っております。

下のページで、款の11諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1一般被保険者保険税還付金は、50万円を増額しております。

最後に、款の12予備費を予算調製のため98万7,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第57号 平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第57号平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） 議案第57号平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。



まず、今回の補正を行いました主な理由としましては、にじの森の開発と、来年4月1日からの消費税率の引上げ前に住宅建築をされる方が増えたためと思われまして下水道事業受益者負担金の増によります収入財源の変更と、一括で納付された方へは2割の報償金を交付してありますので、一括で納付される方が多く報償金が不足することが予想されますので、一括納付報償金を増額するものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

第2条収益的支出の補正につきましては、既決決定額を次のとおり補正するものであります。

収益的支出の第1款事業費用を241万4,000円増額し、11億4,626万9,000円としております。

その内訳としましては5ページをお開きください。

補正予算実施計画の収益的支出の款の1事業費用、項の1営業費用、目の5総係費で、受益者負担金一括納付報償金の増額と消費税率改定に伴います下水道使用料システム改修業務委託料の増額で241万4,000円増額し、5,515万円としております。

次に、戻りまして、1ページをお願いします。

第3条資本的収入の補正につきましては、収入財源の変更を行うものであります。

その内訳としまして6ページをお願いします。

補正予算実施計画の資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債で、雨水工事費の増によりまして210万円増額し、1億8,850万円としております。

次に、項の3負担金、目の1他会計負担金で雨水工事費の増、及び目の2受益者負担金で下水道事業受益者負担金の増によりまして1,369万5,000円増額し、3,491万4,000円としております。

それから、項の4補助金、目の3他会計補助金で受益者負担金の増額などによりまして一般会計からの繰入金を1,579万5,000円減額し、4,070万7,000円としております。

次に、2ページをお開きください。

第4条企業債の補正についてであります。雨水工事費の増額によりまして流域関連公共下水道事業分の限度額を210万円増額し、8,870万円とし、総額を1億8,850万円としております。

その下の第5条他会計からの補助金の補正につきましては、受益者負担金の増額などによりまして一般会計からの繰入金を1,579万5,000円減額し、3億4,195万6,000円としております。

それから、3ページからは附属書類を添付しております。

次の4ページをお開きください。

4ページから7ページまでが補正予算の実施計画書でございますが、1ページの収益的支出及び資本的収入の補正の中で説明しております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

資金計画であります。下水道事業の資金調達方針を示しております。

次に、10、11ページをお開きください。

予定貸借対照表は平成26年3月31日の財政状況をあらわすものでございまして、平成24年度決算によりまして確定しました、資産、負債、資本の各金額に本年度の補正後の予算額などの見込み額を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第58号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第58号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（今村敬士君） おはようございます。

それでは、議案第58号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由でございますが、道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御承認いただきたい道路は、光団地東2号線と新山28号線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明をいたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

まず、①の路線は光団地東2号線であります。

場所は、町営光団地東側の町道南方大人足線沿いになりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路でございます。

延長が39.31メートル、幅員が5.0メートルの道路でございます。起点、終点とも菊陽町大字原水字下原地内でございます。

続きまして、2ページの②の路線は新山28号線であります。

場所は、新山1丁目の県道新山原水線交差点の北側で、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路でございます。

延長が108.87メートル、幅員が5.0メートルの道路でございます。起点、終点とも菊陽町新山1丁目地内でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第59号 町道路線の廃止について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第59号町道路線の廃止についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（今村敬士君） 議案第59号町道路線の廃止について御説明いたします。

提案理由でございますが、道路法第10条第1項の規定によりまして町道路線を廃止するため、同法第10条第3項において準用します同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回廃止認定をいただきたい道路は、光の森106号線と光の森109号線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明をいたします。

参考資料をお開きいただきまして、左側の位置図を御覧ください。

朱色で示しました①の路線が光の森106号線で、②の路線が光の森109号線であります。

今回の町道路線の廃止の理由でございますが、このたびゆめタウン光の森店の開発計画により株式会社イズミ様より都市計画法第30条の規定に基づく開発申請書が提出されまして、町は同法32条の規定により公共施設の管理者として協議を行ったところでございます。この協議による同意に基づき、町は開発区域内の町道の廃止を行いまして、この道路の付替道路の築造が行われ、所有権移転登記が終わった後で新たに町道路線の認定を行うものでございます。

なお、付替道路の位置関係につきましては、町道路線認定時において御説明いたしますが、今回の廃止認定においてもあらかじめ説明が必要と存じますので、参考資料右側の付け替え道路認定予定図で御説明いたします。

①路線の光の森106号線の起点部分は変わりませんが、終点部分がJ R光の森駅前道路の杉並木線に接続いたします。

また、②の路線の光の森109号線については終点部分は変わりませんが、起点部分が南側の光の森108号線、位置図の黒線部分でございますが、こちらの接続部分に位置することになります。先ほど申しましたようにこの付替道路の認定については道路の完成を受けて改めて認定の議決をいただくこととなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第60号 合志市道路線の廃止に係る承諾について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第60号合志市道路線の廃止に係る承諾についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（今村敬士君） 議案第60号合志市道路線の廃止に係る承諾について御説明いたします。

提案理由でございますが、菊陽町区域内の合志市道テクノ1号線外11路線の廃止に係る承諾について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げますと、合志市におかれては平成24年度から実施されております旧合志町、西合志町の合併に基づく道路台帳の統合及び道路台帳管理システムの再構築のために平

成26年2月の合志市議会において合志市道全路線の廃止及び全路線の認定を予定されておられます。ただし、その路線の一部が菊陽町区域内の道路であるため、合志市の区域を越えて路線の廃止を行うことから、道路法第10条第3項の規定に基づき、合志市道路線の廃止に係る承諾について合志市議会に先立ってあらかじめ菊陽町議会の議決が必要となったものであります。

1枚めくっていただきまして、別紙の路線名及び廃止区域を御覧いただきますと、廃止の承諾をいただきたい道路は1番のテクノ1号線から15番のすずかけ1号線までの12路線、15か所の道路であります。

各路線の位置に関しましては、次の参考資料の各ページに記載がございます。

参考資料の1ページをお開きください。

簡潔に申し上げますと、1ページはセミコンテクノパーク菊陽町区域内の3路線の合志市道でございます。

続いて、2ページは国立菊池病院南側菊陽町区域内の3路線、続きまして次の3ページは沖野、下堀川地区内の4路線、6か所の合志市道でございます。

続いて、4ページは光の森地内及び武蔵ヶ丘北1丁目地内の2路線、3か所の合志市道でございます。

以上の合志市道の廃止について御承諾をいただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第61号 合志市道路線の認定に係る承諾について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第61号合志市道路線の認定に係る承諾についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（今村敬士君） 議案第61号合志市道路線の認定に係る承諾について御説明いたします。

提案理由であります。ただいま合志市道路線の廃止について御承諾をいただきましたが、この12路線、15か所の道路を地方自治法第244条の3の規定に基づき、再び合志市道として認定することの承諾をするために道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げますと、これは先ほどの廃止に係る承諾をいただきました路線について、再び合志市道として認定を承諾するというものであります。このたび合志市では合併に基づきます道路台帳の統合及び道路台帳管理システムの再構築のために平成26年2月の合志市議会において全路線の再認定が予定されております。その合志市議会に先立ってあらかじめ菊陽町区域内に合志市道を設置することの菊陽町議会の議決が必要となるものであります。

認定の承諾をいただきたい路線は、別紙参考資料のとおりでございます。

路線の位置や内容は、先ほどの議案第60号と同様でございますので、説明は割愛をさせていただきますと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 同意第2号 固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについて

○議長（大塚 昇君） 日程第11、同意第2号固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 同意第2号固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについて説明いたします。

菊陽町固定資産評価委員に選任したい方は、氏名が服部貞夫様で、住所が菊陽町大字原水1063番地3にお住まいで、生年月日が昭和25年10月21日生まれの63歳で、新任となります。

現在の固定資産評価委員の五野正明様から本年12月31日付をもって辞任の届け出がありましたので、後任として服部貞夫様に就任を願うものであり、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

服部様の経歴につきましては、熊本県立熊本農業高校を御卒業、昭和49年4月に菊陽町役場に入庁され、税務課をはじめ総務課、農業委員会、企画財政課等のほか、商工振興課長、農政課長、産業建設部長を最後に平成23年3月に定年退職されておられます。

固定資産に関しまして高い見識をお持ちで、ただいま申し上げましたとおり、その幅広い豊富な行政経験と高潔なお人柄は、委員として適任であると思われまますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第2号固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについて、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、同意第2号固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについて

○議長（大塚 昇君） 日程第12、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについて説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員の任命について3名の委員のうちお二人が平成25年12月18日で任期満了となります。そこで、現在の委員である吉岡光憲様と西塔正弘様を引き続き委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

まず、お一人目の吉岡光憲様は、菊陽町大字原水1643番地にお住まいで、昭和21年9月7日生まれの現在67歳です。吉岡様は、昭和40年に熊本国税局に入局、昭和46年から東京国税局国税専門官、国税訟務官等を歴任し、昭和61年に退職されまして、同年6月に税理士事務所を開業し、現在に至っておられます。

お二人目の西塔正弘様は、菊陽町大字原水1564番地にお住まいで、昭和31年2月12日生まれの現在57歳です。西塔様は、昭和55年に熊本県経済農協協同組合連合会に入会され、平成14年6月に同連合会を退職し、翌年3月に行政書士事務所を開設され、現在に至っておられます。

お二人とも、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、公正な審議をお願いできるものであり、委員として適任であると思われますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから1人ずつ採決を行います。

同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについて、吉岡光憲君を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、同意第3号は吉岡光憲君を同意することに決定しました。

次に、固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについて、西塔正



弘君を同意することについて賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、同意第3号は西塔正弘君を同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

総務部審議員兼人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼人権教育・啓発課長（堀川俊幸君） それでは、諮問第1号の人権擁護委員の候補者の推薦について説明いたします。

諮問第1号は人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

このたび人権擁護委員のうち3名が平成26年3月31日で任期満了となりますので、人権擁護委員の候補者として、菊陽町大字久保田2736番地1にお住まいの片山修一様を5期目の再任に、菊陽町大字津久礼2353番地4にお住まいの鬼塚成子様、菊陽町大字津久礼1908番地にお住まいの富永悦子様を新任として推薦するものであります。

御紹介いたしますと、片山修一様は昭和33年から営林署の職員として37年間各地の営林署に勤務後、平成6年12月から鹿児島保護観察所に、平成12年から熊本保護観察所内勤保護司として活動され、平成14年2月から人権擁護委員になられ、現在に至っております。

次に、鬼塚成子様ですが、昭和50年3月に京都府立大学家政学部を卒業後、聾学校の非常勤講師、中学校の教諭から、昭和55年には塾の講師になられ、昭和57年には学習塾の経営を始められ、その間に西小学校のPTA役員や地域婦人会三里木支部長等の地域活動にも熱心に取り組まれてこられました。

最後に、富永悦子様ですが、昭和42年に尚綱高等学校を卒業後、文化服装学園へ、卒業後に縫製会社に勤務されますが、昭和47年4月に菊陽町役場に入庁され、いろいろな部署を経験され、平成21年に退庁されるまでの10年間を東部町民センター所長として同和問題をはじめとする人権問題の解消のためにいろいろと取り組まれております。

以上、3名の方々は、人格、識見ともに高く、社会の実情にも通じ、人権についての理解も深く、人権擁護委員としてふさわしいの方々ですので、その候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものです。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから1人ずつ採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、片山修一君を適任とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は片山修一君を適任とすることに決定しました。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、鬼塚成子君を適任とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は鬼塚成子君を適任とすることに決定しました。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、富永悦子君を適任とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は富永悦子君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（大塚 昇君） 日程第14、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件について、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、産業建設常任委員会の順とします。

まず初めに、総務常任委員会委員長岩下和高君。

○総務常任委員長（岩下和高君） それでは、総務常任委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、請願第5号完全な信号機の設置または今在る歩行者用押しボタン信号機の移設と横断歩道の移設をもとめる請願書について、以上1議案が付託されました。

12月9日に総務部長及び総務課長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、その後現地調査を行った上で慎重に審査を行いました。

それでは、審議の経過と結果について報告をいたします。

今回、この現地はこれまでも要望があり、横断歩道の移設が行われた場所であることから、これまでの経過を総務課に説明をいただきました。内容は、平成16年6月に武蔵ヶ丘小学校の通学路に関する要望書が提出され、2方向へ渡れる横断歩道と信号機の設置を要望がなされたということです。当時は時差式信号機設置の要望であったが、早く信号機の設置ができるよう押しボタン式信号機の設置となったとの説明でした。また、県警交通規制課と大津警察署の担当者にも現地確認を依頼し、信号が設置された場合、現状では笹原整形外科、伊藤歯科間の交差点北側に横断歩道があり、光の森方面への車の出入りが多く、歩行者の危険にさらされるおそれがあり、交差点南側への横断歩道の移設が必要とのことであったようです。このことは、地域の方にも説明、御理解をいただき、横断歩道の移設や押しボタン信号機の設置がなされたということです。

現地の視察を行い、審議に入りまして、委員さんの意見としては、信号機の設置等であり、警察、公安委員会に上申すべき案件ではないのか。完全な信号機の設置の要望は分かるが、横断歩道の設置は難しいのではないのかと。今回の請願については地域の方の意見は集約はできているかなどの意見が出ました。

審議の結果は、交通安全対策ということで地域の方の意見の集約や専門的な交通安全対策から意見が必要であり、短時間での結論は難しいということで、全員賛成で継続審査に決定をいたしました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑につきましては自席でお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これから請願第5号完全な信号機の設置または今在る歩行者用押しボタン信号機の移設と横断歩道の移設をもとめるについては、委員長から会議規則第75条の規定によって議席に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この件について質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第5号完全な信号機の設置または今在る歩行者用押しボタン信号機の移設と横断歩道の

移設をもとめるについて、委員長からは会議規則第75条の規定によって議席に配付の申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第5号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長渡邊裕之君。

○産業建設常任委員長（渡邊裕之君） それでは、産業建設常任委員会、審査の経過と結果について報告をいたします。

産業建設委員会に付託されました付議事項は、請願第6号通学路（歩道）の拡幅設置及び横断歩道の標示を求める請願についてでございます。以上、1議案が付託されました。

12月9日に請願内容について協議の後、産業建設部長、建設課長の同行のもと現地調査を行った上で慎重に審査を行いました。

通学路、歩道の設置には、委員よりも異論はなく、更地の間に地権者と交渉を進めるよう行政に対しては要請をいたしました。ただし、後段の横断歩道の標示につきましては、公安委員会の認可であることや車道の狭さからこれは難しいのではないかという意見が大勢でございました。そこで、中岡議員より横断指導線の標示の提案がなされました。横断指導線とは歩行者の車道の横断を指導する必要がある場所に標示するものでございまして、法定外標示であり、町で設置できるということで検討することといたし、その後現地調査にあわせ、にじの森内にこの標示箇所があるということでございましたので視察をいたしました。

写真で御説明いたします。これが通常の横断指導線というものです。こちらがにじの森に今標示されているものでございます。

一日も早く子どもたちや地域住民の安全に資するため、横断歩道の標示を横断指導線標示ということで変更し、審議をいたしました。この件につきましては、委員全員賛成により採択を決定をいたしました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑につきましては自席にてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから請願第6号通学路（歩道）の拡幅設置及び横断歩道の標示を求めるについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第6号通学路（歩道）の拡幅設置及び横断歩道の標示を求めるについて、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）

○議長（大塚 昇君） 日程第15、発議第7号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、小林久美子君外7名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、小林久美子君より趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 発議第7号について説明をいたします。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）です。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由は、医師・看護師・介護職員などの医療・福祉労働者の深刻な人手不足を早急に解消するためです。

案文の朗読をもちまして提案にかえさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）。

厚生労働省は2011年6月17日、「看護師等の雇用の質の向上のための取組について（5局長通知）の通知」を発出しましたが、その中で看護師等の勤務環境の改善なくして持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題としています。さらに、2013年2月8日には、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の雇用の質の向上のための取組について（6局長通知）」を発出し、看護等に対する取組を医療スタッフ全体に拡大させ、取組を推進しています。

今後、少子化社会が到来する中で、医療・介護の崩壊の現状から再生へと進むためには、医師・看護師・介護職員などの医療・福祉労働者の深刻な人手不足を早急に解消することが不可欠であり、看護師などの夜勤・交替制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。

厚生労働省の5局長通知及び6局長通知を実効あるものにするためにも、医療・社会保障予

算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう下記の事項について国に要望します。

①看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。

②医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。

③国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月11日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

内閣総理大臣安倍晋三様、厚生労働大臣田村憲久様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣下村博文様、総務大臣新藤義孝様。

以上です。

また、質問がありましたら自席でお答えします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第8号 平成26年度税制改正に関する意見書（案）

○議長（大塚 昇君） 日程第16、発議第8号平成26年度税制改正に関する意見書（案）についてを議題とします。

この議案は甲斐榮治君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して甲斐榮治君より趣旨の説明をお願いします。

○8番（甲斐榮治君） 平成26年度税制改正に関する意見書（案）についてお諮りをいたします。

上記の提案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由、償却資産に対する固定資産税課税等が縮減ないし廃止されれば、菊陽町の財政運営に極めて重大な影響を及ぼすため。こう上げておりますが、皆さんに御相談する機会がありませんでしたので、若干経過について御報告をした上で意見書の朗読をして提案にかえたいと思います。

皆さん御存じのとおりこの償却資産に対する課税の減税ですね。については以前先般町長、それから議員全員の署名のもとに県選出の国会議員に陳情がなされております。町長のこの前の御報告によりますと、自由民主党の税調の方では平成26年度は見送りの方向であるという御報告をいただきました。ところが、その後情報が入りまして、12月12日、つまり明日ですね。明日自民党の方でこの件の取りまとめがあるそうでございます。皆さん御承知のとおり安倍総理大臣はこのアベノミクスです。いわゆるアベノミクスの中の大事な一環という強い思いがあるようです。企業の競争力を上げると、それから企業が国外に流出するのを防ぎたいという安倍首相の強い意向があるようです。それは理解できないことではありませんけれども、これが実施されれば菊陽町は概算14億円の減収に至るという大変なことになります。どうも12日の自民党の取りまとめはこの安倍首相の意向によれば、少し先行き不透明、税調の方では見送りという方向ですけれども、少し不透明な部分が出てまいりましたので、実は議長の方から再度意見書を出して要請をしてはという諮問が議会運営委員会の方にございました。

それで、急遽議会運営委員会を開きまして、実は県議会の方でこの件に関する意見書が9月25日に出されております。現行制度を維持しろという県議会の意向ですね。それに基づいて菊陽町も国に対する意見書を送ったかどうかということがありまして、議会運営委員会で討論した結果、議員発議で皆さんに御相談をしようと、時間もないのでということでございました。県議会の場合には、この償却資産に対する固定資産税課税の減税と自動車取得税及び自動車重量税の減税をやめてくれと。やるならば、その代替税制度をつくってほしいという、そういう要望になっておりましたが、町長の方から助言がございまして、少しせつかく出す意見書であれば現状を踏まえて出した方がいいんじゃないかという助言がございましたので、実は昨日3時半から急遽また議運を開きまして、町長においでいただいて、町長と総務部長においでいただいて、いろいろ情報をいただいて議論をいたしました。償却資産に対する固定資産税課税の減税については従来どおりですけれども、自動車関係の税についてはもう既に国の方針が決定しておると。今出しても恐らく効果はなかろうと。それで、むしろゴルフ場の利用税の方はまだ方針が決定していないので、それを加えられたらいかがでしようかと、こういう町長からの助言でございました。

その後、議会運営委員会で討議をいたしました。町長の御意見、忠告を採用をいたしまして、この自動車税取得税ですね。それから、自動車の重量税の項をこれはもう取りやめて、ゴルフ場利用税の方に力点を置こうというふうなことで結論が出ましたので、今からお読みする、そういう意見書案というふうになりましたので、これから朗読をいたします。

平成26年度税制改正に関する意見書（案）。

昨年12月の政権交代以来、いわゆるアベノミクスにより我が国経済に明るい兆しが見られるものの、その効果はいまだ地域経済の活性化に及んでいないという状況にはない。

国の経済政策の効果を地域経済にも及ぼすためには、国と地方が連携・協力して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて積極的に取り組む必要があり、そのためには基盤となる地方税財源の確保が重要である。

よって、国におかれては、現在議論されている平成26年度税制改正において、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。

1、償却資産に対する固定資産税課税について。

成長戦略の柱となる設備投資減税の一環として議論されている償却資産課税の抜本の見直しについて、固定資産税は市町村の重要な基幹税目であり、経済対策等の観点から償却資産課税の見直しを行うべきではなく、制度が縮減・廃止されれば、本町の財政運営にも極めて重大な影響を及ぼすこととなることから、現行制度を堅持すること。

2、ゴルフ場利用税について。

ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、その交付金額はゴルフ場所在市町村にとって貴重な財源となっている。このことを御賢察の上、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月11日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

衆議院議長伊吹文明様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣新藤義孝様、財務大臣麻生太郎様、内閣官房長官菅義偉様。

以上でございます。大変大事な財源ということですので、どうぞ議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質問については議席でお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第18、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、議席に配付の特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり閉

会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成25年第4回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時51分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 渡邊 裕之

菊陽町議会議員 坂本 秀則

菊陽町議会会議録  
平成25年第4回12月定例会

平成25年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代)(096) 232-2111

議会事務局TEL(096) 232-4919